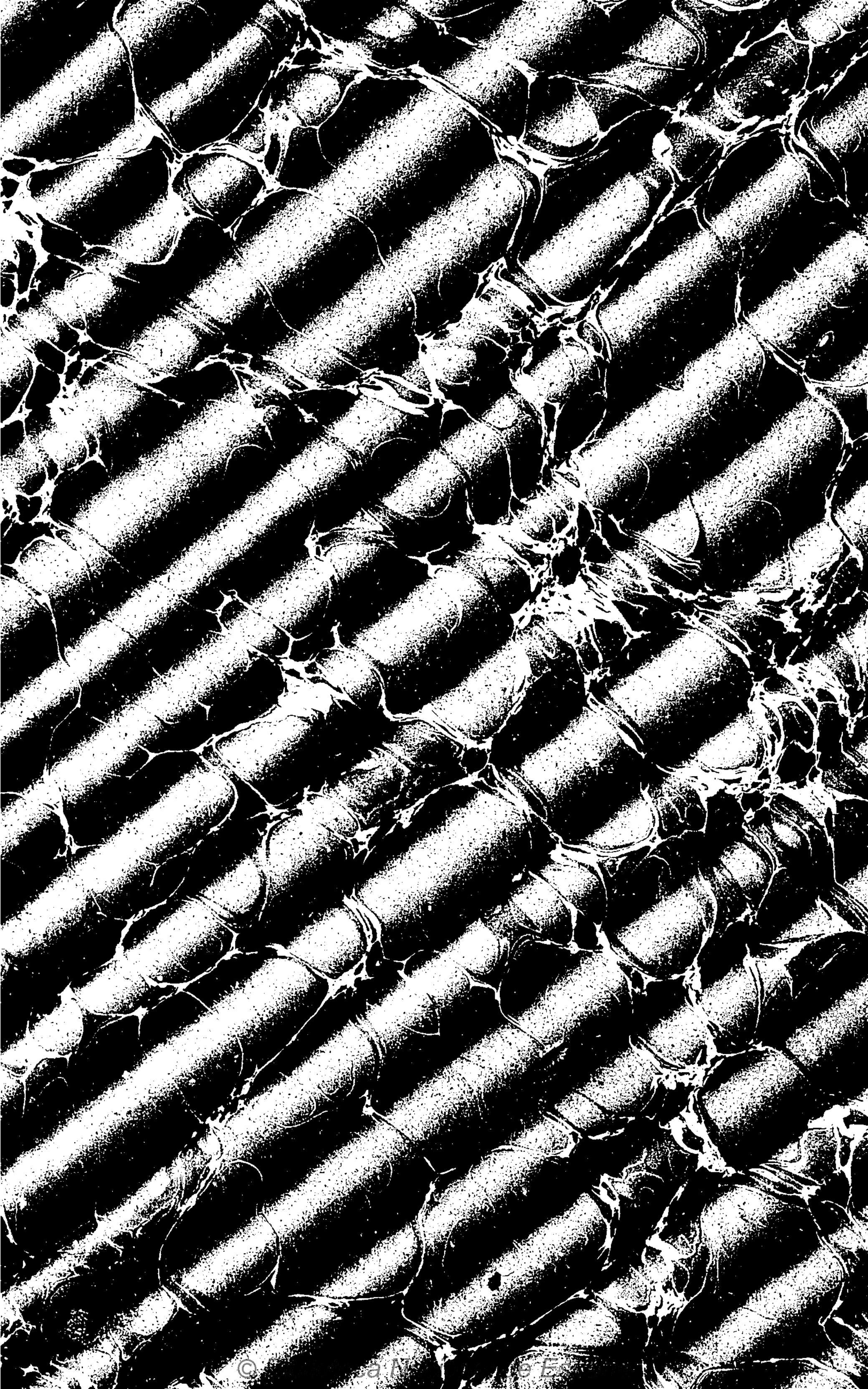


南洋之風雲



東京
博文館

MARIANO PONCE

CUESTION FILIPINA.

UNA EXPOSITION HISTORICO-CRITICA DE HECHOS RELATIVOS A' LA GUERRA DE LA INDEPENDENCIA.

TRADUCIDA

POR

H. MIYAMOTO Y S. FOUDZITA.

比律賓法學士 マリアノポンセ著

宮本平九郎
藤田季莊 共譯

南洋之風雲

比律賓獨立問題之真相

東京 博文館發行

序

方今五洲之形勢、有可痛哭者、有可流涕者、有可長大息者、籍口仁義、容喙友邦內政、終簒其土、是非可痛哭者乎、賣恩施惠、誑人孤兒寡婦、以割據形勝、或侮他弱小、曲解條約、遂弄干戈、以恣溪壑之慾、是非可流涕者乎、至其太甚、則或恃强挾威、鬼面嚇人、以逼割地、或甘言誘人、遂擠諸陷穽、自以爲得、是非可長大息者乎、露獨之待支那、英之臨南阿弗利加、北米合衆國之遇玖杷比律賓、皆是也、昔時人文未開、列國各事搏噬攘奪、所謂春秋無義戰者、不足深怪、雖然、今也四海一家、天涯比隣、風敎之盛、文化之隆、稱振古未曾有、而勢如此、何也、西人所謂文明者、宜如此耶、顧萬國公法、正義爲體、博愛爲用、以講列國和好之道者也、而西人雅言、是宜專行於基督敎國、不宜適用諸異敎國、是以白晳人種之臨褐色人種、每以夷狄待之、

傲然自尊、欺瞞譎詐無所不到、如此則是直白晳人種私法已、何足稱萬國公法哉、盖西人敏乎視自家利害、故動輙便宜二三其說而已矣、觀西歐列國所以互相交際、亦每寓譎詐於誠實、托權變於質直、智與智相角、謀與謀相伐、陽稱親交、陰事排擠、紛錯犂攫、誰辨烏雌雄、嗚吁所謂基督敎國仁義博愛者、宜如此耶、夫露獨英佛諸强、朶頤于東洋、洵非一朝一夕、盖此數國、戸口稠密、土壤狹隘、衣食之資多需于海外、工業殷盛、製品饒多、勢亦不可不覔市塲於海外、其汲々乎拓土殖民者固矣、北米合衆國則人口寡少、而土地廣且腴、衣食充隘于內、其俗亦由來稱尙義賤武、以平和爲國是、而至輓近俄欲試鵬搏于海外、是因何而然乎、盖列國互相對峙也、其所可最重者在於通商、國勢消長因通商盛衰、通商盛衰則繫于領土大小焉、是以列國競欲據世界形勝、以擢占互市、而通商之訣在敏于商

量利害、利害所岐、無必待乎仁義、故列國相合也必以利害相同、其相離也亦以其不相同、利害之機可以卜列國嚮背矣、比律賓群島、元見稱東洋富庫、夙爲列國所垂涎、合衆國之欲奄有之、亦爲世界大勢所驅而然也已、雖然、其擧果可謂名正事順歟、比人本西者、憂國之士也、夙慨故國屈辱、與有志謀、欲樹比島獨立自主之基、流離間關、來寓我國、蓋有竊所期也、屢訪余廬、其爲人一見爲寛厚長者、而與之論五洲形勢、談及其國事、則慷慨擊節、言與涙下、常曰、國家獨立之業宜期百年、堅忍待時、庶幾有成、苟獨立不成、則擧全島爲焦土不復悔也、近者著一書、曰比律賓問題、附以比島志士小傳、其意在說所以比人與米人搆難寔出不得已、兼闡明比島事情、以欲煩我邦志士一讀焉、邦人通比島事情者極少、或遽斷以爲蒙昧之民、然觀此書、可以知島民教養有素、勇敢好義、頗有我國古武士之

風、優備獨立自主之氣象也、刻成、余因書所感以辨卷首、

明治三十四歳次辛丑一月

潮來　宮本平撰

例言

一　表紙に描出せるは比律賓共和國々旗なり

一　比律賓群島を分ち四大群島とす
呂宋群島
ビサイアス群島
ミンダナオ群島
スールー群島

一　最初の三群島は西班牙の治下に服したりしもスールー群島のみは未だ治に服せず島民は回教を奉じシュルタンを戴けり

一　國旗中に三星を點出せるは前三群島を意味す

一　獨立戰爭にして成功すればスールー群島も聯合に入り

一　國旗中更に一星を添ふべしと云ふ

一　西班牙政府の時は群島の行政區劃をも四十五州に分てり

一　本書に載せたる小傳及び寫眞は敢て先後次第せしものに非ず

潮來生識

ドン、マリアーノ、ポンセ氏傳

Don Mariano Ponce.

本編の著者ポンセ氏の名は比律賓の一亡命者として我邦人に知られたり。五洲の間に跼蹐して身は万里異國の客と爲り、風雨蕭索の夜、孤燈に對して故國の前途を憂ひ、故國の同胞が萬死を冒し獨立を得んとして奮戰する狀を想へば氏の感愴果して如何。氏の境遇も亦憐むべきかな。

氏は千八百六十七年(慶應三年)三月二十三日を以て比律賓國呂宋島ブラカーン州バリワッグに生る。幼より馬尼剌に出て敎育を受け、後ち馬尼剌大學に入り其業を了れり。

十九歳の時Folk Lore Bulakeño(ブラカーン俗話)と題する書を著はし、ブラカーン州に行はるゝ人情風俗を叙述し、古來の傳說信仰等に至るまて悉く網羅蒐集し、之を諸外國に行はるゝものと比較論究し、其觀察精到なるを以て大に歐州諸國の人類學者間の好評を博したり。比律賓の通の名ある墺國ライトメリッツ大學敎授フェル

ヂナント、ブルーメントリット博士の如きは殊に氏の著を見て賞讃措かざりき。氏の家族は氏をして小成に安せしむるを欲せず、千八百八十六年(明治十九年)五月氏をして西班牙國に留學せしむ。氏即ち先づ同國バルセローナ大學に入り後ち馬德里大學に遊び其業を了れり。

氏は常に好て歷史を研鑽し、西班牙國統治の下に於ける自國の歷史に關し屢ば論著する所あり。就中『比律賓史考』(Efemerides Filipinas)は出色の文字とす。本書に於て氏は比律賓群島か西班牙國の領土に歸せし時より住民は痛く西國人の抑壓を被りたる所以と、西國政府の壓制は常に比律賓人の憤慨せる所にして爲めに反亂止む時なかりし所以を詳明せり。

氏か愛國の衷情は天性に出つ。是を以て氏は屢ば自國人に對し自國の歷史を研究するの必要を切言し、自國の現況を詳說し、以て將來に於ける國民行動の標準を決定するの重要なる所以を論明するを以て任とせり。

千八百九十四年(明治二十七年)氏は『西班牙時代以前に於ける比律賓群島文明史考究の資料』(Filipinas Contribución al estudio de su civilazación prehis pana)と題する論文を草

し、西國馬德里學藝公評會より優等賞を受けたり。本論は單に草稿に止まりしを以て未だ出版せず。

千八百八十九年(明治二十二年)西班牙國居留の比律賓志士等相謀りて『連帶責任』(La Solidaridad)と稱する一雜誌を馬德里府に於て發行し、千八百九十六年(明治二十年(西國政府より發行禁止の命を受くるに至る迄、氏は同雜誌の編輯長として大に盡瘁し、西國政府の暴戾非行を痛擊して餘力を殘さず、之が爲に大に西國政府の忌憚する所となれり。該雜誌の社長はマルセーロ、イラーリオ、デルピラール氏にしてホセー、リザール及アレトーニオ、ルーナの二氏專任編輯員たり。是等諸氏は皆比律賓群島の政治界に於て名聲赫々たる者にしてポンセ氏が莫逆の友たり、常に內外相應じて政界に飛躍し、互に提携して國事に努力せり。

千八百九十六年(明治二十九年)七月ピラール氏は不幸にして西國バルセローナに於て病歿せり。ポンセ氏は最親の知己に別れ袖を絞りて其遺骸を同市に埋葬し、哀悼の淚未だ涸くに暇あらざるに、同年八月比律賓群島の革命戰爭起る。當時ラ、ソクダリダット社員中西國に殘留せしはポンセ氏一人のみ。是を以て氏は忽ち西國

政府の訴追する所となり、纔に逮捕の難を免れ佛國に脫走し、次て其同年十月を以て香港に安着せり。時に革命戰爭の極點に達せし時なり。氏は即ち香港に滯在せる自國の亡命者等と『比律賓群島革命期成會』(gunta Revolucionaris de Filipinas)を組織し、幾何もなくして比律賓革命政府の公認する所となれり。同會は比律賓群島獨立の革命に就き文明諸國の同情を喚起し且比律賓愛國者の志氣を皷舞するを以て任務とせるものなり。

千八百九十七年(明治三十年)十二月に至り比律賓人と西班牙人との間にビアック、ナ、バトー媾和條約締結せられ、條約の條款に從ひ革命の統領アギナルド將軍は鋒を收め部下の將校四十余名を引率して香港に渡航したり。是に於て在香港の志士相謀り、比律賓委員會(Comit Filipino)を組織して衆皆將軍を推して其會長としポンセ氏を其書記長に擧選せり。同會は次いて比律賓全島人より革命に關する事項を處理する機關として承認せられ、今日尙存續し、目下比律賓共和國政府の政務を執行する在外中央部たる性質を有せり。

其後米西戰爭の破裂に伴ひ比律賓獨立戰爭再燃し、今や形勢一轉、比人は米人と砲

火相見るの慘境にあり。アギナルト將軍の部下の將校を引率し香港を辭し歸國するに及びポンセ氏は比律賓國政府の代表者として我國に派遣せられ、千八百九十八年(明治三十一年)八月を以て極東の帝國に到着し、其鬱勃たる愛國の至情は發して本論の著となれり。

比律賓獨立軍々歌　(其一)

フェルナンド、ゲレーロ氏　ホセー、デ、シーロス氏
[作　歌]　[作　曲]

Himmo Triunfal, dedicado al pueblo Filipino.

Letra del Sor. Fernando Guerrero.　*Música del Sor José de Siloro.*

Las cadenas del siervo que un dia
Nos ciñera el tirano procaz
Ya se han roto y trocadas en armas
Bantiza con su fuego el sol de libertad.

¡Hurra al pueblo redentor
Que á los despotas barrió!
¡Hurra eterno á las huestas patriotas
Que honraron en la lid la enseña tricolor!

Hoy la bestia del cruel despotismo
Es un frio cadáver no más
Donde clavan su hierro invincible
Los hijos de la excelsa y santa libertad.

¡Hurra al pulblo triunfador
Que nuestra honra vindicó!
Hurra, si, á la inmortal Filipinas
Que quiere vivir libre, pero esclava, nó!

比律賓獨立軍々歌　(其二)

ラーウロ、マタアス氏　セレスチーノ、ロドリーゲス氏
[作　歌]　[作　曲]

El Despertar de un Pueblo.

Letra de Láuro Mataas.　*Música de Celestino Rodriguez.*

La palmera que el viento mecia
Con murmurios de paz y de amor
Al caer bajo la hacha aquel dia
Convirtióse en obus tronador.

Fué la espada de heróico espartano,
Transformándose, el bolo servil,
Fué puñal el formon artesano
Y la caña trocóse en fusil.

Y se alzó con impulso gigante
De este suelo tranquilo y fezár
Un ejército bravo y pujante
Que afrontó al enemigo procáz.

Asi vino á surgir su bandera
Proclamada al bramar del cañon,
Asi pudo elevarse altanera......
¡Y de un pueblo surgió una nación!

比律賓獨立軍國歌譯

東西文を殊にし措辭全く異る。西詩を國歌に譯せんとするは到底企及し得る所にあらず。而して今之を敢てするは唯原詩の意を髣髴たらしめんとするのみ。辭の拙劣を尤むるなくんば幸甚。

（潮　來　生）

其　一

愛と平和を唱へつゝ　凪に戰げる棕櫚の樹も
斧に打たれて雷の　おどろ〳〵と響くなり」
鈍ぶる太刀もスパルタの　ますらたけをの劍利（と）く
工匠（たくみ）の鑿（のみ）も今ははた　恨を晴らす匕首となる」
靜に豊けき國べより　猛く勇める威勢もて
起るよ剛勇無比の兵　非道の敵を懲らさんと」
四方に轟ろく銃の音に　國旗をたかく揭げつゝ
簇る島根しま人の　裡よりおこる一國民」

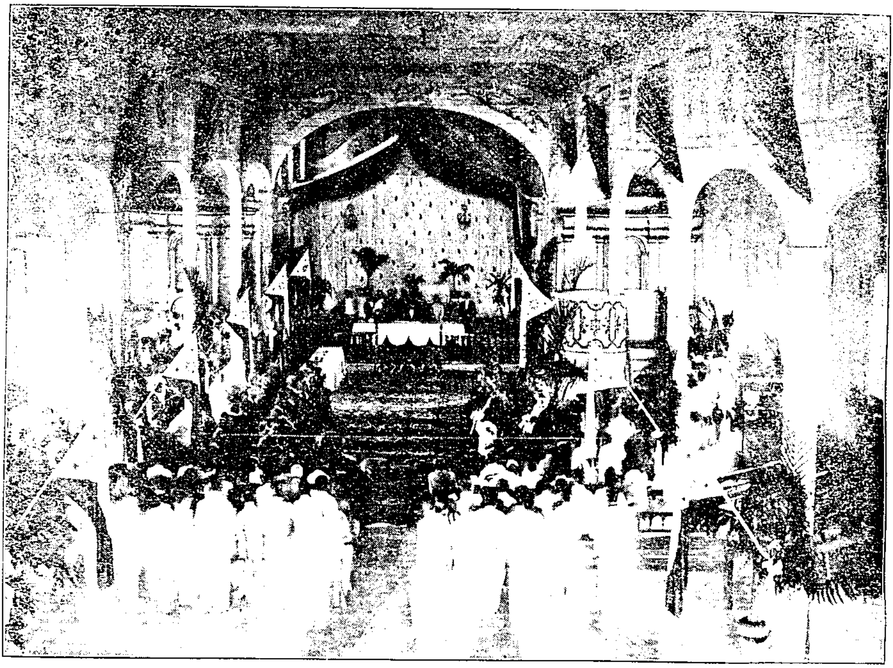
其　二

暴君汚吏がわが民を　縛せし奴隷の鎖だに
今はなか〳〵民の武器　自由の光照り添ひぬ」
逆主を除く民の子の　譽れよいとゞ高からん
武名を揭ぐる三色旗（トリコロル）　義軍のいさをし幾千代に」
殘忍無道のけもの等が　仆れて伏せる屍より
抽き取る鎗は撓みなき　尊き自由の民の武器」
國の汚辱を雪ぎなば　民のさかえや如何ならん
奴隷を逃れ自由をば　望むよ比人の光榮ぞ」



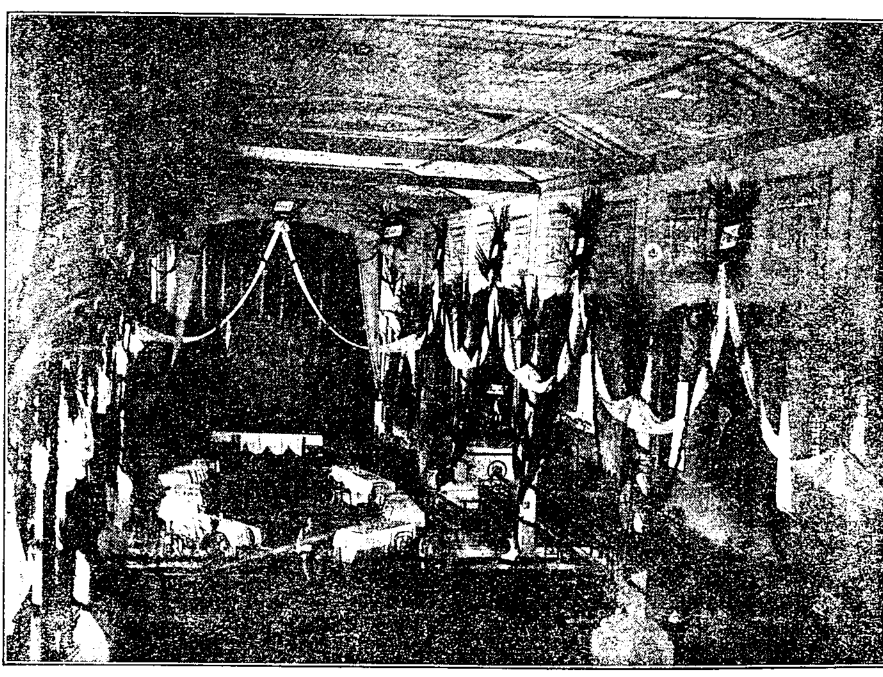
Carro de Libertad en la Proclamacion de la Independencia.

獨立宣言式ニ奉祭セル自由神々輿



Una sesión del Parlamento (15 sep. 1898)

マローロス市國會開會中ノ光景



Salón del Parlamento.

國會議場



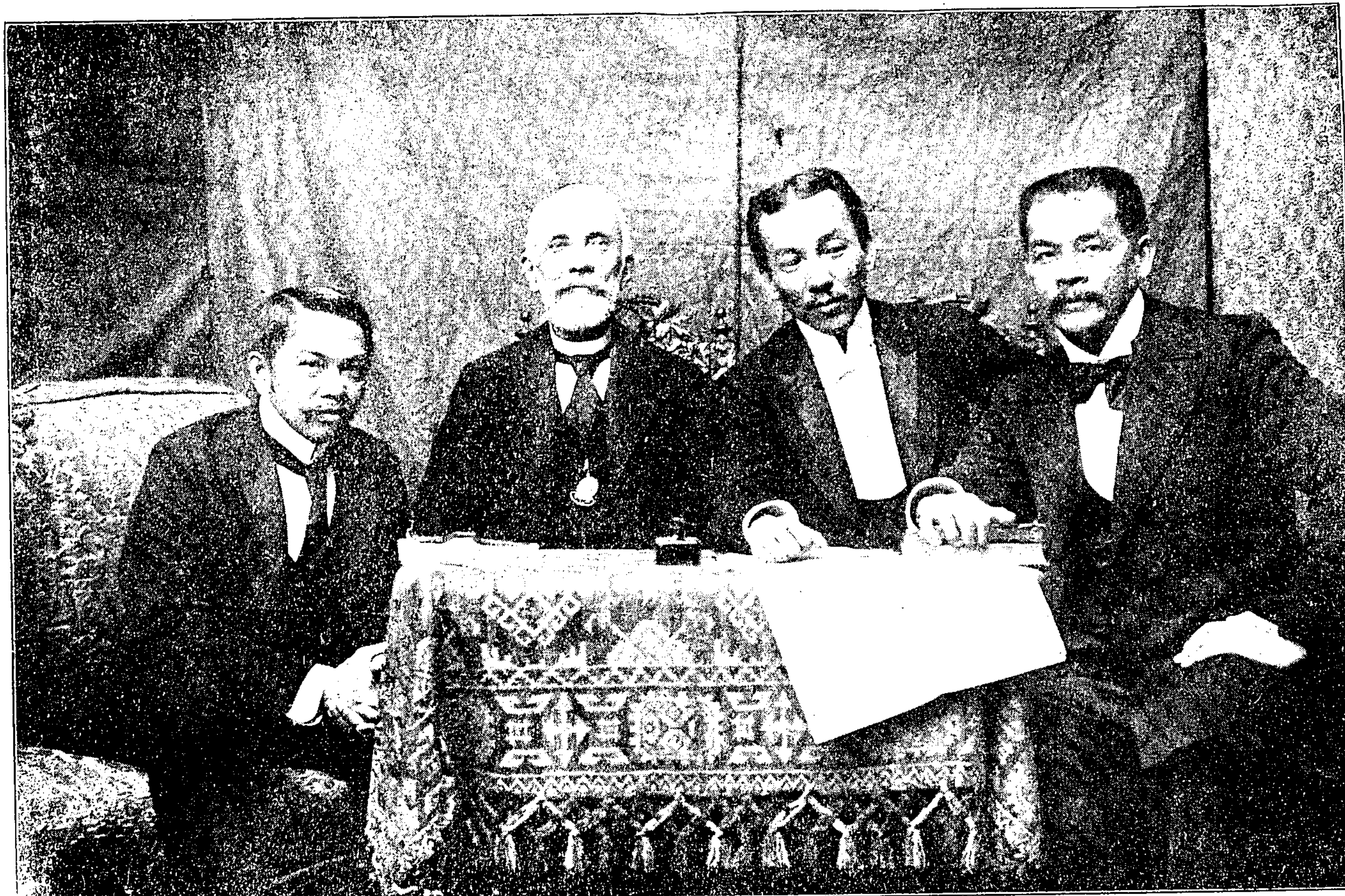
Ge. Emilio Aguinaldo y Famy, Presidente de la República Filipina.

比律賓共和國大統領アギナルド將軍

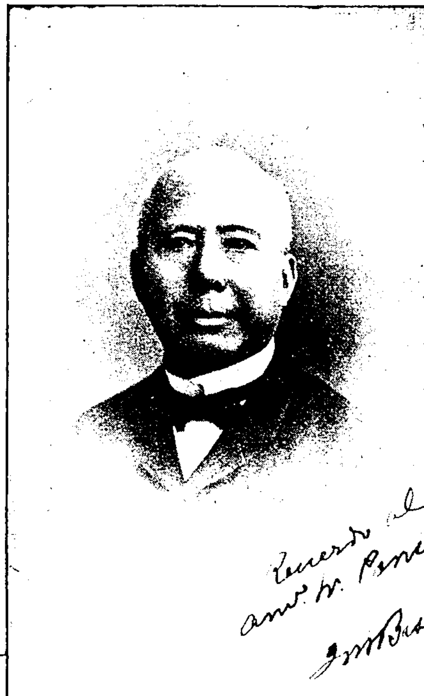


D. J. Rizal. D. M. H. del Pilar. D. M. Ponce.

リサール氏 ピラール氏 ポンセ氏



Juan Luna. ホアン、ルーナ氏　Abarca. アバルカ氏　Agoncillo. アゴンシーリオ氏　Vergel. ヴェルヘル氏







Dr. Barcelona. J. M. Basa. Riego de Dios.

バルセローナ博士　バーサ氏　リエゴ、デ、ヂオス氏



San Miguel.
サン、ミゲール氏



Garcia.
ガルシア氏



Sandico.

サンヂーコ氏



M. Santos.

マルセリーノ、サントス氏



G. Delgado.

デルガード將軍



Reyes.

レイエス氏







F. Agoncillo. Apacible. I. D. Santos.

アゴンシーリオ氏 アパシーブレ氏 イシドロ、デ、サントス氏



Gen. Paua.

パウア將軍



Antonio Luna.

アントーニオ、ルーナ將軍



Pio del Pilar.

ピオ、デル、ピラール將軍

ガルシア將軍
G. Garcia.



ピラール將軍
G. Pilar.

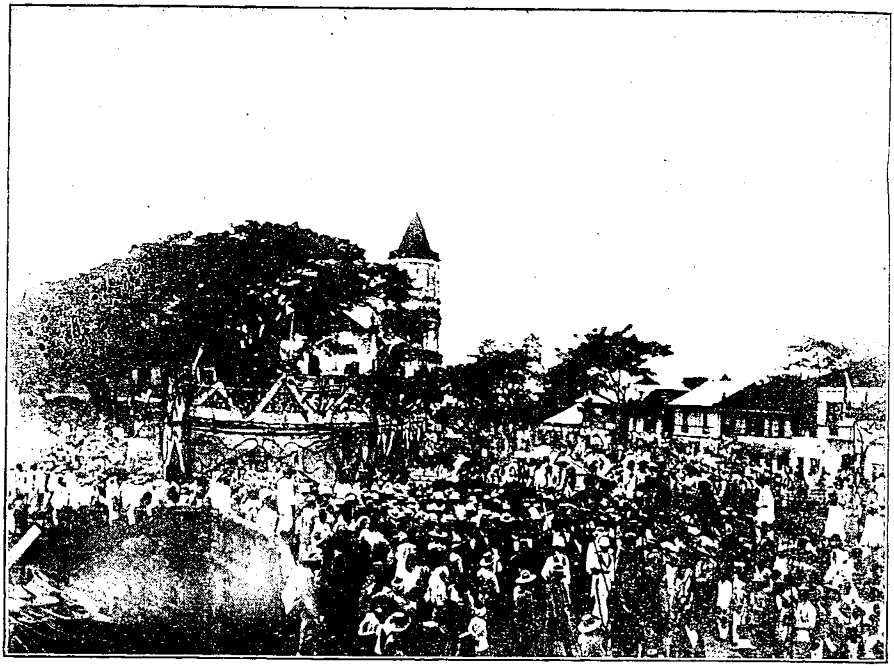




G. Torres.
トルレス將軍

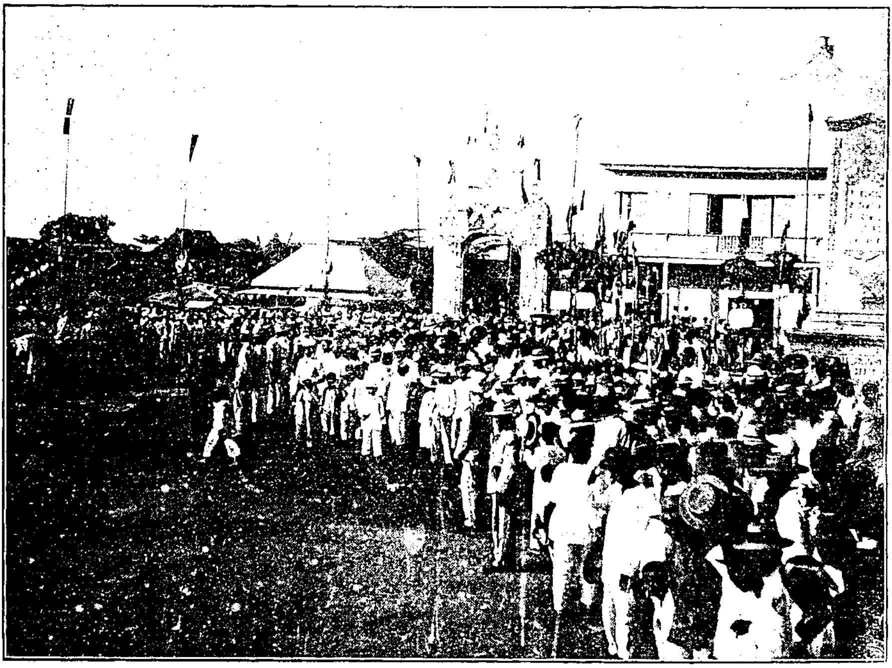


G. Mascardo.
マスカルド將軍



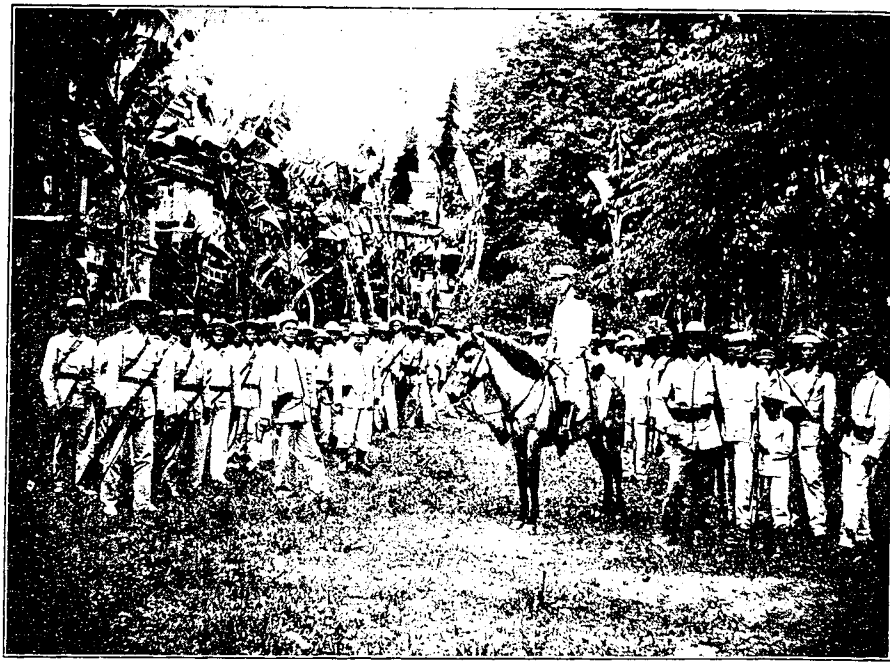
Malolos en la proclamación de la Independencia.

マローロス市ニ於ケル比島獨立宣言式



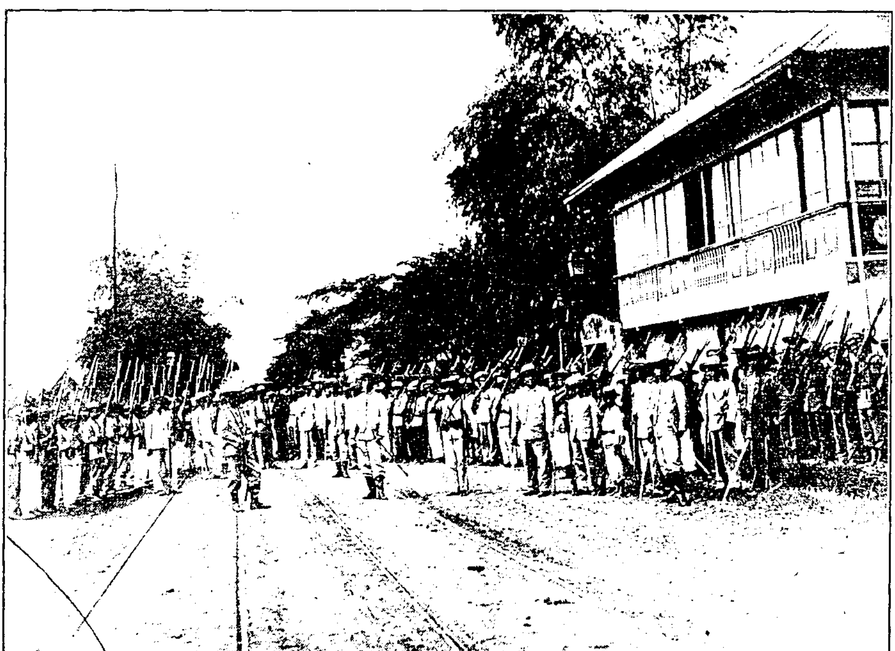
Entrada del Presidente Sr. Aguinaldo en la Pampanga.

アギナルド將軍パンパンガ州ニ入リ歡迎ヲ受ク



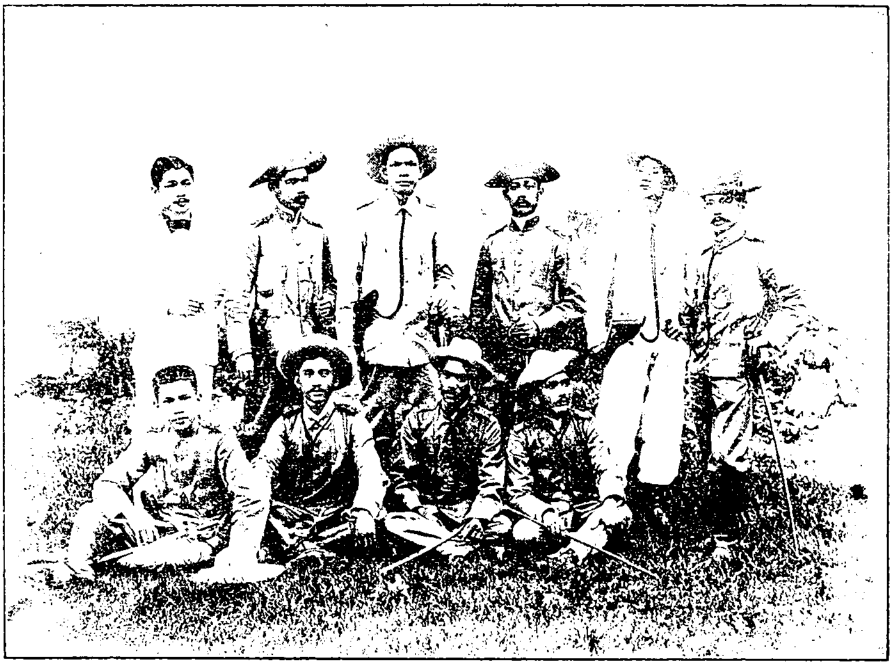
Tropa del Gral del Pilar.

ピラール將軍ノ軍隊

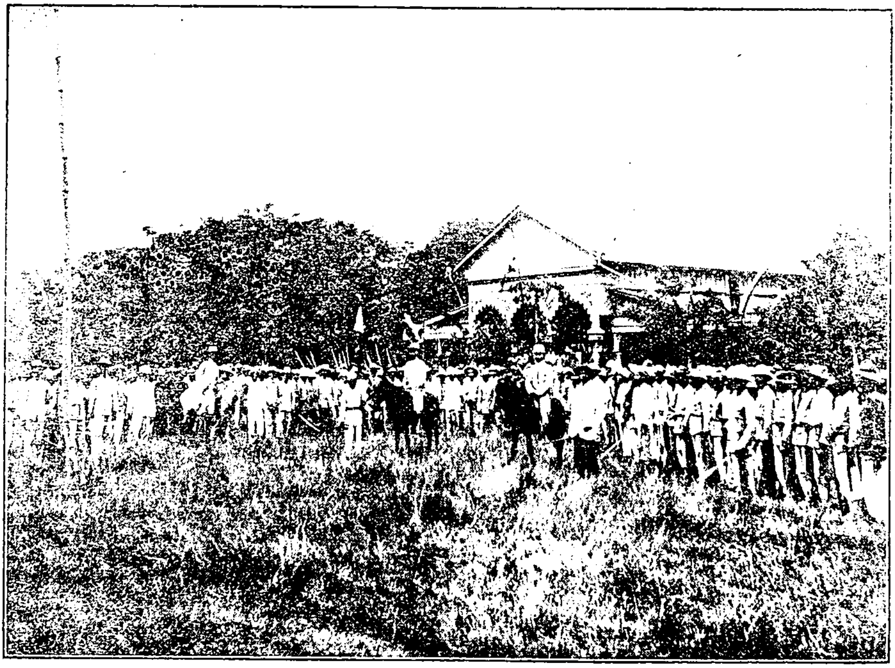


Tropa del Gral. Paua.

パウア將軍ノ軍隊

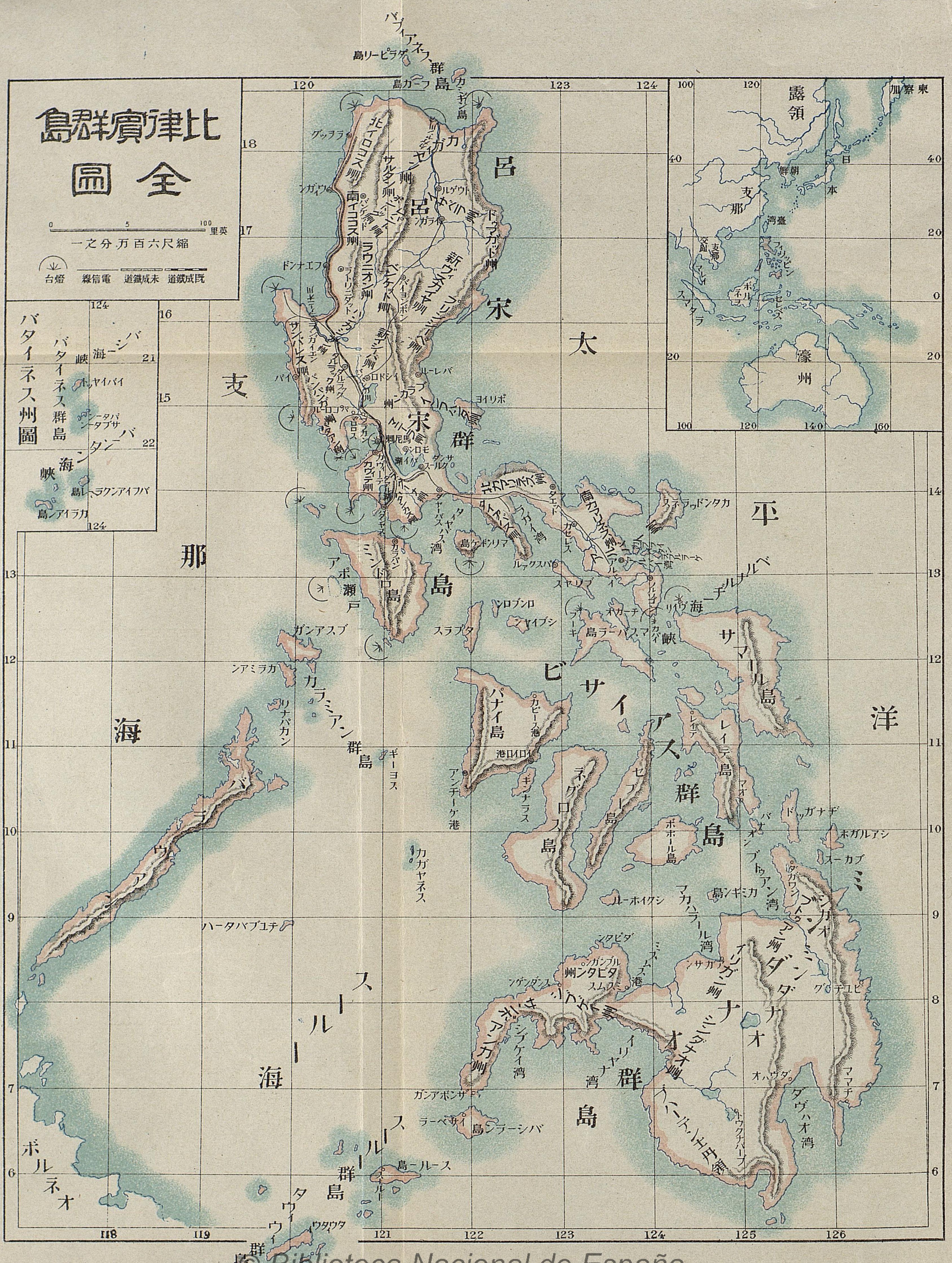


アギナルド大統領親兵士官



Tropa del Grãl. Garcia.

ガルシラ將軍ノ軍隊



比律賓群島全圖
縮尺六百万分之一
英里
既成鐵道
未成鐵道
電信線
燈台
バタイネス州圖
バタイネス群島
バシー海峡
バリンタン海峡
呂宋島
呂宋群島
太平洋
支那海
スールー海
ビサイアス群島
ミンドロ島
パナイ島
ネグロス島
セブー島
ボホール島
レイテ島
サマール島
カラミアン群島
ミンダナオ群島
ミンダナオ
スールー群島
タウィタウィ群島
ボルネオ
豪州
支那
日本
露領

南洋之風雲目次

南洋之風雲

比律賓獨立問題之眞相

比律賓　マリアーノ、ポンセ著

法學士　宮本平九郎
　　　　藤田季莊　共譯

第一章　緒言

余の山河秀麗なる日本國に渡來するや、貴國人より目下の比律賓問題を詳に貴國人に紹介すべしとの懇篤なる勸誘を受けし事一再に止まらず。今や弊邦の危機に際し、余は憂心忡々禁ずる能はざるものあり。是に於て自ら不肖を揣らず、玆に一小篇を草し以て我國人と同人種なる貴國人の同情に訴ふ。貴國人幸に之に依りて弊邦の情勢を詳かにするの資に供し、以て越鳥南枝の情を諒せられんことを。

余は常に貴國人か種々の事情に遮られ、他の國人と同く弊邦の事態を詳悉する機

會を得られざりしを深く遺憾とせり。然るに、今や幸に貴國人より懇篤の勸誘を受けたるは余及び余の國人が熱心感謝の意を表するに躊躇せざる所なり。惟ふに西班牙人は永久比律賓群島、を無事且鞏固に領有せんと欲し、全世界に向ひ勉めて我國人が開明進歩の域に達したる事實を隱蔽したるのみならず、常に比律賓群島は今日尙ほ蒙昧にして石器時代の故態を脫する能はずと披露するに汲々たりき。是を以て、西班牙人は比律賓人の原始の時代の遺物たる農商工業等の諸製品を歐洲諸博覽會に出品し、又比律賓人を公衆に紹介せんとする時は必ず頭に羽毛を戴き弓箭を手にする裸躰のイゴローテス族チンギアーチス族若くはイータス族等の如き一見野蠻の陋態を脫せざる島民を選び、揚言して曰く、是れ比律賓群島の住民なりと。而して西國人の著書にして吾人の生活狀態に關し記述せる者は盡く虛僞誤謬と荒誕無稽の談を以て充され、吾人を誣ゆるに尙ほ穴居の境涯に在るを以てせり。是を以て世界各國の人民は毫も吾人の眞相を詳にするに由なく、隨て比律賓群島中能く人類の進歩を代表し得る程度に達せる民族の存在するを知らざりき。然るに何ぞ知らん、吾人の中には夙に辯護士あり醫師あり各般の專

門技師あり藥劑師あり著作家あり詩人あり美術家あり固より枚擧に遑あらざるを。是等の人々は大抵歐洲に於て日新の學を修め月歩の技藝を硏ぎ各々天賦の技能を現はし獨特の手腕を揮ひ、其發達進歩の顯著なると却て西班牙人をして大に後に瞠若たらしめし者なり。乞ふ其一端を説かんか、我國の美術家は巴里其他歐米諸國の博覽會に出品して聲譽を博し賞牌を獲たると幾回なるを知ず、我國の黴菌學者はルー氏北里氏等の如き諸大家と並んで彼の名聲藉甚なるパストゥール硏究所又はドクトゥール、ラッテェー氏其他諸大家の硏究所に思を潛め、我國の技師は歐洲諸國に於ける屈指の諸大家に就いて硏鑽せり。試みに西班牙語の著書目錄を採りて一覽せよ、其中必ず理化學、政治、文學、歷史、美術等に關する比律賓人の著書眞に夥多なるを知らん。加ふるに、吾人は亦新聞記者及著述者として天稟の技能を具へたること夙に歐洲人の認識する所たり。斯の如き明白の事實あるに拘らず、尙ほ吾人が自から國家を組成し自から之を統治する能力あるを疑ひ、比律賓群島を吾人に一任せば乍ち無政府の狀態を現出すべしと誤想する者多く、而して吾人が短時日に能く整然たる現政府を組織し目下國步艱難に處しながらも尙能く

無政府の慘狀を現出せしめざりし事蹟を顧ざるは何ぞや。余は敢て比律賓人が今日迄の間に成功したる事蹟を擧示し、其能く發明進步の度に達したる所以を玆に呶々するを欲せず。若し人あり吾人の擧げたる成蹟如何を論評せんと欲せば、吾人は唯先づ弊國政府が短時日の間に實施せる事業の能く群島の狀態に適合し比律賓全島人が協賛是認したるものなることを證明するに足るの一點に留意せざらんことを切望して止まず。唯夫れ弊國政府が愈々其基礎を鞏固にし益々政治機關の活動を完全にし、以て比律賓人の開明進步を全世界に發揚し比律賓國をして他の開明諸國と駢馳せしむるに至るは決して一朝夕の能く遂け得る所に非ざるは素よりなり。

余は眞心余の敬愛する日本國人に望む、請ふ先づ余の本國の政治的社會的狀態の眞相を知悉せられんことを、而して之を知らんとするに當り決して故意に事實を抹殺し正當の判斷を失はしめんとするを目的とせる書籍に據るなからんことを。余の此小篇を草するや實に誠意に出て毫も粉飾するに意なし。是を以て日本國人が正義に基き以て公平無私の判斷を下されんことを望むや切なり。

余は茲に比律賓群島の歴史を敘述するを欲せず、唯時に歴史上重要の事實を摘錄し、以て弊國の眞相を闡發し併せて目下の比律賓問題を解釋する資に供せんとするのみ。余は貴國人が大に比律賓問題に注目し、其實況を知らんとするの念切なることを固く信じて疑はず。是を以て余は貴國人が寛宏の量を以て余の所論を聞かれんことを豫期し、蕪辭を綴りて同人種たる貴國人の覽に供す。辭を問はずして微意の存る所を諒せらるれば幸甚。

第二章　比律賓獨立戰爭の起因

現世紀に於て比律賓人の智識思想大に發達し、人權及民權の何たるを了解し其存在を認識するに至り、遂に進んで西班牙人の羈絆を脱却せんとする企圖を抱き、其思想日を逐ふて昂進せり。

彼の「雷電を制馭し壓制君主の權力を絶息せしめたる」米國の大家ベンヂャミン、フランクリン嘗て其國人に宣言して曰く、

强力を以て(本國と殖民地との)分離を容易ならしめんと欲せば、第一に本國人民は自由を享受するも殖民地人民は決して之に均霑する能はざる事を忘却する勿れ。卿等は宜しく卿等自ら其嗜好便宜に適合せしむる爲に制定せる法律を遵奉すへし、宜しく卿等の從事せる商工業の振張を圖るへし、宜しく卿等の抱負を大にし其意嚮に從ひ之か實行を勉め冀望を遂行する爲め卿等の獨占する富源を利用すへし、宜しく卿等の名に於て命令する元帥の双肩に充分の責任と全殖民地の運命とを負荷せしめ之に附與するに獨裁專行の權力を以てすへし、縱

令ひ卿等の黨與中に一二怨嗟の書を發する者あるも決して之を顧慮するなく先づ其不平心を發する源因を芟除するに勉め、若し尙ほ止ますんは、國家の大事を阻礙する者として能く其行爲を審判したる上、同盟に背き公安を妨害するの故を以て之を嚴罰に處せよ。蓋し卿等の間に不平怨嗟の徒を出すは是れ全く悪魔の業にして卿等の渴望する獨立を喪失せしめんとするに外ならざるを以て、必要の場合に臨み宜く是等不平の、徒を逮捕監禁し風霜烈日の威を以て之に臨むへし。献身者の鮮血は常に奇蹟を現すと謂ふにあらずや。故に卿等能く我言を服膺して進路を誤らすんは卿等の冀望は早晚必す成就の機あり。卿等は須臾にして自由を享有し、卿等の殖民地は日ならずして獨立するを得ん。

西班牙人は從來吾人に對し全くフランクリンをして此言を爲さしめたると同一轍の擧に出で、寧ろ更に大なる壓制を加へたり。西班牙は吾人を支配するに本國議會の議決に據らず只當該官吏の任意に制定せる特別法を以てし、種々の口實を設けて收歛を事とし以て其溪壑飽くなきの欲を充たし、吾人の身躰財產に對し無上の汚辱蹂躪を加へ、吾人の權利を剝奪し吾人の言論を抑壓せり。吾人にして若

し權利を主張し其不法行爲を痛論する者あれば忽ち之を逮捕監禁し或は國外追放に處し又は銃殺の刑に處せり。而して當該官吏が此の如き重大事件を處理するに當り決して一定の法規に據るに非ず全く其專斷を以てせり。

暴政惡法に苦しめらるゝ人民は其壓制者に反抗し得る權利を有すとは歷史上の事實の確認するところ、吾人は遂に此權利を使用するの止むを得ざるに至り、西班牙政府に對して反抗を試みたること幾回なるを知らず。但吾人の反抗を試るや、其初決して母國より分離獨立せんとするの趣意に出でず、全く群島に於て一大刷新を實行し腐敗の分子を掃蕩し秩序紊亂せるを恢復するを目的としたるものなり。彼の比律賓愛國志士の編輯に係り群島の一大刷新を實行する目的を以て西班牙の國都、馬德里に於て八ヶ年間發行を繼續したるラ、ソリダリダード雜誌は能く吾人の懷抱を論述して餘あるを信ず。本論の著者たる余は實に該雜誌の主筆たりしなり。然るに西班牙人は毫も吾人の反抗を試る眞意如何を顧ず、益々新手段を案出して壓制を逞ふし汚辱殘忍を擅にせり。是に於てか吾人は西班牙國政府の統治の下に立ち安寧幸福を享受するの冀望茲に全く斷絕し、遂に獨立の軍旗を

翻すに至れり。則千八百九十六七年(明治二十八九年)の革命戰爭は全く吾人が西班牙國の羈絆を脱せんとする目的を以て起りたるものなり。フランクリン曰く、『卿等能く我言を服膺して其進路を誤らずんば卿等の冀望は早晩必ず成就の機あり、卿等は須臾にして自由を享有し卿等の殖民地は日ならずして獨立するを得ん』と。嗚呼誰か氏の言を眞ならずと云ふ。

吾人は吾人の歷史に於ける此暗黑時代を忘れ去らんとす。吾人は昔時の母國が吾人に加へたる罪惡を寛假し、將來敢て西班牙人を讐敵視せざるべし。吾人は今や西班牙國羈絆の下に在らば、吾人は西班牙人を遇するに朋友の好誼を以てせん。然れども吾人が今日の獨立を得るに至る迄、過去の慘憺たる時代に於て無量の鮮血、無數の生靈を犧牲に供したる事實あるを記憶せざるべからず。革命戰爭は殆んど一世紀の久しきに亘れり。貴國人の革命戰爭に遭遇せられたるは幸に短期間の事なりしも、貴國人は戰亂の荼毒に就き好經驗を有するならん。戰亂は凶事なり。猛將勇卒の鮮血を流したること眞に幾何ぞ。老幼婦女の紅淚を注ぎたることと眞に幾何ぞ。國努民財を徒費したること眞に幾何ぞ。愛國愛民の名士を喪

ひたることと眞に幾何ぞ。家屋堂舍を荒廢せしめたることと眞に幾何ぞ。想ふて茲に至れば戰後の狀況は實に吾人をして酸鼻に堪へざらしむるものあり。吾人は先に忍んで斯の如き慘劇を演し以て漸く獨立を得たり。是れ實に已むを得ざるに出つ。而して今や又新統治者(則米國人を云ふ)來りて吾人を支配せんとす。試に思へ、吾人豈甘じて其治下に生息するを得べきか。嗚呼之を忍ふへくんば孰れか忍ふへからざらんや。吾人が蹶起して干戈を執り、上は將士より下走卒に至る迄死を誓ひ、縱令ひ鏖殺せらるゝの不幸に遭遇するも敢て意とせざるもの決して一場の夢想戲劇に出てたりと云ふべからず。吾人が舊統治者の虐政に呻吟したること幾百年、吾人が曩日博し得たる自由の戰勝は實に鮮血淋漓たる一世紀の賜なり。吾人は既に斯の如き高價を以て漸く吾人が理想の實躰を購得せり。然るを今に及んで、何ぞ容易に吾人の獨立を放拋し、以て專斷獨裁の軍政に依りて吾人を支配せんとする新統治者に甘從することを得んや。

第三章　ビアック、ナ、バトー條約

比律賓群島が西班牙政府に對し革命の軍旗をカヴィーテ州に飜せしは一千八百九十六年八月二十六日にして、アギナルド將軍實に之が首唱たり。當時西班牙國政府の比律賓總督たりしドン、ローマンブランユ、エレナス將軍は革命軍の勢威日に熾なるを見て、抑壓手段を執るの反て島民を激發せんことを恐れ懷柔策を執りしに、西國政府は之を是認せず、直にブランコ將軍の職を解きドン、カミーロ、パラヴィエハ將軍をして大軍を率ひ任に涖ましめたり。然るにパラヴィエハ將軍は健康勝れざるため幾何もなく召還せられ、ドンフェルナンドプリーモ、リヴェラ將軍之に代れり。將軍の任に涖みしより比軍と西軍との間激戰數次にして比軍は遂に山間の僻地に退却せしと雖も、革命の氣燄尙ほ益す熾んに、アギナルド將軍はビアック、ナ、バトーの山寨に據り、千八百九十七年五月下旬に至り此處に比律賓共和政府を建設せり。リヴェーラ將軍は勢の不可なるを察し、ドン、ペートロ、アンハンドロ、パテルノ氏をビアック、ナ、バトーに遣はしアギナルド將軍に會して媾和條約の商議を爲さし

め、往復辨難すること數次にして千八百九十七年十二月十四日アギナルド將軍とリヴェラ將軍との間に媾和條約成立せり。該條約は重に左の四條件より成る。

第一、アギナルド將軍は其黨與と共に自由に比島を退去し香港に赴く代りに、西班牙政府は代償として墨銀八十万弗を三回に分ち支拂ふべく、第一回の四百万弗はビアック、ナ、バトーに在る軍器を悉く西國官吏に交附せる時、第二回の二百万弗は比軍より西國官吏に交附せる軍器八百挺に達せる時、第三回の殘高二百万弗は一千挺の軍器を比軍より交附し、平和恢復の徵として馬尼剌中央會堂に於て讃美歌の奏唱ありし時に之を支拂ふべきものとし、千八百九十八年二月下半を以て比軍より悉皆軍器を西軍に交附し了る期限とせり。

第二、西軍よりの辨償金は悉くアギナルド將軍に渡すべく、將軍は其黨與及び他の叛徒と妥協して任意に其金を處理し得るものとす。

第三、リヴェラ將軍はビアック、ナ、バトーに殘留せるアギナルド將軍の黨與の下に人質として西國の二將官を駐め置き、比軍の殘黨はアギナルド將軍等が

香港に到着するまでビアック、ナ、バトーに留居し、第一回代償金四百万弗は則アギナルド將軍に支拂はるべきこと。

第四、比律賓に於ける西班牙國天主敎徒を驅逐し、自治政を布き、各般の行政制度を設定整理すること。但是等條件はリヴェラ將軍の希望に因り條約中に明記せざることゝし、アギナルド將軍も之を强ゆるは西國政府を追窮し寧ろ嘲笑するに等しければとて、唯口約に留めたり。

右はアギナルド將軍の公にせる True version of the Philipine Revolution（比島革命の眞相）に大要記載する所にして、所謂口約の詳細は之を載せず。然れども千八百九十八年八月三十日附を以て米國義勇軍少將エフ、ヴィグリーン氏の米國政府に報告せる覺書（米國元老院公文集第六十二號第一部に採錄せり）を見るに、リヴェラ總督がアギナルド將軍に對し比島の弊政改革に就き盟約したる要件なりとして記する所あり。則左の如し。

一、天主敎僧侶等を追放するか若くは少なくとも之を箝制する事、

二、西班牙國議會に比律賓群島の代表者を選出する事、

三、比律賓群島に於て西班牙本國人と同樣に比律賓人に對し眞正の司法制度

を施行する事、比律賓群島に對し西班牙本國と同一の法律を行ふ事、比律賓群島の普通裁判所に比律賓人の司法官を入るゝ事、

四、比律賓人に課する租稅を劃定し、且敎會所屬の財產を制限する事、

五、比律賓人の個人權を公認し、且出版及結社の自由を認むる事、

六、西國政府はアギナルドより兵器、彈藥、武庫及堡壘の引渡を受け、且アギナルド以下の將校が休戰期限中群島を退去し、外國に於て諸事を整理する代償として賠償金を交附する事も一要件たり、

七、比律賓總督ドン、フェルナンド、プリーモ、デ、リヴェラ將軍は休戰期限中弊政改革の責に任ずるため其職に留まる事、

八、一般の特赦を行ふ事、

此條約は實に我革命軍が第一着に西國政府の手より奪ひ還せし果實なり。リヴェラ將軍は其二將官が我軍に人質と爲り居る時、第一回代償金四十万弗を支拂ひたりと雖も、其後我軍より交附せし軍器等千挺に上りしも尙辨償金の殘餘を送り來らず、馬尼剌敎會の讃美歌天に響くも敢て其盟約せし改革の實行に着手せず、剩へ

リヴェラ將軍の甥にして其秘書官たるドン、ミゲル、デ、リヴェラ中佐より一通の飛翰を寄せ來り、アギナルド將軍及び其黨與は再び馬尼剌に歸還することなかれとの意を載せたり。是に於てアギナルド將軍等は大に西班牙の無狀欺瞞を怒り、徐に後事を經理せんとせり。初めアギナルド將軍が西軍とビアック、ナ、バトー條約を締結するや、其意西軍より得る辨償金を保管し置き、他日西人が食言の擧に出るとき再び事を擧ぐるの資に供するに在りき。今や西軍の措置此の如くなりしを以て、比人のみ獨り條約を遵守する義務を有せざるに至れり。當時適々玖馬島に於ける米西戰爭の飛火は東洋に傳播し、比律賓沿岸に於て彈煙砲雨を降すの慘劇を演出せんとせり。

第四章　米西戰爭の當初に於ける比米兩軍の關係

千八百九十八年(明治三十一年)五月一日、米西兩國の艦隊、馬尼剌灣頭に奮戰し、西軍は將にカヴィーテ軍港を擧げて米軍に降らんとせる時に當り、比律賓軍の大佐、ルシアーノ、サン、ミゲール氏は七個縱隊に將として カヴィーテ州なるカリダー、サン、ローケ及カヴィーテ、ヴィエーホ(舊カヴィーテ)の三市を占領せり。該縱隊は千八百九十六年(明治廿八年)の革命戰爭に從事せる兵員より成り百戰の功を積み來りたる者にして、前記の三市に分屯し專ら市の秩序安寧を保維するを以て任務とせり。當時干戈騷擾の際、西班牙人及其雇夫等が自ら殺氣を帶び米國人に對し暴行危害を加ふる虞ありしも尙ほ能く之を防止し、且戰時の慣として紛亂に乘し刧掠を逞ふする者なれども、カリダー及サン、ローケ二市に於て比律賓軍は充分に其勢力を振ひ得たるを以て、能く秩序を保持し斯かる狀態を現出せしめざりしは全く同縱隊の功勞に歸せざるを得ず。而して若しカヴィーテ軍港即ちカヴィーテ、ヌエヴォ(新カヴィー

テ)に於て刧掠其他の暴行ありしとせば其責全く米軍に在り、米軍の無規律、無節制の結果に因ると云はざるべからず。何となれば當時比軍は未だ米軍と何等の關係を有せざりしを以て、米軍が占領せる土地に對し比軍は關渉すべき義務なかりければなり。而して米軍と比律賓軍との間に未だ何等の關係成立せざりしに拘はらず、該縱隊は能く禮讓を守り米軍の認諾を得てカヴィーテ軍港の兵器製造所より小銃千五百挺餘を收容し以て之を在カヴィーテ州比律賓軍隊に配附せり。當時該縱隊の一隊長イポーリツト、ベルナルド氏は米軍の占領せる前記兵器製造所より小銃を收容せんとするに當り、同所に駐屯せる米國占領軍の一隊長より革命軍に屬するや否やを誰何せられ其の然るを確答したるに、同隊長は直に同所に藏置せる小銃其他の武器を同氏に交附せり。數日を經て米軍はサン、ミゲール大佐の指揮する比律賓軍と親交を訂せし證として一の宣言を公にせり。同宣言はメリツト將軍が其軍隊に下したる訓令と同趣旨にして、即ち「米國人は比島の何等の黨派に對しても交戰せんとするにあらず、島民を西班牙國政府の壓制より救ひ之に自由を與へんが爲めに渡來したること」を明言せるものなり。其結果として米

軍は既に西班牙國政府の權勢を脫せるカヴィーテ、ヌエーヴオ。カリダー及サン、ローケの諸市を比律賓軍の占領するに任せたり。唯ゞ米軍は吾人の軍隊が同市街を占領するに任せたるのみならず、吾人の需めざるに尙大に吾人を激勵し大に信賴の意を吾人に表し、米軍にして西班牙軍の攻擊を受くに際せば吾人の援助を籍らんことを要約せり、蓋し米軍は尙西軍の占據せるヴェシータ市を砲擊するの必要ありしに因る。此時に當り西班牙國の比律賓總督アウグスチーン將軍は遽に從來の態度を一變し、群島を擧けて悉く之を彼が從來匪徒視したる獨立軍に附與し、比律賓民兵團を編成し、參政議會を開設し、馬尼剌監獄に拘禁せられたる比律賓人の政治犯罪人を釋放し、比律賓人の士官を以て民兵團の長官に任命し、參政議會の議員には比律賓人をして多數を占めしめ、斯くの如くにして意比律賓人の心を收攬するに勉め、以て目下の危急存亡に瀕し比律賓人をして米軍と抗戰せしめんと欲せり。然れども時既に遲し、比律賓人は多年の實驗に鑑み西班牙人の約諾を信憑せざるのみならず、當時既に米軍と交渉を開始し群島の政治問題に關し互に協定する所あり。其協定は未だ全く公然の性質を有せざりしと雖も米軍は比律賓人

の爲めに西班牙軍と鋒を交えんことを求め、一切の兵器の供給を約し、比律賓群島の自由獨立を侵害せんとするものあらば必ず之が爲めに防戰すべきことを誓ひたり、概括すれば米軍は一切の場合に於て比律賓人と協力し其需要に充さんことを盟約せり。　是を以て米軍と往來せる比律賓人は皆デューウェー將軍を始め其他の將校等より優遇せられ、目下比律賓軍の一司令官たるクインチーン、エーン、ゴレサーンス氏の如きはデューウェー將軍の率ゆる米國艦隊の諸艦に自由便乘を許され、到る所陸軍少佐の禮遇を享けたり。　既に述べたる如く是等の米軍との往復協議は全く私事的性質を有するに過ぎざりしと雖も、米軍は公然の形式を以て群島の自由獨立に關する諸件を協定し得んが爲め比律賓人の委員に對し群島諸名士の會議に於て議決し全權を委任せる公文書を携帶せられんことを請求し、斯の如くにして米軍は切りに比律賓人の同情を惹かんことを勉めたり。　然れども比律賓人は當時既に群島に於て廣大の土地を領有せしを以て毫も群島の寸地片海を求むるの必要なく、隨て匆惶米軍と交渉を遂ぐるの要之なかりしなり。

此時に當り呂宋島の各州は皆蹶起して西班牙人に反抗せるを以て、西班牙人の僧

侶等は皆敎職を棄てゝ馬尼剌なる各自所屬の寺院に遁避し、比律賓人は最早や何人も西班牙總督アウグスチーン將軍の人心を收攬するため新に公布せる告示を傾聽する者なきに至れり。

群島の狀態既に斯の如くなるに加ふるに當時新嘉坡及香港に於てアギナルド將軍とヂャウエー提督との間に一種の秘密協約成立せり。是より先き比律賓革命軍はビヤック、ナ、バトーに於て西班牙總督と一旦媾和條約を締結し、其條款に基きエミーリオ、アギナルド將軍は暫く香港に退去し居りたりしに、米提督との協約成るに及び部下の將校十三名を引率し米國軍艦マッカロック號に搭乘し、千八百九十八年(明治三十一年)カヴィーテに上陸せり。

是に於てヂャーウェー將軍は其年六月廿七日附を以て華盛頓なる米國海軍卿に宛てて打電して曰く、

「アギナルド」ハ我兵ノ保護ニ依リ「カヴィーテ」兵器製造所外ノ地ニ根據ヲ設ケ其軍隊ヲ組織セリ、(中畧)、又政府建設ノ目的ヲ以テ叛徒ノ將校等ヨリ成ル會議ヲ開カントセリ「アギナルド」ハ我艦隊カ全ク中立ノ態度ヲ採リ決シテ關渉ヲ試ムルコ

トナキヲ諒知シ、其施爲措畫ヲ本官ニ通告セル所アリ大ニ嘆賞スベキ點少ナカラズ、本官ノ意見ニ依レバ比律賓人ハ玖巴人ニ比シ智識遥ニ優レリ、且能ク自治ニ堪ユルモノニシテ本官ハ能ク該二人種ノ性質ノ異ヲ知ル

斯の如くにして比律賓人と米國人との交情日に親密に赴けるは當地に於ける西班牙人其他諸外國人等の熟知する所なり。然るに今日反て比米兩國人間の衝突を惹起するに至りたるは全く米國人の責任にして、米國人の擧措は明に國際法を無視し之に違反せる大非行たるは素より一般局外者の認識する所なり。

第五章　ガヴィーテ州に於ける比律賓獨立軍の奏功及群島の統一

千八百九十八年(明治三十一年)五月アギナルド將軍のカヴィーテに歸着するや同月二十一日附を以て直に回章を發し、舊部下の將士に向ひ同月三十一日の午砲を相圖に同市に來會すべきことを命令せり。此報に接したる將士は歡喜措く能はず先を爭ふて麕集し、當時西班牙總督アウグスチーン將軍が米軍と對戰せんが爲めに編制したる民兵團に加入せる比律賓人の將士等も亦直に西軍の麾下を脫し相率ゐて舊將の下に馳せ加はれり。是に於て比律賓軍の前途極めて多望に成功の期將に近きに在らんとするの觀を呈せり。然るに惜いかな軍中に異議者を生し、爲めに運動を遲延せしめ、現に比律賓獨立軍の中佐たるシプリアーノ、パチェーユ氏がカロオカーンを占領したる後ち、同年六月十二日を以て漸く西軍の據れる馬尼剌の包圍を行ふに至りたり。

アギナルド將軍はカヴィーテ上陸後四日を經、國內諸名士の勸告を容れ獨裁政治の

性質を有する政府を同處に建設せり。蓋し當時比律賓人民の議會を組織すること頗る困難なりしに因る。アギナルド將軍は即ち同年五月二十三日附を以て宣言書を發して曰く、

强大ナル北米合衆國々民ハ吾人ノ獨立ニ對シ公明正大ノ保護ヲ與ヘンコヲ明言シテ來島セリ、是ヲ以テ余ハ神聖高尙ノ志望ヲ抱ヒテ奮起セル全軍ヲ指揮センカ爲メ本島ニ歸着セリ、依テ玆ニ先ヅ獨裁政治ヲ布キ余ノ一身ノ責任ト諸名士ノ輔佐トニ賴リ政令ヲ施行シ群島ノ統治權ヲ整頓シタル後、更ニ共和國議會ヲ組織シ之ヲシテ大統領ヲ選擧シ內閣ヲ編成セシメ群島ノ主權ヲ擧ゲテ此大統領ニ一任セン

此くて新政府の基礎先つ成りしを以て、首に軍隊の編制を定め、他人の生命財產に危害を加へたる者、間諜者の處刑及革命の行動に必要なる諸件に關する布令を制定發布せり。アギナルド將軍は是等の布令中に於て大に北米合衆國人を賞賛したる語句を用ゐたる事實に少なからざりき。今日より之を追想すれば徒爲に屬するの笑を免れずと雖も當時に在りては勢亦然らざるを得さりしものあり。何

となれば米國人は吾人をして西軍を夾撃せしめんとし吾人の戎器の欠乏を補充したると決して少少に非さりしを以てなり。

此時に當り島内の名士有力家にしてアギナルド將軍の麾下に集合するもの日に増加し、比律賓人の銀行家、商業家、辯護士、醫師等を始めとし貴賤上下の區別なくカヴィーテに麕集し、將軍の爲に奔走の勞に服せんとを冀ひ以て獨立の義擧に加盟せり。然るに西班牙人は今や新に米人と難を搆え其勢の日に非なるを察し委員を遣はし將軍を訪ひ、西班牙國を扶けて米軍と抗戰せんとを切りに勸説せしと雖も、將軍の唯一の目的は群島の獨立に外ならず、加ふるに米國人は比島獨立の目的を達するに助力すべき意嚮を示したりしを以て毫も之に耳を傾けず、西班牙委員等の遊説も徒爲に屬し却て西班牙國をして不名譽の譏を蒙らしむるに至れり。米國人はアギナルド將軍が其祖國の獨立の爲に盡す熱誠を深く賞賛敬重して措かず、何人も比島獨立政府の許諾を經ずして比律賓軍の隊列を横ぎる如き無禮を爲す者之あらざりき。

比律賓群島にかける米國人の擧措斯の如し。然るに豈圖らんや其本國なる繪入新

聞紙は全身裸躰にして僅に腰部のみ布片を以て覆へる野蠻人の形狀を描出し、比律賓群島中の最劣等なるイゴローテス種族を以て吾人を代表するものなりとの意を寓し大に吾人を嘲笑せり。嗚呼是れ西班牙人が專制を極めたる當時に於て世界の視聽を欺瞞せる手段と相去ること幾何ぞや。而してカヴィーテなる米國人等も亦此大誤謬を見て虛僞の甚しきを痛嘆する者なきは何ぞ。蓋し米人の眞意は獨り戰勝の光榮を專にせんとするの野心を包藏したるに因ると素より明なり。

西班牙軍は吾人獨立の勢焰日に熾なるを見て今は反て危惧の念に堪へず、荐りに劃策を廻らし、今やカヴィーテを根據地として活動を開始せんとする我軍隊に對し一打擊を加へんとせり。是を以て當時イームス市攻擊中なる西軍の一軍曹ガマーチォはアナポー及マラガサン附近に一群の叛徒ありとの報を聞き、之を掃蕩せんと欲し、カサドール聯隊及護民兵聯隊中の兵士より成る一分隊を引率し、千八百九十八年(明治三十一年)五月二十八日を以て同地方に進軍せり。然るに途中比律賓の伏兵に陷り、一大打擊を蒙りカマーチォを初め部下の兵士戰死せる者頗る多く、幸に殘存せる者も亦當時イームス及ペーレス、ダスマリーニァス方面の戰役に從事せ

る比律賓軍の司令官イボーリト、サキラヤーン氏のために悉く虜にせられ、其僅に身を以て免れたる者は戰鬪の當初足部に負傷せる一兵ありしのみ。

是れ則ち比律賓獨立軍が今回戰旗を翻したる後第一陣に收めたる戰勝にして實に千八百九十八年(明治三十一年)五月のこととす。此役に從事したるサキラヤーン氏の軍隊は最も兵器彈藥に富み、曾てサン、ミゲール大佐がカヴィーテ兵器製造所より收容したる西軍の武器を利用したるものなり。

千八百九十八年五月二十一日附アギナルド將軍の發布したる檄文に據りて勃發せる比律賓群島獨立の氣運は既に述べたる如く愈々奏功の緒に就き、殊に西軍のカマーチオ軍曹の分隊一戰の下に擊破せられてより、西軍の掌中に在りしカヴィーテ州の都會は忽ち我獨立軍の領有に歸せり。サキラヤーン氏の虎口を逃れたる一兵士歸りて敗報をイームス市に屯せる西軍の司令官に通し、同司令官より又サンフランシスコ、デ、マラボーン市に屯在せる　令官を經由し、米軍がカヴィーテ軍港占領後避けて市内に設置する西國軍政々府に具申せり。軍政總督ベーニア將軍は此報に接するや直に三百の兵士より成る一分隊を組織し、バーッス少佐を將とし、以

てイームス。ノヴェレータ。カヴィット及サン、フランシスコ、マラボーンの諸市に來襲せるサキラヤーン氏の軍を邀擊せしめたり。比律賓軍は午後三時より四時に至る迄包圍攻擊を行ひ、奮擊突戰、日沒の比ひ遂に西軍を敗り、小銃彈藥を奪ひ司令官パーソス少佐を初め多數の西兵を虜にせり。時實に五月二十八日なり。

此役後西軍の軍氣頓に沮喪し全く守勢を執るに至れり。翌二十九日現に比律賓獨立軍の一將官たるンリエール將軍はカヴィーテ州のバコーオル市を攻擊し二日を經て之を陷れ、同月三十日パンタンオーン、ガルシーア將軍はイームス市を拔き小銃一千挺餘及砲四門を獲たり。此日カヴィーテ州なる他の諸市攻擊の任を帶びるアニアーノ、デル、ロサーリオ氏はカヴィット市を、ルシアーノ、サン、ミゲール氏はノヴェレータ市を、カイリェース氏はサリーナス市を、ハシントブリード氏はタンサ市を圍み、其他の諸將も亦皆他の諸市を攻め力戰數日の後皆之を陷れたり。又同日午后リカルテ將軍及トリーアス氏は西班牙國軍政々府の所在地にして總督ペーニァ將軍の駐在せるサン、フランシスコ、デ、マラボーン市を攻め翌三十一日遂に之を畧し、同將軍を初め其他文武の職に在る西班牙人を悉く捕虜と爲し無數の戰利品を

收めたり。以上述ぶる所の戰役に關する記錄は皆比律賓國共和政府陸軍省に保藏せり。

アギナルド將軍が千八百九十八年(明治三十一年)五月十九日を以てカヴィーテに上陸し六月一日を以て同州全部の主權者となるに至るまて其間僅に十三日に過きず。而して唯カヴィーテ軍港のみは米軍の占領せる所たり。

比律賓獨立軍が僅々の日數を以て西軍を擊破し大勝を制せしこと實に斯の如しと雖も、此戰役や毫も北米合衆國人の援助に賴りしことなし。右の事實は我政府の藏する記錄とマニーラ市に於ける比律賓人及西班牙人の發行する諸新聞紙上の記事と之を證明して餘りあり。北米合衆國人の鮮血は一滴も此役に注がず、北米合衆國人其他外國人の金錢は一厘だも此役に消費せられたることなく、全く比律賓人の獨力を振ひ鮮血を流し財寶を抛つて茲に至りしなり。此の如き事は獨りカヴィーテ州に於けるのみならず其他の諸州に於ても皆然らざるはなし。

カヴィーテ州が獨立軍の掌中に歸すると同時に、グレゴーリオ、デル、ピラール氏はブランカーン州に、パシアーノ、クサール氏はラグーナ州に、何れも蹶起して三色旗(比

律賓獨立軍の旗章を樹立せり。パムパンガ州は西班牙人に叛ひて起てり、フランシスコ、マカブーロス、ソリマーン氏はパンカシナーン州在住の西班牙人を降伏せしめ、アルテアーガが嘗て殘虐を擅ひまゝにしたるヌエーヴァ、アエーシハ州も亦獨立軍の占領する所となれり。ミゲール、マルヴァール氏はバタンガス全州を席卷し其西方に跋扈跳梁せる西班牙人を擊破し、マヌエール、チーニオ氏は呂宋島の北部にヴィセンチ、ルック・バーン氏は其南部に進軍し、皆到る處西軍を擊破し、チーニオ氏はカガヤーン州のアパーリ港を占領し、ルックバーン氏はアルバイ州のアルバイ港を略取せり。

玆に至り呂宋島は其北端より南端に至る迄悉く獨立軍の掌中に歸し、比律賓人の祖國恢復の鴻業全く成れり。之と同時に比律賓國政府は呂宋島以外の諸島に兵を派し日ならずして其樞要の都市に共和政治を普及せしめたり。即ち呂宋島の南部附近に散在するミンドーロ、マスバーテ、チカーウ、カタンヅアーチス等の諸島を始め、ザーマル、レイーテ、ボオール、ロムブローン、ターブラス等の如き、ビサーヤス諸群島及日本國台灣島の南隣にして呂宋島の北部に位するバターチス及バブヤよ

チスの二群島に至るまで普ねく我共和政治を布き、州廳及地方廳を建設せり。ミンダナーウ島の獨立民族も亦吾人の政躰を欽慕するに至りたりと雖ども未だ吾人の政廳を同島に設けざりしは全く之に着手するの時日を有せざりしに因る。千八百九十八年(明治三十一年)末に當り比律賓國政府は九百三十九万五千餘の人民を統治し、其軍隊は拾六萬七千八百四十五平方西里(ミリア)餘の土地を領有せり。之に反して米軍は僅かに人口三十萬餘を有する百四十三平方里の土地を占領したるに過ぎず。比律賓人は此曠古の偉業を企たつるに當り、毫も他國の援助を籍らず獨立特行以て能く大勝を制し好果を收むるに至りたり。我革命政府は有力なる軍隊の後援に頼り益々其基礎を固ふし愼重の態度を採り人道を重んじ平和を主とし開明を旨とし島民社會の進歩及行政機關の發達を助長する方針に則り、以て諸種の法令を發布し、着々として百度大成の緒に就くに至れり。アギナルド將軍は吐哺傾倒して國内の名士を糾合するに務め比律賓人も亦皆將軍が國に盡すの熱誠と義勇とを欣慕し、競ふて共に力を國事に效さんことを冀へり。比律賓國政府は千八百九十八年(明治三十一年)六月一日の法令に依り國内の司法制度に關して

は暫く從來の西班牙國軍政法典を適用する事を規定せり。是れ當時兵馬倥偬の際新法典を編纂するは到底至難の事情ありしを以てなり。

第六章　米國當局者とアギナルド將軍との秘密會見

玆に至り余は少く前に溯り叙述せざるべからざる一事あり。言責は一個人間に於て重すべき如く國際上の關係に於て最も之を重んぜざるべからず。徒に一時の利害的感情に驅られ欺瞞の言を弄し人を誘ひ後に至り言を責任の有無に托し他を陷穽に擠さんとする如きは陋行の極と云はざるべからず。堂々たる世界の一大强國にして此の如き陋行に出でゝ靦然たるものあらば吾人は之を正義人道の敵と云はざるべからず。北米合衆國は素と仁義を重んじ對外關係上に於ては利害的感情に淡なる國と稱せられ、其國民の寛量宏懷なるは夙に吾人の欽慕して措かざる所なり。然るに其吾人の國に對して採る所の政策を見れば吾人は轉た怪訝の情に堪えざるものあり。是れ豈白玉の玷として合衆國民の爲めに嘆惜すべきにあらずや。然れども吾人は信ず、是れ必ずしも合衆國民全躰の總意に基けるに非ずして、正義を政界の犧牲とする政治家の野心に出てたるに外ならざるこ

とを。吾人は又信ず、合衆國民中には仁義博愛の精神に富む人士多く、吾人の窮厄を憫み大に同情を寄せらるゝ者あることを。吾人が此處に先づ新嘉坡に於ける米國領事プラット氏とアギナルド將軍との秘密會見の顚末を述ぶるは、敢て嫠婦の怨言を學び自ら慰めんとする爲めに非ず、米西戰爭の當時に於ける我國と合衆國との關係を明にせんとするに在り。

アギナルド將軍がビアック、ナ、バトー條約に基き比律賓を去りて香港に在るや、合衆國のペトレル(Petrel)號艦長と稱する人デュウェー提督の意を齎して將軍の許に來り、デュウェー提督と會見せんことを勸め、千八百九十八年三月十六日及び四月六日將軍との兩度會合に於て、該艦長は將軍に向ひ、比島獨立の爲め比律賓に歸り西軍する決心ならば米國は援助を與ふべし合衆國は富み且强し毫も殖民地を要せずとの意を述べたり。將軍は是に於て文書に依り其約言を與へらるゝや否やを確めしに、艦長は直にデュウェー提督に其意を傳ふべしと答へたり。適まアギナルド將軍は或事件の爲め新嘉坡に赴きしに、一英人來訪し、新嘉坡米國總領事スペンサー、プラット氏(Spencer Pratt)はデュウェー提督よりアギナルド將軍の新嘉坡に來りし通

報に接し將軍と會見せんと欲するの意あるを告げたり。是に於てアギナルド將軍はプラット氏と千八百九十八年四月二十二日午前九時と十二時との間に於て秘密會見を爲せしに、プラット氏より初めて合衆國が昨廿一日を以て西班牙に對し公然開戰を宣言せし旨を聞きたり。プラット氏は尙ほ語を繼いで『西班牙人は比律賓人に對しビアック、ナ、バトー條約の義務を履行せざるを以て比律賓人は再び革命戰爭を繼續する權利あり、將軍にして若し再び兵を提げて起つの意あらば合衆國は喜んで有形無形の援助を與ふべし、デュウェー提督はマッキンレー大統領より充分の全權を委任せられたるものなれば此事に關し提督に打電稟議すべし』と述べ、翌日午前十時より十二時の間に將軍は再びプラット領事と會見せしに領事はデュウェー提督の返電なりとして將軍に告げて曰く、

合衆國は合衆國艦隊の保護下に於て少くも比律賓の獨立を承認すべし、殊更に形式を踏み文書を以て約する必要なし、合衆國提督及び領事の一言は嚴正なる質言として之を見るべく決して西班牙人の言と同一視すべからず、北米合衆國政府は實に誠實にして正義を尊び且頗る强盛のものなり

堂々たる大國の領事が此く迄も誠實を表して陳辨するを倘强いて文書を以て約言を取らんことは大人氣なしと思ひ、アギナルド將軍は然諾を重ずる心より米國領事の約言を信じ、然らば本島に歸り再び旗幟を飜へさん、但歸國に就ては軍器類は米國の手にて調達し玉はらば幸なりと答へしに、米領事は之を快諾せり。

ブラット領事とアギナルド將軍との秘密會見に關する詳況はアギナルド將軍の『比律賓革命の眞相』中に詳説せり。然れども人若し片言を聞いて事の眞相を決し難しと云はゞ、余は更にブラット領事其人の手より出たる記錄に籍りて倔强の左劵と爲さむ。米國元老院公文集第六十二號第一部、第五十五議會第三會期公信第二百十二號に當時の公報を載せて左の如く云へり。

本月二十三日(土曜日)夕刻本官は信用すべき英國の紳士エイッチ、ダブルュー、ブレー氏より比律賓叛徒の首領エミーリオ、アギナルド將軍が微行して當地に來着したる由を秘密に聞知せり。

ブレー氏は農商業家にして十五年間、比律賓群島に居住せしも、西班牙國の施政宜を失し內地の擾亂を惹起せしを以て止むを得ず其財産を遺棄し群島を退去

したる者なり。本官は曩に同氏より同群島の各處に在る堡壘、貯炭場等に關しヂュウェー提督の爲めに種々有益なる情報を得たることあり。本官はアギナルド將軍が比律賓叛徒間に大勢力を有し、比律賓群島の內外に於て叛徒に對し能く同氏の如く權勢を振ひ得る者なきことを知るが故に、直に同氏に面會せんとするの意を決し、本官の請求に據り翌二十四日(日曜日)の朝同氏と秘密會見を爲すことに定めたり。之に來會せる者はアギナルド將軍の外に其股肱兩三名及びブレー氏のみにして同氏は通譯の勞を採れり。(中略)本官は同日香港駐在米國總領事を經由しヂュウェー提督に對し左の電報を發したり。

叛徒ノ首領アギナルド當地ニ在リ、提督ニ於テ冀望セラルレバ同氏ハ香港ニ赴キ馬尼剌ニ在ル叛徒トノ連合運動ニ關シ提督ト協議スル所アルベシ、返電ヲ待ツ

プラット

之に對するヂュウェー提督の返電は左の如し。

アギナルドニ迅速ニ來ル樣傳ヘラレタシ

チャウエー

本官は同日夜中答報に接し直に之をアギナルドに通知せり。同氏は其傳令官及秘書官を伴ひ一行悉く變名して二十六日(火曜日)當地解纜の英國滊船マラッカ號に便乘し當地を出發せり。

千八百九十八年四月二十八日新嘉坡に於て

新嘉坡駐在米國總領事イー、スペンサー、プラット

古の秘密會見の事端なくも千八百九十八年五月四日發兌の新嘉坡フリー、プレッス紙上に素破抜かれ、

米國領事プラット氏はアギナルド氏と會見の末妥協する所あり。アギナルド氏の意見を諒し直に香港滯在中のヂャウエー提督に打電し、爾後提督と同領事との間に電報の往復頻繁なり。(中畧)ジェ子ラル、アギナルドの政策は比律賓群島の獨立を主眼とし、同群島の内政に關しては歐米人の顧問を置き一時臨機の處分として米國の保護を求むべきも云々

とありしを見て、米國領事は匆惶本國政府に打電して左の如く云へり。

本官はジェネラル、エミーリオ、アギナルドがヂュウェー提督と連合せんが爲め當地を出發するに至れる顚末を極秘せんことを勉めたりしに、昨日發刊のシンガポーア、フリー、プレッス紙上に該件の要點を公にせられたる事を報告するの止むを得ざるに至れるは本官の遺憾とする所なり。(中畧)同紙上に載せたる事實は大要に於て正確のものなり。

千八百九十八年五月五日新嘉坡に於て

新嘉坡駐在米國總領事イー、スペンサー、プラット

プラット領事とアギナルド將軍との會見は一千八百九十八年四月二十二日より二十五日に渉り、二十六日に將軍はプラット領事に別を告げ、米船マラッカ號に搭じ、ヂュウェー將軍に香港に會見せんがため新嘉坡を出發せり。然るに五月一日は米國艦隊が馬尼刺灣に於て西國艦隊と決戰を試みんと豫期せし日なりしを以て、ヂュウェー提督は之れが爲め既に香港を去りて在らず。アギナルド將軍は五月一日香港に着せしに、香港駐在米國領事ラウンスヴェル、ウィルドマン(Rounsvell Wildman)氏は直に將軍を迎え、語るにヂュウェー提督の將軍の到るを待つ餘日なきを以てせ

り。五月十五日に到り、ヂュウェー提督の派遣せる米艦マッカロック(Mc. Cullock)號はアギナルド將軍を迎ふる爲め馬尼刺より香港に來れり。將軍は則十七日午前香港を發し、十九日午後馬尼刺灣なるカヴィーテ港に到着し、直に導かれて米國旗艦オリンピア(Olympia)に到りヂュウェー提督と會見せり。

當時アギナルド將軍とヂュウェー提督との會見が如何なる談に初まり如何なる談に終りしやを知らんと欲せば、乞ふ之を左に摘記するアギナルド將軍著述の比律賓革命之眞相中に記する數節に見よ。

提督は余を其室に導き、寒暄の禮了りし後、余は提督に向ひ、提督が新嘉坡駐在プラット領事に屢ば電報を發せしは眞實なりやと問ひしに、提督は然りと答え、倘附言して曰く『我合衆國の比律賓に來るは比律賓國民を保護し島民をして西班牙の羈絆を脱せしめんが爲めのみ、合衆國は領地廣く、歳入饒に、富資多きを以て毫も殖民地の必要なし、合衆國が比律賓の獨立を承認するとに就いて毫も疑を容るゝ餘地を存せず』と。次いて提督は余に向ひ島民をして群起西班牙と對戰せしめ勝敗を一呼吸の間に決し得るや否やを問へり。

余は之に答ふるに、ウィルドマン領事の約言通り支那の海港より余の軍に必需なる軍器を輸送せらるゝに非されば徒手事を擧くるも漫に貴重の人命を損するのみ如何ともし難き旨を以てせしに、提督は軍器輸送の爲め速に滊船を派し命をウィルドマン領事に傳ふべしと答へたり。尤も余は當時西班牙軍より獲たる大砲數門モーゼル銃六十二挺を有したり。

余は提督に向ひ深く其好意を謝し、合衆國人民の寛宏にして義氣に富むを感嘆したり。余は香港を去るに臨み同國人を會し、其席に於て『西班牙人を碎破し比律賓に於ける西班牙の勢力全然地を掃ふに至り、而して合衆國が若し比律賓の獨立を承認する擧に出てずんば比律賓人は或は米人を相手として戰を賭するに至るも知るべからず、此場合に至らば我は軍需に乏しく疲憊せる衆を以て戰に臨むが故に米人の爲めに擊破せらるゝに至るべしと雖も亦已むを得ざるなり』と議決せり。依て現下の場合何事も秘するに及ばずと思ひ、余は提督に向ひ右の議決の趣旨を告げ、敢て何事も腹藏なく肺肝を披瀝する所以は將來相互の誤解を防がんとする一片の赤心に外ならざる由を述べたり。

提督は之を聞き大に余の熱誠に同情を表し『米比兩國人は友邦且同盟として共に事に當るべきを以て苟も疑あれば直に之を明白に吐露し説明を與へ以て他日の紛議を避くるを要す、合衆國は勿論比律賓人民の獨立を承認し合衆國人民の名譽の語として之を擔保すべし、是れ實に如何なる文書を以てするよりも確實なる證言にして、彼の西班牙人がビアック、ナ、バトーに於て爲せる約言と同一視すべからず』と答へ、尙語を次き、余に向ひ『直に比律賓の國旗を造るべし、然るときは米國は馬尼剌灣頭なる他諸國の船舶に對し比國國旗を承認保護すべし、但比律賓人は其國旗を揭揚するに先たち西班牙人を碎破し其行動が世界殊に米國の視聽を聳動せしむるを要す、此くして比律賓の船舶が其國旗を柔風に翩飜せしむるときは一層世界の注目を惹き尊敬を受くるに至らん』と云へり。

當時米國がアギナルド將軍に約言せし所實に此の如し。左れば吾人は全く米人の言を信じ、是より我軍は一意西人を擊破するを念と爲し、以て米人の好意に報じ吾人の獨立を克復せんとするの快望を抱きたり。米國領事ウィルリアムス氏の我軍の動靜に關し本國政府に致せし報告は以て當時の狀況を知るに足る。

本官は米國艦隊が五月一日に於て西國の艦隊を殲滅せし以來、比島叛徒の軍隊は大に勢焰を振ひ、西國の軍隊と會戰する毎に殆と必勝の好果を奏せることを玆に報告する榮譽を荷ふ。千八百九十七年一旦香港に退去せる叛徒の首領ヂェネラル、アギナルドは近頃カヴィーテに歸着せり。比律賓人は同氏が自ら戰場に臨むの危難を慮り之を諫止せるを以て、同氏は本營に在り全軍の行動を指揮しつゝあり。同氏は本日本官に向ひ其歸國以來殆と五千人に近き捕虜を有し、内四千人は西班牙人にして捕虜の際皆施條銃を携帶せることを告げたり。ヂェネラル、アギナルドは目下施條銃一万〇五百挺許と砲一門とを有し、尚施條銃八千挺マックシム砲二門及ダイナマイト砲一門を淸國より購入し目下輸送中なり。叛徒はマラーテ附近の堡塞を除く外、到る處西軍を擊破し、呂宋島の北部より馬尼剌市の外郭に至る迄の地及バタンガス州を占有し、且馬尼剌市を除くの外、同灣沿岸の地方全部を占領したり。

西班牙人は大に蠻行を逞ふし、獨り武裝せる比律賓人のみならず往々非戰鬪員婦女小兒を慘殺するに反し、叛徒は米國人の例に倣ひ猥りに殺戮を行はず、窮者

を保護し、捕虜を厚待し、西軍の負傷兵を救護すること恰も自軍の負傷兵に對すると同一待遇を以てせり。

千八百九十八年六月十六日在比律賓群島馬尼剌市米國領事館米國軍艦ボルチモーア號に於て

米國領事　オスカー、ウィルリアムス

惟ふにアギナルド將軍は比律賓群島獨立の保證を重要條件として米軍と力を協せ西軍を攻擊すべき約を結ひたるものなり。唯當時單に口約に止まり、公然、公文を交換したるに非ざるは勿論なりと雖も、大國の襟度に信賴し正義を以て世界に矜る米國にして、よもや食言するに至るまじと思ひたりしなり。豈圖らんや米國政府は一千八百九十九年一月五日附を以てオーチス將軍をしてマローロスに於て比島占有の意を宣言せしめたり。是に於てアギナルド將軍は直に之に對し抗議書を提出し、其中に云へるあり。

米國が余を香港より歸國せしめたるは余をして米國の爲めに本島に於て西班牙人と抗戰せしめんが爲めに非ず、吾人の自由獨立の爲めに抗戰せしめんが爲

めなり。米國の當該官等は吾人の自由獨立の爲め、口頭を以て余に盟約するに確實なる援助を與へ且有効なる協力を爲さんことを以てせり。

今や吾人の米人に期待せし所は一場の戯劇と化し去り、米人の眞意は實際に現出し、一千八百九十九年二月四日に至り米軍は一齊に我軍の哨線に奄撃し來りたり。吾人は茲に至り漫に彼我の曲直を呶々するを欲せず、唯英人ブレー氏の言を藉りて世界の視聽に訴へんとす。讀者の良心は理非を判斷するに適當なりと信ずるを以てなり。

英國人ホーウァード、ダブルユー、ブレー氏はアギナルド氏とプラット氏との秘密會見に參與せし證人なり、米人の食言を憤慨し其不德義を痛斥し、一千八百九十九年四月十五日發刊のサン、フランシスコ新聞ゼ、スターに投書して曰く、

去年四月廿六日米國總領事プラット氏は新嘉坡に於て通譯の勞を執りたる余の面前にてジェネラル、アギナルドに對し名譽の一言を以て然諾を與へたり。然るに近比米國政府の公にせる公文集を一覽するときは余は頗る怪訝の念に堪へず。該文集は由來背信の行爲なしと自ら誇稱する一般米國人をして大に反

省すべき材料を供するものなりと信ず。米國人が今日に至り漫に言辭を弄し、プラット領事は斯の如き提供を爲す權限を有せずと辨疏するは實に一大國民たるの面目を汚辱するものと謂はざるを得ず。蓋し同領事は素よりアギナルド氏に對し自己の獨斷を以て該提供を爲したるに非ず、デューウェー提督の訓令に基きて爲したること辨を俟たずして明白なり。彼の秘密會見に當りジェ子ラル、アギナルドの提擧せる條件は明白にデューウェー提督に通牒せられ、同提督は該條件を承認することを返電し、且アギナルド氏が最近の便船マカロック號に搭乘して速に香港に來らんことを望む旨を申し越せり。同領事は同日深夜余の寓居に來り余の熟睡を破り、アギナルド氏をして翌日拂曉出發し得せしめんが爲め速刻同氏の宿舍に赴き同氏に傳ふるに該返電の意を以てせられんことを求められたり。右等の事實は極秘に屬すと雖も、米國人が比律賓人に對し破廉恥の所行に出てたる今日に於て尙之を秘するは反て正義を無視するものなりと信ず。今日に於て徒にデューウェー氏の職權如何を呶々するは既に全く無用の業たり。何となれば米國政府の發表せる公文集に據り、吾人は同提督が臨機適宜

の處置を行ひ得る權限を有し從つてアギナルド氏に對して獨立を保證する協約を締結し同氏を呂宋島に送還したるものなることを知り且香港駐在米國總領事ウィルドマン氏はアギナルド氏に夥多の兵器彈藥を供給したることを知るを以てなり。如何に辯疎の辭を費やすも米國政府は能く是等の事實を否認する能はざるべし。

一千八百九十九年三月八日香港に於て

ホーワード、エイッチ、ブレー

第七章　馬尼剌市攻擊前に於ける比國獨立軍の狀況、比米兩國衝突の端緒

比律賓群島が將に獨立軍の掌中に歸せんとする時に當り西軍の根據と恃める馬尼剌州の位置も亦日に危殆に陷り、獨立軍は騎虎の勢に乘じ進て同州なる各處の要地に占據せり。千八百九十八年(明治卅一年)六月九日サン、ミゲール大佐は同州の市マンダロヨンを、ピーオ、デル、ピラール少將はサン、ペードロ、マカーチ及其附近を、ノリエール將軍はバラニァーケを各々攻略して之に據り、同月十二日比軍の一將シプリアーノ、パチェーコ氏は手兵を率ゐてナヴォータス、タムボーボン、及カロオカーンを攻擊し忽ち之を陷れたり。是に於て馬尼剌州の全部は殆んど獨立軍の占領する所となり、馬尼剌市は遂に比律賓軍の包圍攻擊を受け、西軍は僅に馬尼剌市及其外郭並にサンタ、アーナ、パンダカーンの如き小都會に據り固守防戰するの窮狀に陷れり。現に比軍の司令長官たるアントーニオ、ルーナ氏は革命政府の機關新

聞ラ、インデペンシア(獨立)紙上に當時の狀況を載せて曰く『馬尼剌市の包圍區域は南部に於てはピチダ゜マリバーイ及グァダルーペ東部に於てはパテーロス゜パシッグ及マリキーナ北部に於てはマサムボン゜バリンタワック及カロオカーンを接續する圓形の戰線より成り、其防備極めて强固なるを以て西軍は到底之を破壞するを得す。我軍にして若し他の諸州を攻略する爲め軍隊を分派せすして全力を馬尼剌市に注ぎ俄然總進擊を行ふときは、假令我軍の損害を被むること大なりとするも同市は一擧して我有に歸せん』と。是に於て我軍は暫く持久の策に出で兵員充實の機を俟ちて後、總進擊を行はんとせり。

アギナルド將軍は千八百九十八年(明治三十一年)六月十八日を以て地方制度に關する布告を發布し、同廿三日獨裁政府に代ふるに革命政府を以てする宣言及諸官廳を設置する布告を發し、同年七月四日革命政府の官報エル、エラルド、デ、ラ、レヴォルシオーン、フィリピーナ(比律賓國革命公報)の發行を命じ、同十五日各國務大臣を任命し、同十八日以下の諸官を任命せり。以上の諸布告及宣言書は悉く之を一冊子として出版したるを以て、之を一讀する者はアギナルド將軍が苦心經營の存する所

を窺知し、比律賓國の繁榮と國民の幸福との爲に盡瘁したる偉功を知悉するに足らん。

比律賓共和國の基礎斯の如くにして確立し、共和政府の組織斯の如くにして成り、獨立の大業漸く完成せんとせし時に當り何事ぞ米國人は從來の態度を一變し比律賓人に對し次第に敵意を表し、是より後比米兩國相互の間意志往々扞格して衝突を免れざるに至れり。當時米人は旣に比人の眞友に非ず機を伺ひ比律賓群島を併呑せんとする禍心を包藏せしこと今や顯然として疑を容るべからず。同年六月中の事なりき比軍の武器を搭載し香港を解纜したる船舶二隻途にして全く踪跡を失ひたり。人皆以て米人の所爲に出てたりとす。蓋し是れ比律賓革命の前途に大障害を與へんがため獨立軍の戰鬪力を減殺せんとするの擧に出たるものにして、若し比軍にして該武器を得たらんには群島の首府たる馬尼刺市は乍ち比軍掌中の物たるべきと素より明白の事實なりしを以てなり。

比律賓人は日を逐ふて新政府の治下に悅服し、群島內の有力者は大統領アギナルド氏に敬意を表せんが爲めカヴィーテに麕至し、革命政府は日に群島の南北部に於

ける比軍の捷報に接し、戰勝の吉報カヴィーテに到着することと殆と虚日なきの好况を呈せり。

同年七月中米軍の將校等馬尼剌市攻擊の爲め策源地を獲んとして馬尼剌州北部のタムボーボン市に上陸せり。該將校等は比律賓國政府の通行劵を有せず又通行の許可をも受け居らざりき。然れども同地に屯在せる比軍の守將パンタレオーン、ガルシーア將軍は極めて愼重の態度を持し毫も上陸を妨げざりしのみならず却て種々の便宜を與へたり。該將校等は漸く一地點を選びたる後ち、比將に向ひ西軍の砲彈同地點に到達すべきや軍隊を舍營せしめ得べきやを問ひ、大に地利の不可なるを知り更に前進せり。此一事を以て比律賓人は米國人が禍心を抱藏するを知るも尙ほ之に對して友誼的好情を表したる一證と爲すに足る。

千八百九十八年(明治三十一年)六月十二日カロオカーンの占領後、是より先き已に獨立軍の掌中に歸したる馬尼剌州に屯在せる比律賓軍を分つて四軍團と爲し、第一軍團はノリエール將軍これを引率してバサーイに駐屯し、第二軍團はピーオ、デル、ピラール將軍の指揮の下にサン、ペードロ、マカーチに駐屯し、第三軍團はモンテ

チーグロ大佐に屬してマリキーナに駐屯し、第四軍團はパンタレオーン、ガルシーア將軍を司令官としてナヴォータス。タムボーボン。ノヴァリーチエス及カロオカーンに分屯し、各軍團の前哨は皆馬尼剌市に面し以て同市を重圍の中に置けり。同年七月中旬比律賓國政府は政廳をカヴィーテ軍港なる兵器製造所よりバコーオル市に移したり。是れ蓋し深慮の餘に出でたる者にして、カヴィーテ軍港は一朝外國軍の襲來する時は第一に攻擊を被る地點なるを以て政廳を置くに頗る不適當なればなり。抑も政廳を移轉したる所以は勿論比律賓人の米國人を信憑せざるに起因し、米國人が當初サン、ミグール大佐に對し比律賓人を保護し以て防戰すべしと誓ひたる約言は今や一場の戲言と化し去り、歷然として食言の形跡を留めたり。故に政廳の移轉は比人が米國人の保護防衛を信憑せざるに因るのみならず一歩を進めて其異圖を抱くを疑ふ事を示すに外ならず。比律賓國政府の當局者は皆種々考慮を廻し方法を講じ、以て比米間の衝突を避くるに勉めたりしも尙ほ時々兩軍の間に小衝突を免かれざりし。然れども幸に尙未だ全軍の激昂を來す如き大事に至らざるを得たり。同年七月中米軍の一隊は

又馬尼剌灣に到着せり。當時比律賓國政府は之に對して必要の便宜を供し補助を與ふるに吝ならざりき。然りと雖も吾人は茲に至り天下の公德に對して吾人眞意を吐露せざるを得ず。即ち今日に至り吾人の米國人に對ま表する友誼は最早や一片の形式的に出てたるものにして決して眞意に非ず、當時既に北米兩國人間に猜疑心を生じ互に溝渠を劃し親密の交情を缺くの端緒を現はしたり。米國人は比律賓人の感情如何を顧慮せず。メリット將軍は將來の比律賓群島總督たるべき事を公言して毫も憚らず。合衆國政府が公然將軍を任命するに及び將軍が曩に放ちたる高言は愈々眞實となりて現はれんとせり。唯當時カヴィーテ軍港及市街は全く比軍の手中に存せるを以て合衆國政府も或は少く躊躇せし所ありしのみ。要するに斯の如き米人の擧動は比律賓人をして大不快の念を起さしめしと勿論なりと雖も、比律賓人は飽まで謹重の態度を嚴守し靜に米國人の今後の動作を刮目注意するを怠らざりき。

米國人は比軍がカヴィーテ、ヌエーヴァに於て收容したる西軍の捕虜に對し大に人道を敬重し博愛の精神を以て厚遇ましたる事を現に目擊しながら、尚ほ其本國に向ひ

揑造の報道を爲したる爲め、米國の新聞紙は誤謬百出せる記事を掲げ比軍は西軍の捕虜を虐待し殘忍なる殺戮を行ひたりと特筆大書せり。

當時獨立軍の收容したる捕虜は一萬餘人に達せり。比律賓國政府は呂宋島の大部分及其附近諸島嶼に主權を行ひ各要地に地方政廳を設置したり。

第八章　比律賓群島獨立の宣言

千八百九十八年(明治三十一年)八月一日、比律賓國政府は獨立軍の克復したる呂宋島の大部分及其附近諸島の地方長官を召集して大會議をカヴィーテに開き、莊嚴なる儀式を擧げて比律賓群島人民の獨立を宣告せり。當日の盛況は實に筆紙の能く盡す所に非ず、儀式に參列したる在朝在野の人皆共に熱誠面に溢れ、吾人積年の宿望たる自由獨立の擧は此日愈々實事に現はれ、暴虐抑壓の羈絆を全然脫去し獨立濶步して自由の天地を謳歌する千歲一遇の盛典に臨み、歡呼して自主する能はざるに至れり。

此日米軍の將校等も亦此盛式に列し熱中せる語調を以て祝意を表し、米國人が嘗て獨立を宣告したる當時と比律賓人の遭遇せる今日とを對比し、米國人は昔時比律賓人と同一の境遇に處し英國の壓制を打破したることを述べ、北米合衆國は建國以來未だ一百年を經過せざるに早く既に他國の企て及ばざる大國となり、今日にては自主自由の餘惠を享けて富强開明の摸範となりたることを說き、比律賓群

島に於ても亦能く自由の進路を過たずんば日ならずして强大隆盛の邦國と爲るべしと論じ、比律賓群島の將來盛運に赴くを熱望すとの趣旨を以て當日の祝辭と爲したる者さへありたりき。而して米國將校等が比律賓群島獨立式に參列したるは毫も公然の性質を有せず全く私人的同情を表するに出でたるものなり。

余は茲に比律賓群島の獨立を公宣せる當日の大會議に於て各地政廳長等が一齊に協贊決議したる宣言を左に揭げん。該宣言は能く比律賓人の國家に對する從來の宿志及將來の冀望を叙述して餘蘊なし。（宣言書は西班牙語及タガーロ語を以て記せり）其辭に曰く、

本書ノ末尾ニ列記セル下名等ハ諸州ヲ組成スル各市ノ長官ニシテ、政府ノ大統領ニ依リテ各自ノ任命ヲ裁可セラレ、各自ハ大統領ニ對シテ正式ノ宣誓ヲ行ヒタル後、去六月十八日ノ布令及同二十日ノ訓令ニ規定スル形式ニ據リ各其職ニ就キ、茲ニ比律賓（フィリピーナス）國獨立ノ嚴肅ナル宣言ヲ行ハン爲メ特ニ召集セラレタル大會議ニ參列セリ。

依テ茲ニ愼重ノ態度ヲ採リ充分ノ思慮ヲ凝ラシ此重大事件ヲ決スルニ必要

ナル討議ヲ行ヒ適正ノ審議ヲ經タル後、一齊ニ左ノ宣言ニ同意セリ。

抑モ比律賓國ノ革命ハ一方ニ於テハ戰備未ダ整ハズ殆ト兵仗ヲ帶ビザル軍隊カ義勇奉公ノ至誠ヲ以テ奏シ得タル赫々ノ戰功ヲ示シ、他方ニ於テハ人民カ戰爭ノ後、固ク暴行ヲ愼ミ敵兵ノ捕虜ヲ待ツニ適當ノ禮讓ト人道ヲ尊重スル精神トヲ以テシ、而シテ後チ各自其常業ニ復シ安寧靜謐ヲ保持シタル美德ヲ表スルモノナリ。

如上ノ事實ハ以テ比律賓國人民ガ一般ニ信認セラレタル如ク、唯虐政ノ羈絆ヲ脱却スルヲ目的トシタルニ止ラズ、尙ホ秩序ト正義トニ對シ完全ノ思想ヲ有シ、奴隷ノ境遇ヲ嫌忌シテ自由ノ生活ヲ愛慕スル所以ヲ世界ニ公表セルモノナルコト疑ヲ容ルベカラザルナリ。

而シテ比律賓國人民ノ行爲ニシテ更ニ大ニ嘆美賞揚スヘキハ同人民ガ能ク時勢ノ進歩ニ伴フ法律ヲ制定シ、之ヲ敬重順奉スル所以ヲ知リ、其國情風習ノ開明進歩ノ大則ニ背馳セザルコトヲ證シタルニ在リ、其ノ自由獨立ノ生活ヲ欣慕スル至正至公ノ志望ヲ抱キ、愛國心ト國家ノ名譽トヲ尊重スル高尙ノ思

想ニ富ミ、決シテ威力ヲ振ヒ虛名ヲ衒ヒ暴富ヲ收メレトスル禍心ヲ包藏セサルコトヲ示シタルニ在リ、此思想ヲ發揚シ此志望ヲ實行スル爲メニハ生命財產ヲ擧ケテ犧牲トスルモ敢テ毫モ意ニ介セザルコトヲ明白ナラシメタルニ在リ。

賞賛スヘク寧ロ驚嘆スヘキ右ノ行爲ニ依リ、比律賓國人ハ確乎不拔ノ所信ヲ抱キ以テ遂ニ自由獨立ヲ享受スルニ至ルコトヲ期セリ。

蓋シ比律賓國人民ハ自主獨立ヲ享受スル價値ヲ有スルノミナラズ、一死以テ鄕國ノ將來ニ盡シ鄕國ノ歷史ヲ防護スルノ赤誠ヲ有スルニ因ル。

比律賓國人民ハ確信セリ、一個人ニシテ或社會ノ幸福ヲ增進スル爲メニハ物質上道德上智識上ノ完成ヲ期スル必要アリトセバ、一國民タル者亦人類無限ノ進步ヲ助成スルガ爲メニ充全ノ生活ヲ享有シ自主獨立ヲ享受スル必要アリト。故ニ比律賓國人民ハ如何ナル大難ノ其前途ヲ阻礙スルコトアルモ決シテ之カ爲メニ畏縮セズ、牢乎タル決心ト不撓ノ忍耐トニ依リ正義ヲ踏ミ天道ヲ全フセントスル所信ヲ貫カントスルニハ、縱令彈盡キ糧缺ケ骨ヲ沙礫ニ

曝スモ決シテ戰ヲ息メサルベシ。

比律賓國人民ハ今日ニ至ル迄常ニ踏ミ來レル正義ノ徑路ヲ逸出シタルコトナク、嘗テ西班牙人等ガ、身ニ寸鐵ヲ帶ヒス從順ナル比律賓國人民ニ對シ忌憚ナク行ヒタリシ無辜ノ禁獄峻酷ノ虐待、殘忍ノ殺戮其他諸種ノ蠻行ノ如キハ決シテ之ヲ行ハザリキ。西班牙人ハ想ヘラク比律賓國人民ニ對シテハ法律的義務ニ依リテ拘束セラルヽコトナシ、故ニ如何ナル暴行ヲ加フルモ顧慮スル所ニ非ズト。其理由トスル所ハ唯比律賓國人ノ交戰權ハ未ダ世界ニ承認セラレズト雖フニ在リ。然レトモ縱令成文法又ハ習慣法ヲ問題外ニ置クトスルモ文明國民ノ名譽ト世界ノ人道トニ於テハ自ラ不文的制裁ノ存スルモノナリ、而ルニ西班牙人ハ實ニ之ヲ無視シテ顧ミサルハ何ゾヤ。比律賓國人民ハ全ク之ニ反シ西班牙人ノ蠻行ニ對シ決シテ暴ヲ以テ暴ニ代フル如キ行爲ヲ採ラサルナリ。何トナレバ比律賓國人民ノ獨立ヲ熱望スル所以ハ開明ノ思想及正義ノ機關タル法律ヲ尊重スルヲ以テ自由ナリト爲ス精神ト、人道ヲ主トシ博愛ヲ旨トスル人類ノ試驗所ニ於テ製錬ノ美名ヲ博セントスル冀

望トニ基クヲ以テナリ。

下名等ハ上述ノ趣旨ニ據リ各其代表スル人民ノ志望ヲ表明シ、人民ヨリ委托セラレタル任務ト各自ノ職務上ノ責任トニ依リ、茲ニ全世界ニ向ヒ比律賓群島ノ獨立ヲ宣言シ、去六月二十三日布令及同二十七日訓令ノ規定ニ據リ組織シタル革命政府ノ大統領トシテ茲ニドン、エミリーオ、アギナルド、イ、ファーミ氏ヲ公認シ之ヲ敬重シ、尙大統領ニ向ヒ外國政府ニ對シテ比律賓國ノ交戰權ト獨立トノ承認ヲ請求シ以テ之ヲ收得セラレンコトヲ希望ス。何トナレバ吾人ノ行爲ハ獨リ正義ノ責務タルニ止ラス、何人ト雖トモ自然ノ法則ニ違反シ且ツ一國民カ其邦國ノ革命ト隆盛トヲ旨トスル正當ノ志望ヲ障礙スルハ不法ノ行爲タリト信ズルヲ以テナリ。

比律賓共和國建國第一年即千九百九十八年(明治三十一年)八月一日カヴィーテ州ニ於テ之ヲ公布ス。(下畧)

本文に次き馬尼刺(但シ馬尼刺市を除く)カヴィーテ。パンパンガ。バタンガス。ミンドーロ。タヤーバス。ラグーナ。モーロン。ブラカーン。バターアン。ヌエーヴァ、エーシハ、タルラ

ック。パンガシナーン。ウニオーン。インファンタ及サムバーレス諸州の各都市地方長官の署名あり。

右の宣言に基つき比國革命政府の大統領は同年八月六日を以て比律賓國人民の交戰權及獨立の承認を請求する公文を各國政府に發したるに或は諸外國政府の內閣の議に上りしものあり大に外國諸新聞紙の論題となつて世論一時沸騰せり。

其公文に曰く、

各外國政府ニ通告ス

比律賓國革命政府ヲ建設スルヤ、六月二十三日附ノ布告ヲ以テ比律賓國革命ノ眞因ヲ說明シ、人民ノ企圖シタル行動ハ唯自由ヲ目的トスル進路ニ由リ開明進歩ヲ渇望スル人民ノ生命ヲ支配スル法則ノ結果ニ外ナラサルコトヲ說示セリ。

革命ハ今ヤ、カヴィーテ。バタンガス。シンドーロ。タヤーバス。ラグーナ。モーロン。ブラカーン。バターアン。バムパンガ。ヌエーヴァエーシハ。タルラック。パンガシナーン。ウニオーン。インファンタ及サムバーレス諸州ニ傳播シ、馬尼剌市ヲ重圍ノ裡ニ

置ケリ。右ノ諸州ニ於テハ六月十八日附及同月二十三日附ノ布告ニ據リ選任セラレタル當該官其職ニ膺リテ政ヲ行ヒ、以テ整然タル秩序ト完全ノ安寧トヲ維持セリ。

革命軍ハ敵ノ捕虜九千名ヲ收容シ諸文明國間ニ行ハルヽ戰時ノ慣例ニ據リ博愛慈仁ノ精神ニ基キ之ヲ待遇セリ。戰員ノ數ハ三万人以上ニ達シ皆規律ニ據リ正式ノ軍隊トシテ編制セラレタリ。

是ニ於テ前記諸州ノ各都會ノ長官等ハ各其選擧民ノ蘊蓄セル意志ヲ表白シテ比律賓國ノ獨立ヲ宣言シ、革命政府ニ請求スルニ比律賓國人民ガ自治ノ能力ヲ具ヘ自治ノ責任アル狀態ニ達シタル所以ノ確證ヲ表示シ、各外國政府ニ向ヒ比律賓國民ノ交戰權及獨立ヲ承認セラレンヿヲ請求シ、且ツ之ヲ收得センヿヲ以テセリ。依テ本書ニ添フルニ地方長官等ノ署名セル文書(則獨立宣言書ヲ指ス)ヲ以テス。

本書ニ署名スル余ハ比律賓國革命政府ノ大統領トシテ余ニ附與セラレタル權能ヲ行使シ、比律賓國人民ノ名ニ於テ且ツ其代表者トシテ先進文明諸國ノ

扶助ヲ求メ且革命軍ノ交戰權及比律賓國ノ獨立ヲ承認セラレンコヲ切望ス。何トナレバ各强國ハ之ニ據テ以テ人類無限ノ進歩上最モ完全ノ正義ヲ表明實行セシメン爲メ弱者ヲ扶持シ强者ヲ排制シ以テ各國民間ノ權衡ヲ保持スル爲メ上帝ノ劃定シ給ヒタル勢力ナレバナリ。

千八百九十八年八月六日カヴィーテ州バコーオル ニ於テ

革命政府大統領エミーリオ、アギナルド 親署

然るに合衆國政府は比律賓群島獨立公宣式に對し好感情を表せさるのみならず、比律賓人は之を行ふ權利なしと爲し妨害を加へたり。是を以て同年八月十三日米軍の馬尼剌市を攻擊するや豫め比律賓國政府に何等の通牒をも爲さず、且米軍の容易に同市を占領するを得たるは是より數月前既に比軍が陸上より之を包圍攻擊したるが爲めなる所以を察せず、漫に揑造の説を流布して比軍は馬尼剌市陷落の際其郭外なる西軍の防禦線外に退却し、且シンガロン及パレダカーン迄退却し居りたりと誣ゐ、尙ほ是を以て足れりとせずヂューウェー提督は比人の所有に係る滊船アッベー號ウィン、ボ號其他の輕舸を捕獲し、比人の船舶の一切馬尼剌灣に入る

事を禁止せり。

第九章　馬尼刺市の包圍攻撃

是に至り著者は馬尼刺市攻撃當時に溯りて其戰況を述べんとす。而して之を述るに先ち一言する必要あるは他なし。千八百九十八年(明治卅一年)八月十二日西米兩國間に休戰條約成立したるに係はらず、米軍は其翌十三日を以て馬尼刺市を攻撃し同日中に之を降したる一事なり。而して今や米國人は當時比律賓人の戰友より得たる偉大の援助を全く忘却し去りて傍若無人の擧動を爲すに至れり。既に述べたる如く米軍は馬尼刺市を攻撃せんとするに當り、比律賓國政府に對して一片の通牒をも發せず、次第に戰線を進め、十三日を期し將に同市を攻撃せんとする前一日即ち十二日を以て、當時同市を重圍の裡に陷れたる比軍の司令官アルテーミオ、リカルテ將軍に向け僅に電報を發し、翌十三日の拂曉を期して馬尼刺市の總攻撃を行ふ旨を通知せり。

叙して是に至り余は寧ろ筆を採るを屑しとする點に達したり。然れども余は初より確實と眞正とを旨とし本編を起草せしを以て、今や秘密の一端を曝露するの

止むを得ざるに至れり。該秘密は米國人の勉めて隱蔽せんと欲し馬尼刺市占領の事實に關し世界に公表せられさらん事を冀望する者なり。何となれば此秘密一たび曝露すれば米人の誇稱する戰勝の名譽に拭ふべからざるの汚點を與へ其價値を沒却するものなるを以てなり。余は比律賓人として本編を草するに當り、敢て漫に自國人の戰功を賞揚し敵軍の名譽を貶するを快心の事とせず、寧ろ之を避けんと欲するや切なり。然れども事實は事實として記述せざるべからず、況や目擊者の證據あり且つ信憑すべき根據ある事實儼として存するに於てをや。

リカルテ將軍は比律賓政府の發したる電報命令に接し、前日中に米軍のスチワト大將が既に大部分の偵察を終りたる西軍の堡壘に對し十三日の拂曉を以て進擊すべき命令を部下に下したり。比律賓軍隊は千八百九十八年(明治三十一年)八月十二日午前四時より六時に至る間に於て馬尼刺市の攻擊を開始せり。比律賓軍は當時三個縱隊を編成し、其第一縱隊はピーオデル、ピラール將軍之を率ゐてサレダ、アーナの方面を攻擊し、ルシアーノ、サン、ミゲール大佐は第二縱隊に將としてパーコ區に肉薄し、ファーン、カイリイエス大佐はノリエール將軍の縱隊を指揮してシ

ンガロンの方面に向へり。知るべし劈頭第一に馬尼剌市を攻擊したるは米國軍隊に非らずして比律賓軍隊なる事を。

西班軍はバーコ方面に進擊したるサン、ミゲール大佐の縱隊を邀擊し、コンコルヂア。シンガロン、及サンタアーナなる陣地より間斷なく猛烈の砲擊を行へり、然れども同大佐の縱隊は敏速なる回轉運動に依りシンガロン方面なるカイリイエス大佐の縱隊と合し、ビーオ、デル、ピラール將軍の縱隊は突貫してサンタ、アーナを拔き奮進して遂にバーコを占領せり。

時に米軍はヂュウーウエー提督の艦隊の掩護を受けて漸くサン、アレトーニオ、アバー區の攻擊を開始したりしに、比軍の倍々前進するを見て自己の攻擊地點を拋棄し轉して比軍が西軍より奪るたる地點に向ひ、比軍の軍旗を撤去し之に代ふるの赤十字旗を以てせり。是れ蓋し他國人をして比律賓軍旗を目擊し以て比軍の戰功を認めしむることなく、且比軍の收得したる便益を知らざらしめんとする目的に出でたるならん。斯の如く米軍は既に比軍の占領せる西軍の堡壘に揭揚せる比律賓軍の三色旗を撤去し代ふるに赤十字旗を以てし自軍の負傷兵士を此處に運搬

せり。是れ米軍は自ら該堡壘を略取したるの觀を裝はんとする卑陋の意底なることを素より疑を容れず。米軍は一意斯の如き陋行にのみ汲々として毫も奮然決死の勇を皷し西軍の彈雨を冒して突撃することを爲さず、之に反し比軍は此機に乘し倍々兵を前進し以て占領地點の防禦を鞏固にせり。

米軍は全く比軍の戰勝の餘澤を蒙り、比軍が西軍の手より略取せる通路に由りて漸くシンガロンに到着することを得、此處に比軍の將校カイリイエス。サン、ミグール。ドローテス。ローベス。アガピートシアルシータ及ベルナール諸氏の引率する軍と相會し、米軍の將校は比軍の將校に對し或は甘言を弄し或は虚喝を用ひ勉めて其前進を阻止せんと欲したれども、比軍の將校等は容易に其不法なる要求に應せず斷然拒絶して倍々前進せり。米軍の或る將校は比軍の一將校の胸に擧銃を擬し之を威嚇したれども遂に其志を奪ふ能はざりしと云ふ。是等の所爲は實に米軍の威行を損するを大にして、米軍は陸上進撃の際に奮撃突戰するの眞勇なかりしこと容易に推測するを得べし。

要するに馬尼刺市なる西軍の堡壘を占領するに第一鞭を着けたる者は實に比律

賓軍隊にして米國軍隊に非ず、米軍は徒手にして比軍の既に略取したる地點を收得したるに過ぎず。

米軍はシンガロンの方面に於て西軍を攻擊したれども西軍の猛火に氣魄を奪はれ隊伍を亂して潰走し、比軍の爲めに救はれ漸く全きことを得たり。此役米軍は大砲二門と多數の小銃とを遺棄して敗走したりしが、比軍は之を西軍の手より恢復して米軍に還附せり。

比軍の縱隊は先登して西軍の死守せる要塞に向ひ、サン、ミゲール大佐の引率する縱隊は西軍の左側面よりノリエール將軍の縱隊にしてローベス及シアルシータ二氏の指揮する分隊は其右側面より共に突進せり。然るに當時米軍は尙ほシンガロン及サン、アントーニオ、アバーの方面に踏躅逡巡して敢て前進し得ざりき。サンミゲール大佐の縱隊已に馬尼剌を攻略し同市の僧堂に於て軍隊の一部を休息せしめ居たる時米軍は漸く此處に來着し、又もや比軍に逼て退却せしめんとせり。然れども比軍の將校等は頑として之に應ぜず愈々前進しエラーン街に到り西軍に遇ひ、此處にて互に砲火を交へ遂に西軍を擊卻してプエレテ、デ、バーニ(橋梁)

に走らしめたり。該西軍は後ちピラール將軍の指揮する縱隊の捕虜となり、サン、ミゲール大佐の縱隊は倍々進擊して先づカーリエ、デル、オブセルヴァトーリオ(街名)を占領し、續ひてカーリリエ、レアールデ、エルミータ(街路)プエンテ、デ、サンルイース(橋梁)エルミータ區及パーマ共同墓地に面するボムベーロスの兵營を畧取せり。同兵營は當時西軍の第七十三大隊の兵士駐屯せる處なり。

米軍の一將官は該地點に於て又々比軍に退却せん事を要求せり。サン、ミゲール大佐は再び之を拒絕せり。米將は遂に之を強要することを得ざりき。當時米將は同大佐に向ひ軍隊の前進を停止せんことを勸告し、尙ほ威喝して曰く『比軍にして若し勸告に從はずんば米軍の彈丸は忽ち之に注かんのみ』と。同大佐直ちに聲に應して曰く『米軍にして若し比軍の進路を妨止せんか比軍も彈丸を以て之に酬ゆるあるのみ』と。何ぞ其壯なるや。

米將は遂にサン、ミゲール大佐を威壓するを得ざりしを以て、更に同氏に向ひ、當時西米兩軍間に進行中なる媾和の交涉を破壞せざるやう秩序を維持せられんとを請求せり。此時サン、ミゲール大佐の縱隊はエルミータ區の一街路コレセプシオ

ーンを占領してアロセーロスに舍營し、ビラール將軍の縱隊は西軍の分隊が駐屯せるサンタ、アーナ及パーコの市街を攻取したる後ちサン、ミゲール及カイリィーエス二氏の引率せる縱隊と合し、該三個縱隊は米軍に先たちエルミータ。パーコ馬尼刺、及サンタ、アーナ等の諸市街を占領せり。

第四軍區の比軍は八月十三日午后米軍の開戰に先だち、西軍のギーアス、ルラーレス隊の司令官カルボー大佐の抛棄したる要塞を占領し、第三軍區の比軍はサムパーロック區に達する地點を占領したり。

先にサン、ミゲール大佐を威壓して遂げざりし彼の米將は十三日の夕刻に及び、大佐に請求するに、米軍の營舍に充つる爲め比軍の占領せるエルミータ及馬尼刺に在る地方共進會の建物、測候所、女子師範學校及僧院を讓與せられん事を以てせり。然れども同大佐は又重ねて之を拒絶したり。米將は又も拒絶に逢ひ更に請求の範圍を縮少し、同氏に請ふに自由に馬尼刺市なる米軍の間を往來し市內を巡視し得べき通劵を附與せられんことを以てし、斯の如くにして漸く日夜市內の靜謐と秩序を維持する任務を盡すべき承諾を得たり。

比律賓人は馬尼剌市が當時紛亂混擾の狀態に在りたるに拘らず其夜毫も文明を汚瀆し人民の名譽を毀損する如き行爲に出てざりき。是れ實に比律賓人の名譽として玆に特筆すべき者なり。市内到る處に非常の熱中を以て戰勝の祝意を表し、比律賓共和國萬歲、北米合衆國万歲、自由萬歲、獨立萬歲、エミーリオ、アギナルド万々歲、マッキンレー萬歲を歡呼連叫する聲眞に湧くが如し。然れども唯祝聲を發し歡呼を爲すに止まり、他の文明諸國に於ても往々免る能はざる濫行の如きは少しも現出せざりき。當時比律賓人は市内の全權を掌握し如何なる所爲と雖も自由に行ひ得たりしに拘らず、能く秩序躰面を重じ深く愼重の態度を採りしは實に多とすべきものあり。

翌日即八月十四日サン、ミゲール大佐は其守備線の巡視を終りパーコに赴かんとして同市に通ずる橋梁に達したり。會ま前述せる米將は銃劍を着する一分隊を指揮しビラール將軍の縱隊に屬する比軍の兵士と爭鬪せしめんとし、比軍の兵士も亦同く銃に劍して之に應ぜんと擬し其形勢大に穩ならざりしを以てサン、ミゲール大佐は其間に居り先づ米將の不法を痛詰し比兵に命じて其營舍に歸らしめ、

米將も亦同しく其兵を引揚げたるため漸く事なきを得たり。

以上述ぶる所は比律賓革命軍及北米合衆國軍隊が馬尼剌市を攻擊し之を占領したる當時の概況にして、比米兩軍の間に衝突を起さんとしたると數次なりしと雖も常に米軍の讓歩を見るの止むを得ざるに終れり。比軍は一方に是等の內訌ありしに拘らず兩軍より發射せる彈雨を冒して突進奮擊し遂に比律賓群島の首府を陷れ之を米軍に交附したり。

第十章　馬尼刺市占領後に於ける米軍の暴狀

占領地に於ける米軍は比兵の武裝して馬尼刺市に入る事を阻み米軍の陣列を通過するを妨け、以て比軍をして其意嚮の存する所を疑はしめたり。米人は比兵の軍器を押收し、馬尼刺市の各處に於て比兵が未だ米軍の哨線に入らざるに先だち其軍器を押收したる事少なからず。モンテチーグロ大佐の引率せる軍隊の一部隊の如き亦米人の爲めに軍器を押收せられたりしも、比律賓國政府の强硬なる交渉に依り數日を經て之を恢復するを得たり。右の如き米人の所爲は大に比律賓人を激怒せしめ、比人の自重心は米人の暴戾なる擧動に依り痛く傷害せられ、是に於て比米間の杆格軋轢日を逐ふて甚しきに至れり。馬尼刺市降伏の後數日を經て比軍の一分隊はサン、マルセリーノ區に舍營せり。或日曜日の事なりけん、同分隊はパーコ市なる天主教會堂の禮拜式に赴かんとし、途に米軍の一分隊が占領せる一橋に到りし時、比軍分隊は暫時にして歸還する旨を告げ米兵も亦其旨を諒し

て通過を承諾せり。然るに禮拜式を終え歸路に就き再び同橋を過ぎんとせしに、奇怪にも米兵は比兵の通過を妨害せり。是に於てか兩國兵士間に一場の爭鬪起り將に大事に至らんとしたりしも、幸に米兵の遂に讓步して通過を認諾せしを以て比兵はサン、マルセリーノの舍營に歸るを得たり。余が斯の如き些事を玆に述ぶる所以は讀者をして比米兩軍の關係が如何にして日に嫉視反目するに至りしやを推知せしめんとする微意に外ならず。

米軍は馬尼剌市占領以來倍々粗暴驕慢に流れ、比律賓國政府を煩すに絕えず土地造營物の引渡の要求を以てし、斯の如くして漸次其占領地區域を擴張したり。而して右の如き要求は米軍の援兵新に到着してより後益々甚しきに至れり。

當時適ま米西兩國媾和委員は將に佛國巴里に會合せんとする期に及びしを以て、比律賓人は同委員等の折衝の結果如何を慮り吾人に能く不利益の決議なからん事を希ひ、鬱憤を抑制し以て百方米國人の歡心を得ん事を勉めたり。

此間比律賓人は眞に人生の最大苦難に遭遇したり。一方に於ては米兵より凌辱、强姦、掠奪、殺傷等の如き到底忍耐し得べからざる暴行を被るあり、他方に於ては比

律賓國政府に嚴命を下し目下米國との好誼を維持し得る爲め米國人と何等の衝突を惹起せざる樣深く戒飾を加ふるあり。其兩間に立てる人民たる者何ぞ悶絶せざるを得んや。

而して比律賓國政府自身も亦至難の地位に陥れり。米兵の狂暴は日に倍々募りて底止する所を知らず比律賓人は將さに忍耐の緒を破らんとするに至れり。此かる苦境に沈淪しながらも比律賓國人民は猶ほ能く其政府を尊重して深く之に依頼し、政府の措置亦敏慧愼重共に機宜に適したるを以て益す人民の敬重を增し、危機に遭遇せる時日長かりしに係らず能く秩序を維持するを得たり。

比律賓國政府は斯の如くにして比米兩國民間の大衝突を避けんとする劃策に焦心苦慮したり。其一端は即ち米國政府の領地に於て保有すべき土地區域の限定に關し米國人と往復交渉を費せしと是なり。此交渉の結果として千八百九十八年(明治三十一年)十月中一の協定を爲し、米國の占領區域は馬尼刺市の郭外トンド區の方面に於てはブレチール橋迄、サンダクルース區に於てはサン、テサーロ病院附近の地點迄、サンタ、メーサ區に於てはイポードロモに至る迄、エルミータ區に於

てはサンアレトーニオ、アバー區に至る迄、バーコ區に於てはバーコ橋迄劃定し、其土地の面積一百平方西里余に至り、米國人は此占領區域外に於て何等の管轄權をも有せざることとせり。
然れども米國人は該協定を以て滿足せず荐りに蜀望の欲を逞ふし倍々新要求を提出せり。

第十一章　マローロス市に於ける比律賓共和國議會の開設

比律賓國政府は千八百九十八年(明治三十一年)九月十日を以て政廳をカヴィーテ州のバコーオル市より馬尼剌州の北隣ブラカーン州の一都會マローロスに遷したり。是より先き當局者間に於て不幸にして一朝戰端破裂せば呂宋島の北部は根據地として作戰計畫を實行するに最も適する形勝を占むるを以て之を擇むべしとの意見頗る勢力ありしも遂にマローロスに移すに至れり。同市は馬尼剌市を距ること三十西里余、鉄路に據れば一時間半にて到着することを得べし、人口二万余を有し最も天産物に富み殊に工業繁盛なる一大都會なり。

是より先き比律賓國政府は千八百九十八年(明治三十一年)六月十八日を以て布告を發し國會を組織すべき議員の選擧を命じ選擧に必要なる訓令を發したりき。

今や本章の叙事を進むるに先たち比律賓國政府並に市及州の行政に關して一言せん。

比律賓群島の各都會は西班牙國の覊絆を脱したる后ち二十一才に達したる國內の名望家を以て一大會議を組織し、同會議の多數決に據り、市長、郡長及政務員三名を選擧せり。政務員は內務、司法、及財務に關する事項を分掌するものとす。各州の市長は州長及前記三政務に參與する參政員三名を選擧し州長及市長は國會議員を選擧す。議員の數は馬尼剌及カヴィーテ二州より各三名、西班牙法律の特別規定に依り區分せられたる諸州より各二名、其他の諸州及舊西班牙國總督府の直轄地よりは各一名を選出することと爲せり。

右の方法に據り選擧せられたる九十二名の議員を以て比律賓共和議會を組織するものとし、千八百九十八年(明治三十一年)九月十五日第一回議會をマローロス市に開きたり。本議會は則ち新比律賓國の立法權を掌握せるものにして議員中には國內有數の名士あり資產家あり多くは辯護士、醫師、藥劑師、技師、商業家、起業家、工業家、銀行家にして其中歐米諸國に於て高等の敎育を受けたる者亦少なからず、是等の議員は皆社會上に於ける地位、能力に據りて選擧せられ、比律賓國を支配すべき未來の法律を制定するに預つて大に其力を效したり。

議會の開會式は愈々九月十五日を以て擧行せられたり。是れ實に比律賓國人民の歴史に特筆大書すべき一大慶事にして、此日到る處に盛大なる祝賀會を催ふし四民謳歌して千歳一遇の當日を紀念とせり。抑も比律賓人は西班牙國の壓制に呻吟せると茲に四百有余年、是に至り初めて自己の法律を制定し自己の主權を行使し地球上の自由開明國民と均等の地位に立てり。比律賓人が此日眞に歡天喜地の極に達し我を忘れ狂奔して自主する能はざるに至りし所以誠に宜なるかな。余は今、大統領アギナルド氏が此盛大なる議會開會式に臨み朗讀したる敎書を左に

議

革命ノ偉業ハ今ヤ幸ニ完成シ、吾人邦土ノ克復ハ確乎トシテ亦動カスベカラサルニ至レリ。吾人ノ勇敢ナル軍隊ハ赫々タル勳功ヲ擧ゲ自由正義ニ基イテ百年ノ大計ヲ定ムルノ基礎茲ニ立チ、革命戰爭ノ軍旗ニ特書セル任命ヲ執行スルニ際シ、國家カ政府ヲ設ケテ万般ノ施設ヲ必要トスル所以ノ意ヲ躰シ、吾人ハ今正ニ休養ヲ求ムル事ヲ茲ニ公言スルノ時機ニ到着セリ。

我愛國ノ志士偉大且光榮アル事業トシテ誓テ到達セント期セシ所ハ則彼ノ非義悖德腐敗極レル軍隊ヲ邀擊シ其毒鋒ヲ摧破セントスルニ外ナラサリキ。唯未タ悉ク全キヲ致シタリト油斷スヘカラズ。

重大ニシテ只高尙ナル平和ノ問題ハ未ダ決定セラレザルナリ。吾人子孫ノ爲ニ從來幾多ノ鮮血ト幾多ノ資財トヲ犧牲ニ供シタル祖國ハ亦此ノ平和問題ニ就キ、今日ノ國家ト共ニ諸先進國ニ向ヒ其開明進步ヲ旨トセル高尙ナル國是ニ訴ヘ、以テ比律賓人種ノ勢威尊嚴ニ適應シ且完全ナル一國家タル事ヲ承認スル所以ノ答辨ヲ求メントス。

吾人ノ大業ヲ企ツルニ不可思議ノ動力ヲ與ヘタル神聖ノ意氣ハ全ク歷史上ニ光榮アル自由ヲ唱ヘタル先進諸大國民ニ負フ所ノモノナリ。比律賓國人民ハ是等國民ニ對シ万世渝ラズ擧國一致ノ誠心ヲ以テ茲ニ深謝セザルベカラズ。

今ヤ法律制定ノ大業吾人ノ前途ニ横ハレルニ當リ、余ハ英發ナル比律賓國人民ヲ指導振作スル所以ノ道如何ヲ知レリ。

比律賓國人民ハ過去三世紀間ノ屈辱ヲ伸ベ過去ノ執着ヲ一洗セリ。今ヤ胸襟

ヲ披ヒテ高尚ナル思想ヲ養成シ自由ヲ得タル幸福ヲ衷心ニ銘刻ス。比律賓國人民ハ能ク其運命ヲ豫期耐忍シ百難ヲ排除シテ屈撓スルヿナシ。此處ニ屹立スルバラソアインノ神殿ハ怪異ノ祈禱ヲ捧タル舊觀ヲ去リテ吾人カ神聖ナル獨立ヲ託宣スル莊嚴ノ靈屋トナリ、近日此處ニ於テ平和ノ名義ヲ以テ有德碩學ノ士、慧敏ノ政治家、祖國ノ運命ヲ死守スル忠勇ノ軍人、タガーロ語ニ精通スルノ大哲理家、芳名炳燿タル靈妙ノ美術家、威望赫々タル偉人傑士ヲ選擧シ、以テ至高ノ民意ヲ代表スル比律賓共和國憲法ヲ編纂セシメ、之ヲ永ク後世ニ傳ヘントス。聰敏ナル、リサール。ローペス。ハエーナ。イラーリオ、デル、ピラール卓識ナル、ブルゴス。ブラーエス。バンガニバーン、勇敢ナルアギナルド。チローナ。ナチヴィダー。エヴァンヘリスタ諸士ノ英魂毅魄ヨ、卿等ガ邦國ノ爲メニ悉セル遺業ハ永遠吾人ノ心魂ニ銘シ吾人ノ子孫ニ遞傳シ、吾人ノ强大ナル兵力ト神聖不易ナル自由思想トノ皷舞スル所トナリ更ニ其效ヲ現ハシ比律賓國民ノ赤心に鐫刻セラルヽ事ヲ知ラバ、卿等ノ靈其レ能ク地下ニ瞑目スル事ヲ得ン。戰終リ勝收マリ論功行賞ノ今日ニ於テ、上帝モ國家モ共ニ卿等ノ遺勳ニ對シ、戰勝ノ桂冠ヲ分チ捧ケズシテ

止ムヘケンヤ。

民權ヲ代表スル議員諸氏ヨ、眼ヲ轉シテ此芳名赫々タル愛國ノ義士カ吾人ニ遺セル功績ヲ想一想セヨ。

諸士ノ遺風ト其敬重スヘキ紀念ハ曾テ吾人カ戰場ニ注クヲ意トセサリシ愛國ノ熱血トナリ、今ハ議員諸氏ノ高尙ナル思想ヲ皷舞スル强盛ノ刺針トナリ、此クテ諸氏ハ諸氏ノ有スル使命ヲ完成スヘキ見識ヲ以テ此幸福ナル平和ノ盛時ニ臨ミ吾人ノ祖國ノ政治的運命ヲ支配スベキ法律ノ制定ニ贊襄セラレンコヲ祈ル。

アギナルド曰フ。

比律賓共和國の議會は歐米諸國及日本國の議會を摸範として組織し、能く國家の冀望に適應するものなり。其司法、行政、財務、通商等に關し制定したる法律は大に整正完備し、依て以て短時日間に能く國家の成立を全ふし、人類進歩の結果たる科學を應用して收得せる最新の文物を以て之を修飾せり。

高等の智識を涵養する大學中等及初等教育を施す中學及小學の設立に關する法

律、農工業及內外商業に關する法律、郵便及電信の設備に關する法律、公私財產租稅及公債に關する法律等は皆比律賓國の立法議會が開會式の後も數日を經て制定したるものなり。

余は既に第六章に於て各都會の地方長官等がカヴィーテに會合し千八百九十八年(明治三十一年)八月一日を以て熱誠なる民衆の面前に於て比律賓群島の獨立を公宣したる事を述べたり。立法議會は今や開會式を終ると共に直にわが代表する民衆の名に於て同年九月二十九日を以て獨立宣言書を認可し、此日盛大の祝典をマローロス市に擧行せり。

議會は最後に比律賓共和國憲法を議定し、政府は之を裁可し千八百九十九年(明治三十二年)一月二十一日を以て公布せり。則ち憲法發布と共に比律賓國人民は其政躰を共和政府と為すことを公然承認せり。是に於て比律賓國政府は革命政府(ゴピエルノ、レヴォルシオナーリオ)と云へる名稱を變じて比律賓共和國政府(ゴピエルノ、デ、ラ、レプーブリカ、フィリピーナ)と改めたり。

第十二章　比律賓共和國憲法の概要

今や余は更に一歩を進め比律賓群島の獨立に關し縷述するに先だち比律賓共和國の憲法即革命戰爭の果實たる比律賓國人民の根本法の概要を說かんとす。何となれば該憲法は吾人現時代の歷史上に最重要の位地を占むる者にして、縱令其臨時法の性質を有するに係らず將來吾人の政治的活動發展するに從ひ倍々之をして確實鞏固ならしむる唯一の指針たるものなるを以てなり。

該憲法編纂の當時に於ては、戰雲四塞砲聲耳底に轟き、劍光猶ほ眼前に閃き、加ふるに時日極めて乏しく唯緊急の必要に應じ規定せるものなるを以て、多少の缺點あるを免かれざるは吾人も亦第一に之を玆に言明するに躊躇せず。該憲法をして能く其完成を期せしめんとせば倘充分の時日と周密の講究とを大に必要とし、且周圍の事情總て全く靜謐平穩に復するを待つの必要あるは素より論を俟たず。然れとも騷亂紛擾の濁中に處し倘ほ能く大憲を成就したる當局者の偉功は決して沒すべからざるなり。

我憲法の冒頭に於て革命の義擧を起したる吾人志士の高尚なる冀望と偉大なる思想とを明掲し、武裝的革命より生ずべき必然の結果たる幾多の大難に遭遇するも敢て辭せざる決心を確然表明したる所以は、正義人道を重じ開明進歩を愛慕する精神を發揮したるに外ならず。是を以て吾人が一朝舊統治者を擊破し抑壓の羈絆を脫するに當り、國內の秩序を改良革新せんとする積年の志望を法典に明記せんとするの念切に、且治者被治者間の關係を規定する緊急の必要と、行政機關を設備し之に必要の權限を附與する目前の急務とに逼られ、遂に憲法編纂の大事業を企畫せるに至りしなり。唯我根本法律は尙ほ未だ完全の域に達したる者と云ふべからずと雖も、今日敢て深く之を顧慮するに足らず。將來我當局者は本憲法に據り其職權を行ひ我人民は之が遵奉の本分を完ふし、上下共に政治上の智識經驗を積み憲法の不備欠點を曉るに至らば之を改正して遺憾なきに至らしむるや必せり。何となれば吾人は憲法を改正する爲め向后特に開設せらるべき議會を有するを以てなり。

我憲法は主として佛國憲法に則りて之を定め、其他白耳義、墨西哥、伯剌西爾、グァテマ

ーラ、ニカラーグァ及マスタ、リーカ諸國の憲法を參酌したり。是等諸共和國々民の情勢は大に我比律賓國人民に酷似する所あるを以てなり。我憲法は總て百〇一ヶ條より成り、第百〇一條の規定は則憲法實施規則に相當する者なり。我立法者が憲法を編纂するに當り其主眼としたる所は「司法制度を設定し、國法を整備し、公益を增進し、自由の享有を確保す」るに在り。

故に先づ比律賓國人民及國家に關する法律的觀念の如何なるものなるやを確定し、其必然の結果として國民を統治する政府は共和政躰に據るものと爲し、國家と宗敎の分離を規定し信敎の自由及平等を認めたり。

我憲法の精神及明文に於て一切の個人權即敎育、出版、集會、結社、起業、商業等の自由を認め、只個人相互間の義務即ち協同扶助、修學、就業及財產に關する義務、即換言すれば各自の生存を保持するに必要なる一切の權利義務を規定せり。

一言以て之を蔽へば我憲法は、彼のプランタジェネット統の英國王顯理二世がクラレンドン會議に於て英國臣民に附與したる一切の自由、マグナ、カルタ(大憲章)中に規定する一切の自由、及佛國王アンリ四世がナントの勅令を以て公布し佛蘭西革

命に依て宣言確定せられたる一切の自由を併せ、悉く之を比律賓國人民に附與したるものなり。

一國統治の職責に任ずる國家の最高權、即行政、立法及司法の三種に關してはモンテスキューの卓說に基き各自小動の範圍內に於て完全の獨立を享有せしめ、以て偏輕偏重の弊害を避け相互間の均衡を保たしむるを旨とせり。

我立法者は亦共和政躰に伴ふ必然の結果として普通選擧制度を採り、且陪審制度の設定を期したりと雖も、是等の制度は目下の狀態に於ては孰れも到底實施し得べからざるを以て將來を期し之を設くることとせり。

以上畧說せる所に據り我憲法は民主々義に則るものなるを知るべし、則吾人の政府は人民の政府にして人民に依て立ち人民の爲めに存するものなり。故に主權は人民に專屬し、人民を眞正に代表する立法部は則法律を制定し行政司法の二部は其法律の適用執行を司るものとす。

吾人の政躰に於ては人民は則一切の權力及主權の淵源にして、其選擧したる代表者を經由し其權力を執行せしむるものなり、故に被選擧人は人民の名に於て人民

の主權を執行する人民の代表者たるに外ならず。

而るに人民をして未だ直接國家の行政に關與せしめざる所以は唯目下の狀態に照し國家行政機關の活動をして敏活簡便ならしむるの必要を認むるに因る。故に民主々義の制度完備確定するに至らば是等の特權は悉く人民の手中に歸するものとす。

吾人は組織の簡便を旨とせるが故に行政權の根本として一院制度を採りたり。吾人は元老院を有せず、然れども殊に此點に注意し唯一の立法院として全人民を代表せしむるとし、一切の階級に屬する人民及國內に於ける諸般の原動力を悉く網羅せり。

以上述ふる所は比律賓國人民の代表者より組織する議會に於て議決し、政府の承認を經、千八百九十九年(明治三十二年)一月二十一日を以て公布したる比律賓共和國憲法の概要なり。不幸にして現下我國は新に合衆國を對手として砲烟彈雨の中に相見るを以て、憲法に依り人民に附與せし一切の保障は一時中止の姿に在り。

然れども吾人は我憲法の規定が皆悉く其效力を克復するの機近きに在るを確信

す。何となれば目下の事態は決して無限に繼續し得べきものに非ずと信すればなり。

我憲法を一讀する時は直に比律賓人民及其政治家の眞價如何を判定し得べし。故に吾人は輓近に於ける法律の原則を悉く網羅採用せる吾人の憲法が各國人の知悉する所となり、其眞價を全世界に闡明せんことを切望して止まず。吾人の仇敵等は吾人の現に表彰する文明開化の眞程度を隱蔽し揑造無稽の謬說を放ち、吾人を誣ゆるに汲々たり。吾人は此陋行を打破するための憑據として次章に我憲法を世人に紹介せむ。

第十三章　比律賓共和國憲法

比律賓革命政府ノ大統領ニシテ軍隊ノ總帥タル陸軍大將ドン、エミーリオ、アギナルド、イ、フ、アーミ茲ニ全比律賓人民ニ宣示ス、

國民ノ代表者ヨリ成ル議會ハ其主權ノ作用ニ據リ本共和國ノ憲法ヲ議決シ、余ハ之ヲ裁可セリ、依テ余ハ比律賓人民ノ總意ニ從ヒ文武ノ諸官ニ命スルニ本憲法ノ條規ニ據リ各其職責ヲ完フセンコトヲ以テス、

千八百九十九年一月二十一日マローロスニ於テ之ヲ公布ス

エミーリオ、アギナルド　親署

内閣總理大臣アポリナーリオ、マビーニ　副署

比律賓人民ノ代表者タル吾人ハ司法制度ヲ設定シ、國防ヲ整理シ、公益ヲ増進シ、自由ノ享有ヲ確保スル爲メ、法律ニ從テ召集セラレ、天佑ニ據リ左ノ憲法ヲ審議決定セリ、

第一章　共和國

第一條　全比律賓人民ノ政治團躰ハ一國民ヲ組織シ其國家ヲ比律賓共和國（República Filipina）

第二條　比律賓共和國ハ自由獨立トス

第三條　主權ハ人民ニ專屬ス

第二章　政　府

第四條　共和國ノ政府ハ民主代議制ニシテ責任ヲ負フテ更迭シ立法、行政及司法ノ三權ヲ執行ス

該權力ノ二ケ以上ヲ一人又ハ一團躰ニ集中シ或ハ立法權ヲ單ニ一人ニ委移スルコトヲ得ス

第三章　宗　敎

第五條　共和國ハ信敎ノ自由及平等並ニ政府ノ分離ヲ認ム

第四章　比律賓人及其國民權及個人權

第六條　左ノ條項ニ該當スル者ヲ比律賓人トス

一、共和國ノ領土內ニ生レタル者

比律賓國旗ヲ掲揚スル船舶ハ共和國領土ノ一部ト見做ス

二、比律賓群島以外ニ生レ其父又ハ母比律賓人ナル者

三、歸化證書ヲ有スル外國人

四、歸化證書ヲ有セザルモ共和國領土内ノ都市中ニ住籍ヲ取得シタル者

共和國領土内ノ一地方ニ二ヶ年間引續キ定住シ公然一家ノ生計ヲ營ミ國民ノ一切ノ義務ヲ負擔シタル者ハ住籍ヲ取得シタルモノトス

比律賓人タル資格ハ法律ノ規定ニ據リ喪失スベシ

第七條　比律賓人又ハ外國人ハ犯罪ノ事由ニ據リ法律ノ規定ニ據ルニ非サレハ逮捕拘留セラルヽコトナシ

第八條　拘留セラレタル者ハ拘留ヲ受ケタル後二十四時間内ニ釋放セラルヽカ又ハ司法官ニ引渡サルベシ

被告ハ當該裁判官ニ引渡サレタル後七十二時間内ニ釋放セラルヽカ又ハ收監セラルベシ

假宣告ハ全時限内ニ之ヲ當事者ニ告知スベシ

第九條　比律賓人ハ當該裁判官ノ命令ニ據ルニ非ラサレハ逮捕セラルヽコトナシ

命令ヲ記載スル令狀ハ逮捕ノ後七十二時間内ニ之ヲ被告人ニ示シ其自認又ハ答辯ヲ求ムベシ

第十條　何人モ承諾ナクシテ比律賓群島内ニ居住スル比律賓人又ハ外國人ノ住所ニ侵入スルコトヲ得ス、但シ火災、洪水、地震又ハ其他之ニ類スル災厄若シクハ家屋内ヨリ爲セル不法攻擊ニ對スル時若シクハ家屋内ニ在ル者救助ヲ需メタルカ如キ急迫ノ場合ハ此限ニ非ス

以上ノ場合ヲ除ク外比律賓群島内ニ居住スル比律賓人又ハ外國人ノ住所ニ侵入シ且ツ其文書又ハ物品ヲ撿査スルニハ當該裁判官ノ令狀ニ據リ晝間ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

文書及物品ノ撿査ニハ關係人又ハ其家族一人ノ立會ヲ要ス若シ共ニ不在ノ場合ニハ全一市ニ在ル隣人二名ヲ證人トシテ立合ハシムベシ

但シ犯罪者ト認メラレ且當該官吏ニ依テ訴追セラレタル被告カ其住所内ニ

潜匿シタル時ハ當該官吏ハ之ヲ逮捕スル場合ニ限リ被告ノ住所ニ侵入スルコトヲ得

若シ被告カ他人ノ住所ニ潜匿シタル時ハ其戸主ニ要求シテ捜索ヲ行フベシ」

第十一條　比律賓人ハ執行宣告ニ據ルニ非サレハ住所又ハ居所ノ變更ヲ强要セラルヽコトナシ

第十二條　何等ノ場合ニ於テモ行政處分ニ據リ信書ヲ差押ヘラレ又ハ開封セラレ或ハ電報電話ヲ押收セラルヽコトナシ

但シ當該裁判官ノ令狀アル時ハ一切ノ信書ヲ差押ヘ受取人ノ面前ニ於テ之レヲ開封スルコトヲ得

第十三條　逮捕家宅捜索又ハ信書、電報、電話差押ノ令狀ヲ發スルコトヲ得

但シ令狀中前記ノ條件ヲ缺ク時又ハ令狀ヲ發スル理由カ不法ナルカ又ハ明カニ不充分ナル時ハ逮捕セラレ又ハ第九條ニ規定スル期限内ニ自認ヲ與ヘサルニ收監セラレ或ハ家宅捜索ヲ受ケ若クハ信書ヲ差押ヘラレタル人ハ之カ爲メニ生シタル權利ヲ主張スルコトヲ得

第十四條　比律賓人ハ其悉知スル所ノ犯罪以前ノ法律及之ニ規定スル形式ニ據リ當該裁判官又ハ裁判所ノ爲メニ非サレハ起訴又ハ宣告ヲ受クルコトナシ」

第十五條　本憲法ニ規定スル場合ヲ除ク外適法ノ形式ニ據ラスシテ拘留セラレ又ハ逮捕セラレタル者ハ自身又ハ他ノ比律賓人ノ願ニ據リ釋放セラルベシ、此場合ニ於ケル訴訟手續即チ不法監禁又ハ逮捕ノ執行ヲ命シタル者ニ被ラシムル體刑及金刑等ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第十六條　何人モ裁判所ノ宣告ニ據ルニ非サレハ一時若クハ永久ニ其財産及權利ヲ剝奪セラレ又ハ其享有ヲ侵害セラルヽコトナシ

如何ナル口實ニ據ルモ本規定ヲ犯シタル官吏ハ其生セシメタル損害ヲ自カラ賠償スル責任アルモノトス

第十七條　何人モ當該官ニ於テ豫メ是認シ且布告シタル公益ノ理由ニ據ルニ非サレバ財産ヲ收用セラルヽコトナシ、收用ヲ爲ス時ハ所有者ニ對シ相當ノ代償ヲ爲スベシ

第十八條　何人モ共和國議會又ハ法律上權能ヲ有スル自治體ノ決議ト法律ニ規

定スル手續ニ據ルニ非ラサレハ租税ヲ賦課徴收セラルヽコトナシ

第十九條　公私ノ諸權ヲ享有スル比律賓人ハ其自由行使ヲ妨ケラルヽコトナシ

第二十條　比律賓人ハ左ノ權利ヲ剝奪セラルヽコトナシ

一、言論出版又ハ之レト同樣ノ他ノ方法ニ據リ其思想及意見ヲ自由ニ發表スルコト

二、風紀ヲ壞亂セサル範圍內ニ於テ人生ノ目的ノ爲メ結社スルコト

三、單獨ニ又ハ連合シテ政府ノ諸官及官廳ニ對シ請願ヲ提出スルコト

但シ軍職ニ在ル者ハ總テ請願ヲ提出スルコトヲ得ス

第二十一條　前條ニ示ス權利ノ行使ハ之ニ關スル一般ノ規定ニ從フヘシ

第二十二條　本章ニ規定スル權利ヲ行使スルニ當リ罪ヲ犯シタル者ハ普通法ニ據リ裁判所ニ於テ處罰セラルヘシ

第二十三條　比律賓人ハ總テ特別ノ規定ニ據リ各種ノ學校ヲ創設維持スルコトヲ得

何人モ皆普通敎育ヲ强要セラレ公立學校ハ無報酬ニテ敎育ヲ施スヘシ

第二十四條　外國人ハ總テ特別ノ規定ニ據リ共和國ノ領土內ニ自由ニ居住シ工業ニ從事シ且法律上本國官廳ノ發シタル適任證書ヲ有スヘキ必要ナクシテ總テノ職業ニ從事スルコトヲ得

第二十五條　公私ノ諸權ヲ享有スル比律賓人ハ自由ニ共和國ノ領土ヲ離レ又ハ其住所及財産ヲ外國ニ遷スヲ妨ケラルヽコトナシ、但シ軍事上ノ捐資及納稅ノ義務ヲ免ルヽコトヲ得ス

第二十六條　歸化セサル外國人ハ比律賓群島ニ於テ行政又ハ司法ノ職務ニ從事スルコトヲ得ス

第二十七條　比律賓人ハ總テ法律ノ命令アル時ハ武裝シテ國家ヲ防衞シ且其資産ニ應シ國家ノ爲メニ相當ノ捐資ヲ爲スヘキ義務ヲ有ス

第二十八條　本章ニ規定スル權利ノ列擧ハ未ダ明ニ規定セサル他ノ權利ヲ禁止スルモノニ非ス

第二十九條　官公吏ニ對シ普通裁判所ニ起訴セントスルニハ其犯行如何ニ係ハラズ豫メ許可ヲ受クルコトヲ要ス

職權ヲ有スル長官カ明ニ憲法違反ノ行爲ヲ遂行シタル時ハ其責任ヲ免ルルコトヲ得ス、但シ職權ナキ者ハ此限ニアラス

第三十條　第七條、第八條、第九條、第十條、第十一條及第二十條第一項及第二項ニ規定スル保障ハ共和國ノ全部又ハ一部ニ於テ停止セラルヽコトナシ、但シ緊急ノ場合ニ於テハ特別法ヲ以テ一時之ヲ停止スルコトアルベシ

該特別法ノ適用ヲ要スル地方ニ對シ之ヲ公布シタル場合ニ於テ前項ニ示ス保障ノ停止中必要ノ事情ヲ認ムル時ハ特別法ヲ實施スベシ

該二種ノ特別法ハ共和國議會ノ議決ヲ經ルヲ要ス、但シ議會閉會中ナル時ハ政府ハ最近期限內ニ之ヲ召集シ其議決ヲ求ムルコトナク議會常置委員ノ同意ヲ經テ該特別法ヲ發布スル權限ヲ有ス

但シ該二種ノ特別法ハ本條第一項ノ規定以外ノ保障ヲ停止シ又政府ハ之ニ據テ比律賓人ヲ國外ニ驅逐追放スル權能ヲ行使スルコトヲ得ス

文武ノ諸長官ハ如何ナル場合ニ於テモ豫メ法律ニ規定セサル他ノ刑罰ヲ設クルコトヲ得ス

第三十一條　共和國ニ於テハ何人モ特別法ニ據リ特別裁判所ニ於テ宣告セラルルコトナシ、何人モ亦如何ナル團體モ法院ヲ設置シ又ハ公役ノ代償ニ非サル法律ニ規定スルコトナキ納金ヲ徵收スルコトヲ得ス、陸海軍裁判所ハ陸海軍々律ニ關スル重輕罪ニ限リ之ヲ審判スルモノトス

第三十二條　比律賓人ハ總テ政府ノ許可ナクシテ長子相續又ハ財產ヲ制限スル設定ヲ爲シ且外國人ノ名譽章、勳章又ハ尊號及爵位ヲ受クルコトヲ得ス

共和國政府モ亦前項ニ示ス規定ヲ設ケ且比律賓人ニ名譽章、勳章又ハ尊號及爵位ヲ授與スルコトヲ得ス

但シ國民ハ共和國議會ニ於テ議決シタル特別法ニ據リ國家ニ對シテ偉大ナル勳功ヲ盡シタル者ニ授賞スヘシ

第五章　立法權

第三十三條　立法權ハ國民ノ代表者ヨリ成ル共和國議會ノ行使スルモノトス

共和國議會ハ特ニ公布シタル法律ニ規定スル手續及條件ニ依リ組織スルモノトス

第三十四條　共和國議會ノ議員ハ全國民ヲ代表シ獨リ之ヲ選擧シタル者ノミヲ代表スルモノニ非ス

第三十五條　議員ハ總テ其撰擧人ヨリ命令を受クルコトナシ

第三十六條　共和國議會ハ每年開會スベシ、大統領ハ議會ヲ召集シ其同意若シ之ヲ得ザル時ハ常置委員ノ同意ヲ得テ法律ニ規定スル期限內ニ於テ會議ヲ停止シ且之ヲ閉鎖シ又議會ヲ解散スル權能ヲ有ス

第三十七條　共和國議會ノ開會期限ハ每年少クトモ三ケ月トス但シ議會ノ組織變更ニ關スル時日ハ之ニ算入セサルモノトス

第三十八條　緊急ノ場合ニ於テハ常置委員ノ同意ヲ經テ規定ノ期限以外ニ共和國議會ヲ召集シ又其會議ノ期限ヲ延期スルコトヲ得、但シ延期ノ期限ハ一ケ月ヲ超過スルコトナク且同一ノ期限內ニ於テ二回以上延期ヲ行ハサルモノトス

第三十九條　特選議員ヨリ成ル共和國議會ハ憲法ノ改正ヲ爲シ且新大統領ノ選擧ヲ行ハンカ爲メ舊大統領在職滿期前一ケ月以內ニ特別會議ヲ組織スルモ

ノトス
大統領死去シ又ハ退職シタル時ハ共和國議會ハ其權限ニ據リ且議長又ハ常置委員ノ發言ニ從ヒ重ニ會議ヲ開クベシ

第四十條　新大統領就職スルニ至ル迄ノ間高等法院長其職務ヲ行使スベシ、其間ニ於ケル同院長ノ職務ハ法律ノ規定ニ據リ同院ノ職員一名ヲシテ之ヲ代理セシムルモノトス

第四十一條　規定ノ期限外ニ開會シタル共和國議會ノ會議ハ總テ違法ニシテ無效ナルモノトス、但シ第三十條ニ規定スル場合及司法上ノ事項ヲ議スヘキ議會ノ會議ハ此限ニ非ス、最後ノ場合ニ於テハ司法ニ關係ナキ他ノ事項ニ就キ決議スルコトヲ得ス

第四十二條　共和國議會ノ會議ハ公開スヘキモノトス、但シ議院法ニ據リ定メタル若干名ノ請求アル時ハ會議ヲ秘密ニスルコトヲ得、然レトモ同一ノ問題ニ關シ公開討議ヲ繼續スヘキ必要ヲ認ムル時ハ出席議員ノ多數決ニ據リ之ヲ定ムヘシ

第四十三條　大統領ハ教書ヲ共和國議會ニ報告シ政府ノ大臣ハ議場ニ於テ之ヲ朗讀スベシ

政府ノ大臣ハ議會ニ臨場シ其冀望ニ據リ發言ノ權利ヲ有ス且ツ大統領ノ命令ニ據リ指定シタル委員ノ決定シタル議案ヲ討議スルニ際シ自己ヲ代表スルコトヲ得

第四十四條　大統領、內閣員、高等法院長、又ハ檢事長カ國家ノ安寧ニ關スル犯罪ヲ爲シタル時ハ當事者タラザル檢事長又ハ內閣員ノ發言ニ從ヒ共和國議會ノ命令又ハ之ヲ得サル時ハ常置委員ノ命令又ハ當事者タラサル大統領ノ命令ニ據リ司法上ノ事項ヲ議スヘキ議會ヲ組織スルコトヲ得

起訴、豫審及免罪ニ關スル手續ハ法律ヲ以テ之レヲ定ム

第四十五條　共和國議會ノ議員ハ總テ其ノ發表セル意見又ハ其職務執行ノ爲メニスル發言ノタメニ訴追セラレ又ハ懲罰セラルベシ

第四十六條　共和國議會ノ議員ハ總テ議會又ハ議員ノ認可ナクシテ刑事ニ關シ公訴ヲ提起セラルルコトナシ、常置委員ハ重ニ事實ヲ調査シ其ノ處置ヲ定ム

ルモノトス
豫メ議會又ハ常置委員ノ認可ヲ受ケスシテ議員ノ逮捕、監禁又ハ拘留ヲ爲スコトヲ得ス、但シ議會ニ對シテ逮捕命令ノ告知ヲ爲シタル後チ二日以内ニ議會カ逮捕ヲ認可セサルカ又ハ之ヲ拒絶スル理由ヲ示サヽル時ハ之ヲ執行スルコトヲ得

第四十七條　共和國議會ハ猶ホ左ノ權能ヲ有ス

一、議院内ノ事務ヲ處理スル爲メ規則ヲ制定スルコト

二、選擧ノ適法如何及被選人ノ法律上適任ノ如何ヲ審査スルコト

三、議員ヲ組織スル爲メ議長、副議長、及書記官ヲ任命スルコト

議會ノ解散ナキ時ハ議長、副議長、及書記官ハ四回ノ會期間其職務ノ執行ヲ繼續スヘシ

四、議員ノ辭職ヲ許可シ且議院法ニ據リ許可狀ヲ附與スルコト

第四十八條　凡テ議案ハ共和國議會ノ議決ヲ經ルニ非サレハ法律ト爲スコトヲ得ス

議會ニ於テ法律ヲ議決スルニハ其議決ニ同意スル議員ノ數カ全數ニ滿タサル時ハ全議員四分ノ一ノ出席ヲ要ス

第四十九條　法律ノ議案ハ共和國議會ニ於テ先ツ其全躰ニ就キテ議決シ後チ其各個條ニ就テ議決スルニ非ラサレハ之ヲ通過セシムルコトヲ得ス

第五十條　共和國議會ハ懲罰權ヲ有シ各議員ハ質問權ヲ有ス

第五十一條　法律ノ發案權ハ大統領及共和國議會ニ屬ス

第五十二條　政府ノ年金、任用又ハ受給囑託ヲ受クル議員ハ其職務ヲ辭シタルモノト見做スヘシ

但シ共和國政府ノ大臣及特別法ニ規定スル他ノ職務ニ任用セラレタル場合ハ此限ニ非ラス

第五十三條　議員ノ在職期限ハ四年トス、議員ハ事情ニ據リ法律ニ規定スル定額ノ俸給ヲ受ケ其職務ヲ執行スル權利ヲ有ス

議會ノ開會期限中欠席シタル議員ハ受給權ヲ喪失ス、但シ次回ノ議會ニ出席シタル時ハ之ヲ復スベシ

第六章　常置委員

第五十四條　共和國議會ハ其閉會前ニ於テ議員中ヨリ七名ヲ選擧シ閉會期限中常置委員ヲ組織セシメ次回ノ開會ニ於テ議長及書記官ヲ指定セシム

第五十五條　常置委員ハ議會ノ閉會中左ノ事務ヲ處理ス

一、本憲法ニ規定セル場合ニ據リ大統領ハ議會ノ議員、政府ノ大臣、高等法院及檢事總長ニ對シ訴訟ヲ提起スヘキ事故アルヤ否ヤヲ宣言スルコト

二、裁判所ヲ構成スヘキ必要ヲ認ムル場合ニ於テ議會ノ非常召集ヲ行フコト

三、調査ヲ要スル爲メ繼續セシメタル議事ヲ進捗スルコト

四、緊急ノ必要ヲ認ムル場合ニ於テ議會ノ非常召集ヲ行フコト

五、憲法ノ規定ニ據リ職權上法律ヲ制定シ且之ヲ解釋スル權限ヲ附加ヘラレタル場合ニ議會ヲ補充スルコト

常置委員長ヨリ本憲法ノ規定ニ據リ召集セラレタル時ハ何時タリトモ會合スヘシ

第七章　行政權

第五十六條　行政權ハ大統領ニ專屬シ大臣ヲ經由シテ之ヲ執行ス

第五十七條　市、州及國ノ特別利害ニ關スル行政ハ市會、州會、及中央政府ニ於テ各單獨ニ法律ノ規定ニ據リ之ヲ執行シ且互ニ完全ナル行政上ノ獨立及自治ヲ保有ス

第八章　大統領

第五十八條　大統領ハ英和國議會並ニ特選議員ヲ以テ組織スル特設會議ニ於テ多數決ニ據リ選擧セラルヽモノトス

大統領ノ在職期限ヲ四年トス、但シ再選セラルヽコトヲ得

第五十九條　大統領ハ議會ノ議員ト同シク法律ノ發案權ヲ有シ議會ノ議決、協贊ヲ經タル法律ヲ公布シ且其執行ヲ監督確保スヘシ

第六十條　法律ヲ執行スル權力ハ總テ國內ニ對スル公共秩序ノ維持及國外ニ對スル國家ノ安全ニ關スル事項ニモ及フモノトス

第六十一條　大統領ハ議會ノ協贊ヲ經タル後チ二十日以內ニ法律ヲ公布スヘシ

第六十二條　前條ニ規定スル期限內ニ法律ヲ公布セサル時ハ大統領ハ之ヲ中止

シタル理由ヲ證明シテ之ヲ議會ニ返附スベシ、此場合ニ於テハ其修正ヲ行フモノトス、但シ議會ノ議員三分ノ二ノ投票ヲ以テ原案ヲ復活シタル時ハ大統領ハ其公布ヲ拒絶スルコトヲ得ス、該手續ニ據リ法律ヲ復活シタル時ハ政府ハ之ニ不同意ナル理由ヲ附言シ十日以内ニ之ヲ公布スベシ

政府ガ前條ニ規定スル二十日間ノ期限内ニ法律ヲ議會ニ返附セサル時ハ之ヲ公布スル責務ヲ負フモノトス

第六十三條　共和國議會ニ於テ公然ノ投票ニ據リ多數決ヲ以テ法律公布ノ緊急必要ヲ認メタル時大統領ハ理由ヲ明記スル敎書ヲ以テ議會ニ對シ再決ヲ請求スルコトヲ得、議會ハ之ヲ拒絶スルコトヲ得ス、該手續ニ據リ同一ノ法律ヲ再決シタル時ハ大統領カ之ニ不同意ナル理由ヲ附言スルト否トニ係ラス法定ノ期限内ニ之ヲ公布スヘキモノトス

第六十四條　法律ハ共和國ノ官報ニ掲載シテ之ヲ公布シ且掲載后三十日ヲ經テ之ヲ實施ス

第六十五條　大統領ハ陸海軍ヲ統帥シ且議會ノ同意ヲ經テ開戰ヲ宣言シ媾和ヲ

批准ス

第六十六條　媾和條約ハ議會ノ決議ヲ經タル後ニ非サレハ確定スルコトナシ

第六十七條　大統領ハ法律ノ執行ニ必要ナル權能ノ外猶ホ左ノ權能ヲ有ス

一、法律ノ規定ニ據リ文武ノ政務ヲ裁決スルコト

二、政府ノ大臣ヲ任命スルコト

三、他國ニ對スル外交及通商上ノ關係ヲ處置スルコト

四、比律賓國領土內ニ確實完全ナル正義公道ヲ以テ政務ヲ執行スルコトヲ監督スルコト

五、法律ノ規定ニ據リ犯罪人ヲ赦免スルコト、但シ政府ノ大臣ニ對スル犯罪人ハ此限リニ非ス

六、國家ノ大禮ニ臨ミ且大統領ニ對シテ派遣セラレタル外國使臣ヲ接受スルコト

第六十八條　大統領ハ特別法ニ據リ左ノ權能ヲ有ス

一、比律賓國領土ノ一部ヲ拋棄シ讓與シ且交換スルコト

二、比律賓國ノ現領土ニ他ノ領土ヲ編入スルコト

三、比律賓國ノ領土內ニ外國ノ軍隊ヲ駐在セシムルコト

四、攻守同盟ニ關スル條約、通商ニ關スル特別條約、外國ニ助力ヲ與フルコトヲ約定スル條約及總テ比律賓人ニ個人的義務ヲ負ハシムル條約ヲ批准スルコト

五、大赦及一般ノ特赦ヲ行フコト

六、貨幣ヲ鑄造スルコト

第六十九條 大統領ハ法律ニ規定スル條件ニ先タチ法律ノ實施適用ニ關スル規則ヲ公布スル權能ヲ有ス

第七十條 大統領ハ多數決ニ據リ議員ノ同意ヲ經テ法定ノ期限以前ニ議會ヲ解散スルコトヲ得

此場合ニ於テハ三ケ月ノ期限內ニ總選擧ヲ行ヒ議會ヲ召集スベシ

第七十一條 政治犯罪ニ關シテハ大統領ノミ其職責ヲ負フモノトス

第七十二條 大統領ノ俸給額ハ特別法ヲ以テ之ヲ定ム、但シ在職期限中變更スル

コトナシ

第九章　政府ノ大臣

第七十三條　內閣ハ議長一名及外務、內務、大藏、陸海軍、文部、遞信、及工務農商務ヲ分掌スル大臣七名ヨリ成ル

第七十四條　總テ大統領カ其權能ヲ行使シテ命令シ又ハ發議スル所ノモノニハ當該大臣ノ副署ヲ要ス、官公吏ハ何人ト雖モ本條件ヲ缺ク所ノモノヲ執行スルコトヲ得ス

第七十五條　政府ノ大臣ハ政府ノ一般政策ニ關シ共和國議會ニ對シ全躰ニ責任ヲ負ヒ其各自ノ行爲ニ關シテハ單獨ニ責任ヲ負フモノトス

檢事總長ハ政府ノ大臣ニ對シ起訴スル權限ヲ有シ議會ハ之ヲ裁判スル權能ヲ有ス

政府ノ大臣カ責任ヲ負フヘキ場合、之ニ對シテ課スヘキ懲罰及之ニ對シテ起訴スル手續ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七十六條　大臣カ議會ニ於テ懲罰ニ附セラレタル時之ヲ免訴スルニハ多數決

ニ據ル議員ノ請願ヲ提出スルヲ要ス

第十二章　司法權

第七十七條　民刑訴訟ニ關シ國民ノ名ニ於テ法律ヲ適用スル權力ハ裁判所ニ專屬ス

共和國全部ニ對シテハ特殊ノ狀況ニ據リ法律ヲ以テ規定スル差異アルニ係ラズ同一ノ法典ヲ實施スベシ

同法典ニ於テハ民刑事ノ普通訴件ニ關シ各人民ニ對シテ唯一ノ法規ヲ設定スヘシ

第七十八條　裁判所ハ一般規則及地方規則ヲ適用スルコトナシ、但シ法律ノ規定ニ據ルモノハ此限ニ非ス

第七十九條　司法權ハ高等法院及法律ニ規定スル普通裁判所ニ於テ之ヲ執行ス

高等法院及普通裁判所ノ搆成及權限ハ搆成法ノ規定スル所ニ據ル

第八十條　高等法院長及撿事總長ハ大統領及政府ノ大臣ノ協議ヲ以テ議會ニ於テ之ヲ任命シ且立法及行政權ニ對シ完全ナル獨立ヲ保有ス

第八十一條　總テ人民ハ各司法官カ其職務執行ニ於テ犯シタル罪ニ對シ告訴スルコトヲ得

第十一章　州會及市會

第八十二條　州會及市會ノ組織及權限ハ各之ニ關スル法律ノ規定スル所ニ據ル、該法律ハ左ノ原則ニ準據スヘキモノトス

一、州又ハ市ノ特殊ノ利害ニ關スル事項ハ各其法人ヲシテ之ヲ管轄處分セシム、但該法人ノ組織ハ普通直接選擧制ニ據ル

二、法律ニ規定スル期限内ニ於テ各法人ノ公開討議ヲ行フコト

三、討議ニ附スヘキ重要ナル議案其理由及決議ノ法律ヲ公示スルコト

四、州會及市會ニ於テ一般人及個人ノ利害ニ關シ越權ノ所爲アル時ハ場合ニ依リ政府及共和國議會ハ之ヲ制止スル爲メ干渉スルコト

五、州會及市會ヲシテ國家ノ徵稅方法ニ抵觸スルコトナカラシメンカ爲メ其徵稅ニ關スル權限ヲ規定スルコト

第十二章　國家ノ行政

第八十三條　政府ハ每年共和國議會ニ歲出歲入豫算案ヲ提出シ法律ノ規定ニ據リ前年度ニ於テ行ヒタル變更ヲ示シ且同時ニ前年度ノ豫算ヲ添ユベシ

豫算案ハ議會ノ開會後十日以內ニ議會ニ提出スルモノトス

第八十四條　總テ法律ニ規定スル手續及責任ヲ以テ豫算法又ハ其他ノ特別法ニ據ルニ非サレハ經費ヲ支出スルコトヲ得ス

第八十五條　政府ハ法律ニ據リ國有財產ヲ處分シ且國債ヲ起ス權能ヲ有ス

第八十六條　政府カ本憲法ノ規定ニ據リ募集シタル公債ハ特ニ國民ノ保障ノ下ニ在ルモノトス

總テ負債ハ同時ニ之ヲ償却スルニ必要ナル財源ヲ議決スルニ非サレハ之ヲ起スコトヲ得ス

第八十七條　總テ歲入、公共ノ經費及公債ニ關スル法律ハ豫算ノ一部分タルモノト見做シ該名目ヲ以テ之ヲ公布スヘシ

第八十八條　共和國議會ハ大統領ノ提案ニ從ヒ每年陸海軍兵員ノ數ヲ定ムヘシ

第十三章　憲法ノ改正

第八十九條　共和國議會ハ自身又ハ大統領ノ發議ニ據リ憲法ヲ改正スルコトヲ得ヘシ、但シ變更シタル條項ハ之ヲ公布スルモノトス

第九十條　大統領ハ憲法改正ノ宣告ヲ發シタル後議會ヲ解散シ特設會議ヲ召集シテ三月以内ニ會合セシムヘシ、該會議ニ於テハ前條ニ示ス所ノ決議ヲ討議スルモノトス

第十四章　憲法ノ遵奉、就職、宣誓及國語

第九十一條　大統領、政府、共和國議會及全比律賓國人民ハ誠實ニ憲法ヲ遵奉スヘシ、且立法部ハ豫算法ヲ議決シタル後直ニ憲法ノ遵奉ハ確實ナリシカ又其違反ヲ矯正シタルカヲ調査シ違反者アル時ハ其責任ヲ明ナラシムル便法ヲ設クヘシ

第九十二條　大統領及其他ノ諸官公吏ハ宣誓ヲ行ヒタル後ニ非ラサレハ其職務ニ就クコトヲ得ス

大統領ハ共和國議會ニ對シテ宣誓ヲ爲スヘシ

其他ノ諸官公吏ハ法律ニ規定スル當該官廳ニ對シテ宣誓ヲ爲スヘシ

第九十三條　比律賓國內ニ於テ現ニ使用スル諸種ノ言語ヲ使用スルハ任意タルヘシ、但シ官廳及法廷ノ用語ニ限リ法律ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得、目下ノ用語トシテ西班牙語ヲ使用スヘシ

憲法實施規則

第九十四條　比律賓國人民ニ附與シタル權利ノ享有及行使ニ關スル法律ヲ編纂シテ之ヲ共和國議會ニ交附セシメ且議會ニ於テ規定シタル諸公權ヲ行使セシメンカ爲メ議會ノ任命スル諸委員ニ關スル憲法第四十八條ノ規定ニ係ラス本群島ノ革命以前ニ本群島ニ實施セラレタル諸法律ヲ以テ臨時ニ共和國ノ法律ト看做スヘシ

比律賓總督府カ民法々典第七十七條、第七十八、條第七十九條及第八十二條ノ規定ヲ實施センカ爲メ千八百八十八年四月廿六日ノ布告ヲ以テ中止シタル同法典中ノ婚姻及戶籍ニ關スル規定、同法典第三百三十三條ノ規定ニ關スル千八百七十九年六月十七日公布ノ戶籍法及同年十二月十三日公布ノ同法施行規則ハ地方官カ戶籍規則ニ關スル職務ヲ引繼キ且耶蘇天主敎徒ノ結婚式

ニ臨場スルト否トニ拘ハラス等シク其効力ヲ有スルモノト看做スベシ

第九十五條　前條ニ示ス所ノ諸法律ヲ議决シ且ツ之ヲ實施セサル間ハ他ノ特別法ヲ以テ前條ノ規定ニ據リ臨時ニ効力ヲ有シタル西班牙國法律ノ規定ヲ變更スルコトヲ得

第九十六條　共和國議會カ第九十四條ノ規定ニ據リ議决シタル法律公布セラレタル時ハ政府ハ國家ノ各政治機關ノ緊急組織ニ必要ナル布告及規則ヲ公布スル權能ヲ有ス

第九十七條　革命政府ノ現大統領ハ其職務執行ヲ確定スル選擧ヲ行ヒタル後直ニ共和國大統領ナル名稱ヲ帶ビ且該選擧ヲ行フニ至ル迄現職務ヲ執行スベシ

第九十八條　選擧又ハ任命ニ據ル議員ヲ以テ組織スル臨時議會は四年間繼續シ明年四月十五日ヲ以テ其總會議ヲ開クベシ

第九十九條　憲法第四條第二項ニ設定スル總則ニ拘ハラズ國家カ獨立戰爭ヲ繼續スル間ハ政府ハ臨時議會閉會中ト雖モ豫期セサル事件トシテ發生スル法

律ニ規定ナキ問題及紛議ヲ命令ヲ以テ決定スル權能ヲ有ス、但シ該命令ハ之ヲ議會常置委員ニ通牒シ且本憲法ノ規定ニ據リ其第一回會議ヲ行フヘキ議會ニ報告スヘキモノトス

第百條　議會開會スルニ至ル迄憲法第三章第五條ニ示ス規定ノ執行ヲ中止ス、但シ市政廳ニ於テ比律賓人ノ僧侶ヨリ成ル造營物ヲ設置スル必要ヲ認ムル時ハ之ヲ維持スルニ必要ノ設備ヲ爲スベシ

第百一條　憲法第六十二條及第六十三條ノ規定ニ拘ハラス大統領カ臨時議會ニ返附シタル法律ハ次回ノ會議ニ於テ議決スルニ非サレハ之ヲ復活スルコトヲ得ス、但シ大統領及內閣ハ該法律ノ中止ニ對シ責任ヲ負フベシ、前記ノ手續ニ據リ該法律ヲ復活シタル時ハ大統領ハ之ニ不同意ナル理由ヲ附書シ十日以內ニ之ヲ公布スル責務アルモノトス

次回ノ會議ニ於テ復活セシメタル法律ハ前回ノ會議ニ於ケル決議ニ據リ成立シタルモノトスヘシ

追加條項

從來本群島ニ在ル宗教法人ノ所有ニ屬シタル財產、家屋及其他ノ物件ハ獨裁政府「カチヴィーテ」ニ建設シタル日即去年五月二十四日以後比律賓國々家ニ復歸シタルモノト看做ス

千八百九十九年一月二十日「バランアイン」ニ於テ

臨時議會議長　ペードロ、アー、パテルノ

書記官　パーブロ、テクソーン

書記官　パーブロ、オカムポ

第十四章　比律賓群島領有に關する歐米人の反對意見

北米合衆國と西班牙國との媾和條約は千八百九十八年(明治三十一年)十二月十日巴里に於て締結せられたり。抑も該媾和會議は比律賓群島の將來の運命に關し討議を行ひたるものにして、西班牙國は此媾和條約に依り比律賓群島を米國に割讓することを約したり。然るに當時比律賓國政府は既に郡島の大部分を支配し居りたる事實ありしに拘はらず該會議は全く之を眼中に措かず、比律賓國政府が其代表委員をして該會議に參列せしめられんことを請求せしも遂に容るゝ所とならざりき。比律賓國政府代表委員フェリーペ、アゴンシーリオ氏は鋭意其不條理なるを論じ、該會議が比國の權利を無視したる所以を熱心に痛擊し公然抗議を提出したり。同會議の結果に就ては比律賓國政府の承認せざる所なるに拘はらず、米國政府は比律賓群島に對し決議の結果を直に强行せんとせり。

當時米國媾和委員は戰勝の餘威を以て同會議に臨み飽まで領土擴張政策を貫徹する事を主張し、之に反し西國媾和委員は固より敗者の地位に立てるを以て遂に米國の暴威に屈讓するの止むを得ざるに至れり。然るに米國政府の執れる政策は進歩派の一部及米國人の大部分より大に攻撃せられ、現今に於ても尚ほ益々盛に攻撃を被り、前大統領クリーヴランド氏の如きは米國有數の政治家學者等より成る一政派を率ひて大に反對の論鋒を向け、現政府の政策は米國の國是たるモンロー主義に違背し且常識を失するの甚しきものなりと痛論せり。

比律賓人は米國人の一部分が此高尚なる襟度を有するを見て公平の精神を以て大に之を歎美し、國難に處するも尚自國に對して惡逆暴戾を加ふる者は米國人の全部に非ずして僅に其一部に過ぎざる事を諒知せり。是を以て目下尚ほ米國人と砲烟彈雨の裡に相見ゆるも未だ全く米國に對する友愛の情を失せず、常に米國の正論讜議が危險なる帝國主義の非望を凌壓するの機あらん事を冀望して止まざるなり。

依て吾人に茲に痛く帝國主義に反對する米國人士及團躰の公然發表したる讜論

を雲烟過眼視する能はず。何となれは吾人は親密なる好誼的關係を保持せんと欲する此大國民に對し尙ほ一片の友情を維がんと欲するを以てなり。

米國元老院議員にして共和黨（レパブリカン）に屬しマッキンレー氏の政府を翼助するホーアー氏がマサチウセッツ州ウースターの會議に於て爲せる演說中に言へるあり。

西班牙國ニ迫リテ其領土ヲ割讓セシメン事ヲ主張シ一度米國ノ國旗ヲ揭揚シタル土地ハ決シテ之ヲ撤去スヘカラズトノ意見ヲ抱持スル人々ニ向ヒ余ハ敢テ云ハン、我カ合衆國モ亦他ノ諸國モ決シテ能ク此主義ヲ徹底シ得ベカラザル事ヲ。斯ノ如キ推論ハ一切將來ノ戰爭ヲ變シテ侵略征服ノ性質ヲ有スル戰爭タラシムルモノニシテ不祥之ヨリ大ナルハナシ。（中畧）今ヤ戰勝ノ餘勢ニ乘ジ此カル新政策ニ出テントスルニ當リ余ハ米國人民ニ對シテ問ハン『米國人民ハ十倍大ノ比例ヲ以テ海軍ヲ擴張シ、英國ノ如ク他ノ二强大國ノ聯合海軍力ヲ凌駕スル海軍力ヲ有セント欲スルカ。米國人民ハ（余ノ見ル所ニ依レバ）十萬以上ノ常備軍ヲ維持セント欲スルカ。米國人民ハ其國債ノ過大ナルニ至ルモ之ヲ恐レザルカ。米國人民ハ租稅ノ賦課ヲ苛重ニシ以テ民富ヲ減殺セント欲スル

カ。米國人民ハ歐洲諸國ノ轍ニ倣ヒ米國ノ兒童ヲシテ生レナカラ兵士タラシメ或ハ其ノ双肩ニ五百弗ノ保證金ヲ負擔セシメント欲スルカ』ト。凡ソ余ノ併學スル處ハ則チ帝國主義ヲ主張唱導スル徒ノ暴論ヲ實行スル結果タラズンバアラズ。如何ニ考フルモ余ノ良心ニ於テハ米國人民ハヨモヤ此急劇ナル變態ニ處セント欲スル者ナリト信スル能ハサルナリ。

米國監督教會長たる監督ポーター氏は北米合衆國人民の能力は民族を統治し之を大明の域に誘發するに足るや否やを疑ひて曰く、

一世紀ニ充タサル比較的短少期間に征服セラレタル(吾人ハ茲ニ斯ク謂フ)三民族ハ皆吾人ノ治下ニ立チ、而シテ吾人ノ彼等ニ對スル施政上ノ關係ト結果トノ如何ナルヤハ全世界ノ人民ノ既ニ知悉スル所タリ。茲ニ所謂三民族トハ即チ亞米利加印度人、黑人、及支那人ヲ云フ。今茲ニ君子人アリ、該三民族ニ對スル吾人施政ノ狀況ヲ誠實ニ觀察シタル結果其人ニシテ能ク羞惡ノ嘆ヲ發セザル事ヲ得ハ、余ハ實ニ滿腔ノ熱心ヲ以テ爲メニ祝意ヲ表スルニ躊躇セザルベシ。不幸ニシテ彼等ニ對スル我國施政ノ歷史ハ常ニ頑嚚、放縱ヲ極メ、酷虐、掠奪、苛遇、殘

暴等一切ノ悪徳ヲ包羅スルモノナルヲ如何セン。彼ノ印度人(詳言セハ北米合衆國軍隊ノ一將校ハ死セル印度人ナリ)猶ホ之ニ優レル黑人及一層優等ナル支那人ハ無慙ニモ公然街燈ニ懸ケテ絞殺セラレ、郊外村落ノ木柱ニ繋カレテ生ナカラ焚殺セラレタルコトアリ。此ノ如キ滔天ノ暴行ヲ爲セル歷史ヲ有スル國民(則合衆國人ヲ云フ)カ玖巴島及比律賓群島ニ新空氣ヲ注入シテ以テ文明ノ餘澤ヲ普及スル事ヲ唱道スト聞カハ啞然トシテ失笑セサル者アランヤ。

デモクラット黨の名士カーライル氏曰く、

米國人ハ比律賓群島ヲ保有スヘカラス、若シ之ヲ領有スルコトアリトセハ米國ノ憲法カ吾人ニ認許セル範圍ニ於テ之ヲ統治スルニ止ムヘシ。吾人ニシテ若シ比律賓群島ヲ保有スルコトアリトセハ即吾人ハ日夜汲々トシテ他ノ强大ナル海軍國ニ對シ群島防衛ノ道ヲ講究スヘキ必要ヲ生シ、其業ノ一層困難ナルハ吾人ガ本國ノ全海岸ヲ防衛スベキヨリ更ニ大ナルモノアリ。同群島ハ平時ニ於テハ毫モ吾人ノ富國强兵ヲ助クルニ足ラズ、而シテ戰時ニ於テハ却テ吾人ヲ薄弱ナラシムルコト辯ヲ俟タズシテ明カナリ。

ペンシルヴェーニア州選出の有力なるレパブリカン黨議員にして鉄鑛王と呼ばれ且米國大資本家中に冠たるアレドルー、カーネギー氏曰く、

領土ノ擴張ハ輸出貿易ノ進歩膨張ニ絶對的不必要ナリ。領土保有ノ結果トシテ必然伴生スベキ軍備擴張ハ國家ノ特質ニ急劇ノ變化ヲ及ホスモノナリ。余ヲシテ余ノ確信ヲ吐露セシメハ、北米合衆國ハ今ヤ工業ノ新時期ニ入リタルモノニシテ、現狀ノ國土ヲ保持スルニ止メ以テ列國競進ノ渦中ニ投セズンバ工業ヲ以テ速ニ全世界ヲ凌駕シ得ベシト謂ハン。

ハーヴァード大學教授チァールス、エ、リオット、ノートン氏ハ米國が未た西班牙國に對し宣戰せざる當時左の言を作して曰く、

歴史上ノ舊米國ハ西班牙國ニ對スル宣戰ト共ニ終リヲ告ゲ、今日現出セル米國ハ舊米國ヲシテ舊米國タラシメタル國是ヲ放擲シ、他ノ列强ト一様ノ方針ヲ採用スルニ至レリ。舊米國ノ歴史ヲ愛慕スル吾人ハ今ヤ至大ノ困難ニ遭遇ストト謂ハサルヲ得ス。何トナレハ吾人ハ着實正確ニ人道ノ進歩ヲ冀望スルヲ以テ建國ノ基礎トシ、吾人ノ國是ハ從來全ク之ニ據リタリト雖モ、此冀望ハ今日全然

寸斷分裂セラレタレバナリ。

ホーアー氏は尙千八百九十九年(明治三十二年)一月開會の元老院に於てマッケチリー氏提出の決議案を熱心に攻擊し、斯の如き提案は比律賓人をして毫も自主自由を亨有せしむるものに非ずとし、ルイジアーナ州農業家の意向に從ひ此決議案を目するに悖德の提議を以てし、更に數步を進めアギナルド氏の北米合衆國人民に提示せし公文は眞に情理並び到り『之ト同樣ノ文書ヲ起草シ得ル者全世界ニ十名ヲ得ベカラス』と賞揚し、苟も北米合衆國人民にして其頑固なること鉄石の如き者を除くの外、比律賓人の首領が提出したる公文の眞價を了解せざる者之ありとは想像にだも及ふ能はずと述べたり。

華盛頓新聞社同盟組合のジョージ、テルケル氏は元老院及代議員に陳情書を提出し、領土擴張政策の米國人民に大不幸の結果を崇らすべき所以を論じ、且比律賓人の獨立を剝奪せんとするは不義之より大なるなき所以を述て曰く、

北米合衆國人民ハ先ニ玖馬島ニ於ケル亞米利加大陸同胞ノ慘狀ニ遇フヲ見ルヤ、人道ノ爲メ『亞米利加ノ事ハ亞米利加人自ラ之ヲ處セン』ト謂フ『モンロー』主義

ヲ適用シ、從來米國人ヲ目シ僅ニ商估ニシテ且ツ險惡ノ投機者ニ過ギスト爲セル全世界ヲ震驚セシメ、外國諸新聞紙ハ諷刺ニ繪畫ニ論説ニ吾人ヲ輕侮嘲笑セリ。而シテ我カ議會ハ兩院連合會議ノ議決ニ依リ西班牙國ニ對シ開戰ヲ布告セリ。西班牙國ハ班ヲ世界文明國中ニ置ト雖モ其歷史ハ常ニ淋漓タル鮮血ヲ以テ充タサレ、比律賓群島ニ於テハ「ポラヴィエーハ」ガ「ドクトール、リサール」ノ如キ全世界到ル處ニ敬重セラレ聲譽爀々タル名士ヲ殺戮シ、玖巴島ニ於テハ「ウエーレール」等ノ酷惡、暴逆ノ擧動ニ因テ醜ヲ天下ニ流セリ。是ニ於テ最モ榮譽アル我大統領ハ上帝ノ上鑑ニ依リ刄ニ衂ラズシテ事局ヲ收メ是等民衆ヲ拯ハン事ヲ偏ニ冀ヘシモ、西班牙國ハ敢テ毫モ我友誼的勸告ヲ顧ミザリシヲ以テ遂ニ之ニ對シ、戰ヲ宣スルノ止ム得サルニ至レリ。佛蘭西國ノ愛國者「ラフェイエット」ニ對シ及吾人ノ祖先ノ神聖約束ヲ履行セシムル爲ニ上帝ノ選拔シ給ヒタル我大統領ハ壓制ヲ排除シ自由ヲ熱望スル人民ヲシテ自由ノ澤ニ浴セシムルタメ世界ニ向ヒ宣言スルニ北米合衆國カ茲ニ戰端ヲ開ク所以ハ併吞ノ爲ニ非ス全ク人道ノ爲ナル所以ヲ以テシタリ。(中畧)合衆國南北戰爭ノ起ルヤ「リンカルン」カ奴

隷禁止ノ爲ニ死ヲ矢ヒ奮戰シタル時ニ當リ、他日其子孫タル現米國人民カ再ヒ人身賣買ノ政策ヲ採ルヘシトハ豈之ヲ夢想ニダモセンヤ。

オノレーブル、ウィルリアム、ジェンニングス、ブライアン、代議院議員ウィルリアムス、米國の人類學者として名聲あるペンシルヴェーニア大學教授ドクトア、ダニエル、ジー、ブリントン、其他エー、クリッジ、元老院議員フォーカー、ボストン市ノエドワード、アットキンソン等諸氏も亦熱心なる帝國主義反對者なり。殊にアットキンソン氏は一小冊子を發刊して政府の政策を痛撃し、國家を衰頽せしめ人道を破壞する悖德背倫の政策なりと絶叫せり。所論稍や過激に馳する嫌ありと雖も其歸趣は能く正鵠を得たりと謂ふべし。而るに米國の議會は氏の書冊の發賣を禁止し、政府は氏を政事犯人として法廷の審問に附したり。

米國に於ては獨り一個人のみならず、諸種の團躰も亦擧つて比律賓群島に關するマッキンレー政府の政策に反對運動を爲す者少ならず。其諸團躰中殊に有力にして名を知られたるは米國領土擴張反對同盟會及シンシンナチ單稅倶樂部の二とす。後者は政治家、教育家、實業家、新聞記者及勞働者首領等知名有力の人士より成

り、政府反對の檄文を國中に配附して大に自由を愛慕する人士を激勵し、以て米國保護の下に比律賓群島の獨立を承認し慘憺たる戰爭を停止せしむるため協力一致して政府に向ひ一大運動を試みる擧に贊助せられんことを以てせり。其檄文中に云へるあり、

吾人ノ目的トスル所左ノ如シ、

第一、政府ヲシテ速ニ比律賓群島ニ於ケル交戰ヲ中止シ、戰亂ノ餘毒ヲ防遏スル爲メ生命財產ニ關スル秩序ノ安寧保持ニ就キ相當ノ保障ヲ設クルト同時ニ比律賓人ノ自由獨立ヲ承認スルコトヲ條件トシ、比律賓人ノ主領等ト協商ヲ遂ケシムルコト、

第二、政府比律賓群島ノ人民ヲシテ其採擇スル政體ヲ組織スルニ一致奮勵セシムル爲メ政府ヲシテ擔保ヲ與ヘシムルコト、

第三、比律賓政府ノ組織確立シタル𪜈ハ北米合衆國ヲシテ斯ノ如キ場合ニ對スル祖先以來ノ國是政策ニ則リ、比律賓人ノ獨立ト其各國民間ニ於ケル均等ノ地位トヲ承認シ、且漸次陸海軍ノ兵員ヲ全ク撤回セシムルコト、

シンシンナチ單稅俱樂部は千八百九十九年二月二十一日華盛東の誕生日を期し、該大革命者の精神を體し米國政府に對し盛んに反對運動を試み、其總會員連署して普く公衆に配附したる檄文中には千七百七十六年の大革命者華盛東の遺訓を載せたり。曰く、

凡ソ人ハ皆均等不可分ノ權利ヲ上帝ヨリ附與セラレ、其權利中ニハ生存、自由及幸福ノ追求ヲ包含ス。凡ソ政府ハ皆被治者ノ合意ニ依リテ正當ノ權限ヲ享受スルモノナリ。斯ノ如クナラサル政躰ハ專政ナリ。代表者ノ決議ニ基カザル課稅ハ壓制ナリ。壓制者ニ對スル抵抗ハ上帝ニ對スル服從ナリ。

檄文は更に論歩を進めて、

故ニ吾人ハ彼ノ自由ト獨立トヲ取得セントシテ奮鬪スル比律賓人ノ愛國者ニ對シ深ク同情ヲ表スルモノナリ。吾人ハ比律賓人カ抑壓ニ對スル勇敢ノ抵抗ヲ試ミ以テ自由人タル本性ヲ發現セルヲ見テ歡喜措ク能ハズ。

其結論に至り、

吾人ハ比律賓群島ニ對スル我大統領ノ侵畧政策ト我大統領が同群島人民ニ被

り、政府反對の檄文を國中に配附して大に自由を愛慕する人士を激勵し、以て米國保護の下に比律賓群島の獨立を承認し慘憺たる戰爭を停止せしむるため協力一致して政府に向ひ一大運動を試みる擧に賛助せられんことを以てせり。其檄文中に云へるあり、

吾人ノ目的トスル所左ノ如シ、

第一、政府ヲシテ速ニ比律賓群島ニ於ケル交戰ヲ中止シ、戰亂ノ餘毒ヲ防遏スル爲メ生命財産ニ關スル秩序ノ安寧保持ニ就キ相當ノ保障ヲ設クルト同時ニ比律賓人ノ自由獨立ヲ承認スルコトヲ條件トシ、比律賓人ノ主領等ト協商ラ遂ケシムルコト、

第二、政府比律賓群島ノ人民ヲシテ其採擇スル政體ヲ組織スルニ一致奮勵セシムル爲メ政府ヲシテ擔保ヲ與ヘシムルコト、

第三、比律賓政府ノ組織確立シタルトキハ北米合衆國ヲシテ斯ノ如キ場合ニ對スル祖先以來ノ國是政策ニ則リ、比律賓人ノ獨立ト其各國民間ニ於ケル均等ノ地位トヲ承認シ、且漸次陸海軍ノ兵員ヲ全ク撤回セシムルコト、

シンシンナチ單稅俱樂部は千八百九十九年二月二十一日華盛東の誕生日を期し、該大革命者の精神を體し米國政府に對し盛んに反對運動を試み、其總會員連署して普く公衆に配附したる檄文中には千七百七十六年の大革命者華盛東の遺訓を載せたり。曰く、

凡ソ人ハ皆均等不可分ノ權利ヲ上帝ヨリ附與セラレ、其權利中ニハ生存、自由及幸福ノ追求ヲ包含ス。凡ソ政府ハ皆被治者ノ合意ニ依リテ正當ノ權限ヲ享受スルモノナリ。斯ノ如クナラサル政躰ハ專政ナリ。代表者ノ決議ニ基カザル課稅ハ壓制ナリ。壓制者ニ對スル抵抗ハ上帝ニ對スル服從ナリ。

檄文は更に論歩を進めて、

故ニ吾人ハ彼ノ自由ト獨立トヲ取得セントシテ奮鬪スル比律賓人ノ愛國者ニ對シ深ク同情ヲ表スルモノナリ。吾人ハ比律賓人カ抑壓ニ對スル勇敢ノ抵抗ヲ試ミ以テ自由人タル本性ヲ發現セルヲ見テ歡喜措ク能ハズ。

其結論に至り、

吾人ハ比律賓群島に對スル我大統領ノ侵畧政策ト我大統領が同群島人民ニ被

ラシムル嫌惡スヘキ殺戮ヲ認可セルトニ對シ痛ク反對ヲ表スルモノナリ。吾人ハ彼ノ不幸ナル人民ニ對スル我大統領ノ政策ノ全部ヲ非認シ又該政策ヲ以テ彼我兩國民ニ對スル暴逆、人類ニ對スル犯罪トシ、且人民ニ依テ成リ人民ノ爲メニ存スル人民ノ政府カ依テ以テ建設セラレ得ヘキ最モ神聖ナル大原則ニ背反スルモノトシテ之ヲ排斥ス。

米國領土擴張反對同盟會は米國政府をして比律賓共和國の獨立を承認し且其存立を保障せしむるを以て唯一ノ目的とし、本部をカリフォーニア州サン、フランシスコに置き支部を各處に設けたり。其會長は有名なる愛國者アルヴァ、ユーデル氏にして、其書記長はレーマー、マッキンレー氏なり。

同會は米國人民に告ぐる意見書、比律賓人に對する宣言書其他同會事業の行動を表明する重要の書類總て數千部を公にせり。其一に曰く、

吾人ハ吾人ノ同國人中ノ少數カ主張スル政策ニ就キ深ク事態ヲ考察スルニ、全ク私情ニ徇ヒ比律賓群島ノ保有ヲ唱道スルニ外ナラサル事ヲ確信スルニ至レリ。 吾人ハ我合衆國民中公正ノ意見ヲ抱持セル人々ニ向ヒ、彼ノ有害ナル帝國

主義ガ不幸ニモ西半球ナル吾人ノ同胞ニ必然被ラシムヘキ慘毒ヲ芟除スル爲メニ盡瘁セラレンコトヲ訴フルノ時機今日ニ在リト信ズ。

以上述ぶる所に依り米國人は擧つてマッキンレー氏の侵畧政策を賛成せるものに非ざる事を證明して餘りあるのみならず、同國人の大部分は却て吾人が獨立の權利を有する事を承認し、以て目下壓抑の犧牲に供せられんとしつゝある吾人の狀態を拯はんとする義人多きを見るに足る。且吾人をして感謝の念に堪へざらしむるは吾人の義擧に對し歐洲全般の同情を表せらるゝこと是なり。歐洲諸國の新聞紙は外交上愼重の態度を守る必要の場合多きを以て公然吾人が獨立の權利を有する所以を論述するを避くと雖も、亦米國の非望は其國運の進路に大障害を與ふるものなりと痛論し、間接に吾人の爲め大に盡瘁する所あるを知らざるべからず。米西兩國間に於ける巴里媾和會議の未だ局を結ばざる時に當り、倫敦タイムス及佛國新聞紙の大部分は米國人に對し、兵力を以て比律賓群島を鎭壓せんとするは決して豫想する如き容易の業に非らざる所以を警告して曰く、

今日ノ狀勢ヲ以テスレバ米國ハ獨リ永久十萬ノ軍隊ヲ維持スル爲メ莫大ノ經

費ヲ增加スル必要アルニ止ラズ、諸方ノ海面ニ於テ艦隊ヲ維持スルノ要ニ逼マラレ、且國內ノ政熱ヲ煽動スル口實ニ資スベキ難事簇出スルニ至ラン。

又學術文藝界に名聲を博したる歐洲の諸協會及諸學者の中にて、墺國ライトメリッツ大學教授フェルヂナンド、ブルーメントリット氏同國維也納大學教授フリードリッヒ、ミュルレル氏、蘭國レイデン大學教授ハー、ゲルン氏、獨國ミュンヘン人類學博物館長エム、ビュッヒチル氏、同國ドレスデン王國人類學博物館長ドクトル、アー、ベーマイエル氏及東洋語學者エットモン、ブランシュー氏其他馬來語學者、東洋語學者等として有名なる諸氏は皆滿腔の熱心を以て比律賓人の獨立すべき所以を唱道せり。

余は既にマッキンレー氏の侵畧政策を非難する夥多の反對意見を列擧せり。今や本章の局を結ぶに當り伊國の刑事人類學者として有名なるロムブローゾ氏の卓說を看過すること能はず。氏の意見も亦前記諸大家の如く甚だ事態の眞想を明瞭ならしめ、大に歐米諸國の人心を覺醒したるものなり。氏が千八百九十八年(明治卅一年)十二月發刊の雜誌「フォーラム」に揭載したる『ヴェチーチィア(ヴュニース)の强盛に關する社會學上及人類學上ノ研究』と題する論文は唯學者的研究の結果を公にし

たるものにして寧ろ歷史學者に有用なる資料たるが如き觀ありと雖も、尙ほ今日の政治問題殊に目下の比律賓問題に一大關係を有するものたるを疑はず。氏は先づ『人種の混合』と題する一篇に於て羅馬及希臘の二人種とスラヴォン、ビザンチーン、及サラセンの三人種との混合分子の勃興を論じ、次に氣候に基く人口の繁殖、海岸及島地の居住に因る風習の變更、並に人類の特性に及ぼす海岸の影響を說き、更に一進して『生存上に必要なる選擇及之に伴なふ競爭』即侵畧者及殊に海洋上に於ける競爭より生ずる變態、並に商業の膨脹及殷富の增殖を述べ、以てヴェ子ーチア市民生活の『組織時代』に於て是等諸種の影響を被りたる所以、及當時自由思想の普及發展したる所以を詳論せり。氏は結論に於て他の諸國に於ける斯種の事實を比較對照して歷史上の論究を爲し、更に一步を進め、米國の現狀に論及し、合衆國の原形は既に業にヴェ子ーチアに存するものにしてヴェ子ーチアの衰頽は合衆國が宜しく龜鑑とすべき所以を論明し、大に米國の政治家に警告せる所あり。氏は其意見要點を左の語中に總括して曰く、

以上ノ事實ニ徵スルニ、今日ニ於テ商業、殷富、科學及自由ノ一大中心タル紐育克

ハ昔時ノ「ヴェネーチア」ノ如ク全世界ノ實權ト進歩ノ實力トヲ自己一市ニ集注スル時アルヲ期シテ可ナリ。而シテ余ガ茲ニ論證セル原則ハ合衆國ガ今ヤ將ニ遭遇セントスル危難ニ能ク適用シ得ヘキモノニシテ、余ハ合衆國ヲ嘆賞スルノ餘リ余ノ推論シテ得タル意見ヲ吐露セント欲スルノ冀望ヲ制止スル能ハズ。

余ノ所論ヲ詳讀シタル人ハ必ズヤ次ノ結論ニ達スルナラン。「ヴェネーチア」聯邦ノ强大ヲ致シタル所以ハ第一各聯邦ガ充分自由ヲ享有シタルニ因ルモノニシテ、其衰頽ヲ來シタル所以ハ遠征即莫大ノ經費、過重の租税及軍備ノ擴張ヲ必然伴生セシムル侵畧主義ヲ採レル上ニ國家ノ大權ヲ擧ケテ一切ノ自由ヲ全然抑壓蹂躙セル者ノ手中ニ歸セシメタルニ起因スルモノナリ。

抑モ「ヴェネーチア」カ容易ニ遠征ノ欲望ヲ達シタル所以ハ全ク其人民カ常ニ戰爭ヲ好ミ戰勝ノ虚榮ニ溺レ、漸次其自由ヲ喪失スルヿヲ顧慮セザリシニ因ル。其一朝他國ノ攻擊ニ逢フヤ、忽チ自由ノ享有ヲ遏止スルノ必要ニ逼リ、此遏止ヤ唯一時ノ觀ヲ爲セシト雖モ人民ノ腦裡ニ次第ニ獨裁政治ヲ戴クノ慣習ヲ發生セシムルニ至レリ。夫レ征畧ハ一時殷富ヲ增殖シ人心ヲ眩惑セシムルコト辯ヲ

俟タズト雖モ、其增殖シタル殷富ハ必然濫費セラレテ人民ハ漸次懶惰ニ浸染シ、其極遂ニ回復シ難キ困厄ニ陷ルノ惡結果ヲ速ク者ナリ。又戰勝ノ人心ヲ眩惑スルハ猶人ヲ昏醉セシムル飲料ノ如シ、人ヲ昏醉セシムル丈ケ之ヲ中毒セシムルヤ必セリ。故ニ「ヴェテーチア」ハ人民ヲシテ常ニ種々ノ新空想ヲ抱キ漫ニ無名ノ師ヲ起シ其極遂ニ自國特有ノ地位ヲ失墜セシムルノ苦境ニ遭遇シ了レリ。

北米合衆國ノ人民ハ征略ノ虛榮ニ昏醉シ其害毒ニ感染スルニ先タチ、宜シク「ヴェテーチア」ノ先轍ヲ鑒ムヘシ。合衆國ノ今日ノ盛大ヲ致シタル所以ハ全ク不偏不黨ナル獨立ノ地位ヲ保チ以テ外國ノ間ニ處シタルニ因ルヿヲ思ヘ。若シ一朝此地位ヲ棄テヽ他國ト利害相食ムノ徑路ヲ取ランカ、忽チ同盟國ヲ求ムルノ必要ニ逼リ勁敵ヲ生スルノ苦境ニ陷ル所以ヲ忘ルヘカラス。人民ノ合意ニ依リ成立セル國ニ取リ最モ怖ルヘキ危險ハ戰爭ニ過グル者ナシ。戰爭ノ害毒タルヤ人民ノ制裁力モ能ク之ヲ過止スルヲ得ズ、倍々國民ノ元氣ヲ消耗衰弱シテ遂ニ之ヲ解躰セシムルモノナリ。人民ノ制裁力薄弱ナルニ至テハ則チ米國ノ一大危險ニシテ、之カ爲ニ民福ヲ滅殺シ、民福ノ根底タル自由ト自由ノ美果トヲ擧

ケテ之ヲ喪失シ、遂ニ全ク國力ヲ喪耗セシムルニ至ラン。畏ルヘキハ重兵主義ナリ。是れ拉丁人種ヲ煩悶セシメタル一切災厄ノ根原タレハナリ。

余は既に歐米諸國人の比律賓群島に關する意見と、之に對する同情とを叙述せり。而して日本國人が吾人に對し表せらるゝ熱誠の同情と、貴國の新聞紙が常に吾人の義擧を賞して其正理公道に基く所以を論し、且其吾人が獨立する權利を有する事及吾人が自由の國民たるに堪ゆる能力を有する事を承諾せられたる好意とに就ては余の玆ニ贅言を費すの無用なるを信ず。

志士列傳

アギナルド將軍傳

Gel. Don Emilio Aguinaldo y Famy.

古稀の頹齡を超へ彈丸黑子の國に據り世界の最大强國を對手として自國の獨立を保持せんとす、杜國の大統領クルーゲルの意氣實に壯烈と云ふべし。年僅に而立を超え蕞爾たる蒼海の一粟島に據り世界の最大富國を對手として自國の獨立を扶殖せんとす、比島の快男子アギナルド氏の意氣亦實に壯烈と云ふべし。古稀の老人と而立の壯年、波濤万里を隔てゝ生や先後ありと雖も齊しく第十九世紀末の政治壇上に立ち掉尾の一齣を演出せんとす、其反映頗る妙と云ふべく實に世界の双璧と稱するに足る。不幸にして杜國の形勢日に蹙まり、無窮の富源は擧けて敵の馬蹄の蹂躪に委せんとす。而して倘捲土重來の希望を抱き其熱誠を傾注して歐洲大陸の公論に訴へんとし、クリューゲルは今や佛國に上陸せり。然れども其れ或は遂に徒勞に屬せんか。噫。フランクリンの後身は既に義俠國の一角を踏

めり。誰か當年のラフェイたる者ぞ。飜つて比島の形勢を見れば戰雲尚棕櫚樹の野を蔽ふ。其前途果して如何。

エミリーオ、アギナルド將軍は千八百六十九年三月二十二日(明治二年)を以て呂宋島カヴィーテ州カウィットに生る。家世々地方の富豪として頗る勢力あり。是を以て將軍は幼より完全の敎育を受け、稍や長じて馬尼剌大學に入り其業を終へたり。資性英發頗る奇氣あり、好んで古今東西の歷史を讀み深く治亂興廢の因る所を察し最も歐洲文明史に精通せり。將軍は之に依りて自由の思想を涵養し獨立の氣象を喚起し、夙に西班牙政府の壓制を慨し奮つて力を國事に效さんことを矢ひ、少小より廣く比律賓の志士と交を訂し、今を距る十二年前西班牙の失政を鳴らし同志の士と革命を企てしことあり、後ち專ら政治上に奔走せり。

是より後ち各地の有志者風を聞いて憤起し、フリーマンソンリー其他各種の秘密結社は群島中の到る處に組織せられ、皆西班牙の暴政を脫するを以て目的とせり。而して歐洲の各地に於ても諸種の同盟及び結社起り、以て遙に本國の志士と聲息を通して其事業を援助せり。

將軍の國家に忠なるや素より身命を以て國に捧げ、其家財を擧げ盡く之を同志の事業に投じ、天禀の才幹は其若年にも拘はらず將軍をして大に勢力を得せしめ衆皆悦服力を效さんことを希へり。

比島の內部に欝勃せる氣運は遂に發して千八百九十六年の革命と爲り、將軍はカヴィーテ州に於て先づ革命の戰旗を飜へせり。西班牙政府は即ち令狀を發して氏を逮捕せしめんとせり。將軍は素より坐して西班牙の犧牲に供せらるゝを好まず、諸友を集めて一隊を組織し以て徐に西人の到るを待てり。西兵の進み來りしを見るや直に之を擊退し其武器を押收せり。是れ實に氏か初陣第一の功名として將軍の軍がライフル銃を得たるは之がためなり。

數月を經八月二十六日に至り、アギナルド氏の義擧は群島中に傳播し、所在の有志皆風を望んて蜂起し、各地の山嶺丘上烽火煌燿として天に輝ぎ、皆氏を仰いて革命軍の首領と爲さんことを庶幾へり。革命軍の羽翼既に成れるを以て千八百九十六年九月一日先つイムム市を奪ひ、西國の守兵三十七人を走らして之に據り、ライフル銃若干及兵糧二千俵を奪ひ、次いて十一月十一日に至りビナカ、ヤン市を陥れ

たり。適ま比律賓人にして曩に比耳義に留學せし土木技師エヴハンヘリスタ氏數日前歐洲より歸國せしを以て、之をして工事を董督し同市の周圍に幅三米長千米の濠を鑿かしめたり。其後ち西軍亦來り襲ひしも痛く撃て之を走らせ大に損害を蒙らしめたり。

八月三十一日に至りカヴィット。ノヴェレタ。マラボン、グランデの諸市も蜂起せり。

革命戰爭は十八ヶ月に渉り、將軍の勢頗る猖獗にして西班牙政府の弱兵を以て到底之を戡定する能はず。是に於て媾和の得策なるを知り、遂に千八百九十七年十二月二十四日を以て將軍と媾和條約を締結せり。所謂ビアク、ナ、バトーの平和條約是なり。將軍の意蓋し暫く革命軍を休養し編制を整頓せんと欲するに在りしなり。

右の條約につき將軍は部下の將校四十名計を率ひ十二月三十日を以て香港に赴きたり。蓋し其意此處に於て必要品を調達し其計畫せる軍隊の編制を整理し、西國にして條約の條款を履行せざることあらば直に又緩急事を擧くるの準備を爲さんとするに在り。

千八百九十八年三月將軍は香港を去りて柴棍及ひ新嘉坡に赴き、其より將に歐羅巴、亞米利加、日本を順次に歷觀し大に前途の企劃を爲すに意あり。適ま合衆國と西班牙國との戰爭破裂し、米人は比人を引いて援助とし共に西人を攻擊せんことを請ひ、是に於て新嘉坡駐在米國總領事プラット氏と秘密に會見協定する所あり。之がために將軍は歐米及ひ日本巡遊の企劃を抛ち香港に歸り、此處より米國軍艦マッカロック號に搭し千八百九十八年五月十九日を以て比律賓島カヴィーテ州に上陸せり。

アギナルド將軍が自國の獨立を完成するために如何の事業を爲せしやは本編中に詳述せるを以て之を此處に記するを須ひず。而して其熱誠事に當り仁心に富み才略智謀一世に超て深く國人の輿望を荷ふ所以も此處に呶々するを要せず。何となれば日本國人の既に知悉する所なればなり。客年二月二十五日の萬朝報は記して曰く、

アギナルド將軍の寬仁大度にして自ら豪傑たるの性格を具ふ。一たび將軍に接する者は皆其非凡の人たるを稱せざるはなし。近頃聞く將軍の許に四人の

西班牙捕虜あり。彼等は將軍を毒殺せんとし毒藥を將軍の食中に投して事覺はれ將に刑に處せられんとせしに、將軍は深く之を尤めず救護して逃れしめたり。

アギナルド將軍が一万二千人の西國捕虜を遇するに、能く國際法の條理に從ひ博愛仁慈の心を以てせしことは蓋し全世界の知悉する所ならむ。

香港駐在米國總領事ウィルドマン氏曾てハーパース、ウィークリー、マガヂーン誌に投書して曰く、

アギナルド氏が衆の敬愛を享くる所以多く之あり。余は敢て彼が非凡の人物たるに必要なる諸種の才能を有すると誇張するに非ず。

比律賓獨立の擁護者たる偉人の性格如何を尚一層明確ならしめんと欲せば、乞ふ有名なる佛國の記者ルシアン、ウィルヴオア Lucian Willevoye 氏が千八百九十九年四月二十三日巴里の La（ラ）Patrie（パトリー）新聞に記せる數節を讀め。

比律賓獨立軍の統領アギナルドは實に英雄の種、豪傑の族と云ふべく、其百折不撓の熱誠を同國人の心に推す所は實に亞細亞のスパルタキュス（古代ノ豪傑ナリ）と稱すべ

し。アギナルドの一呼號は各種民族を打ちて一丸と爲らしめ、人民は皆自由の爲めに死を誓ひて起てり。氏は實に全世界の感嘆を一身に集めたり。嗚呼アギナルド及び其徒は遂に克く其本國を防護し得べきか。是れ頗る疑はし。彼等は果して克く當代の榮譽と万世の榮譽を負ふ價値ある盡瘁を爲したりと云ふべきか。是れ誠に然り。

不完全の武器と生兵とを提け一國を窮厄に拯はんことを企つるには非凡の性格を有するを必要とす。近世科學の進歩は此の如き壯擧をして昔時に於けるよりも尚一層の困難を感ぜしむ。一國が其領地の占有を防護するためには整頓せる常備兵あり、堅城鐵壁を破碎する器械あり、恐るべき大砲あり、海に依りて援兵を送るべく糧食を繼くべし。夫れ然り然るにアギナルドが强弱天淵も啻ならざる地位に在りながら豪膽不撓の精神を以て隻手に百難を排し、遂に西班牙軍に打勝ちしは豈曠古の壯擧と云はざるべけんや。米國人は比律賓人の救生主として舞臺に現はれ來り、始めは比人を遇するに同盟を以てせしと雖も今や反て領主の威を以て之に臨めり。アギナルドの壯なる我に領主なし、Pas de

Maitresとの一語を以て之に酬ひ、比島の人民もアギナルドの聲に應じ領主なしと叫びて起てり……。あゝ、比人は果して一國民か。然り、慥に然り。比人は實に一國民たる自信と勇氣とを以て起ち、國旗を枕に骨を曝すか又は生を取るかの二途を擇びて陣に臨めり。

アギナルドは云へり『自由國たる米國の一國民たると齊しく我國人も亦一國民たり。吾人は決して特權ある優等人種あるを認めず。米國は吾人之を友邦として歡迎することあるべきも時に敵國として之を遇することあらん。米國にして若し吾人に臨むに不正不義を以てせば兇器たる兵を提けて其暴戾を除却するを辭せざるなり。既に西國の覊絆を脫せる比律賓の天地は再び厭逆を蒙むるに堪えざるなり。吾人は正當の權利を有せり、暴逆に逢へば奮起之に報復するあるのみ、氣魄の續く限り抵抗せん。之を天地に質して何の耻つる所か之あらん、只一死あるのみ』と。

華聖東の兵士の後裔たる者一たび瞑目して其良心に問へば彼等は乍ち悟るべし、彼等の彈丸を蒙りて命を殞せる可憐の士民は能く教訓を垂るゝものなること

とを。戰場を枕に砲烟彈雨の裡に落命せし是等死者の靈は米人が其國の歷史を汚すものとして責罰せむ。果して然らば北米の大共和國は其建國の精神と其祖先とを辱しむるものと云ふべし。

見よ、米國政府は其曾て友邦視せる比律賓人に拒絶せし獨立を現に敵視せる比律賓人に許與すべきか、又は終局まで戰爭を繼續して侵略政策を遂行すべきか、何れか二途を擇ばざるべからざるの窮境に立てり。若し比人に讓歩して前者の手段に出てんか、米國は西國に對する戰勝の効果を空ふするを如何せん。若し後者の決心を採らんか、暴戾不義なることと自國の主義歷史を顧みず兵を重じ軍費を重大にしリンコルンを排斥しセザールを歡迎するに等きを如何せん。米國政府は此の極東に於ける窮境より如何にして脱せんとするか。極東の海面に今後如何なる驚瀾怒濤を捲起するか又は瀲灩たる光景を呈すべきか。其の何れに終局するにもせよ、吾人を以て見るに、アギナルドは古今東西に通じて希有の偉人、生命を鴻毛の輕に比し名譽を泰山の重に置き愛國心を以て宗敎とし理想の犧牲と爲る人種中の一偉人として吾人の眼に映ずるを見る。

嗚吁世は澆季に赴き文明と誇れども風俗頽敗し賄賂公行し拜金宗の餘弊に依りて腐敗墮落の極に陷れる現世紀の終に臨み天曷ぞ比人に幸せざるの甚しきや。

ドン、マルセーロ、イラーリオ、デル、ピラール氏傳

Señor Don Marcelo Hiralio del Pilar.

ドン、マルセーロ、イラーリオ、デル、ピラール氏は比律賓國呂宋島ブラカーン州の人なり。幼より讀書に耽り、加ふるに天禀英發の資を以てす。是を以て少壯既に交遊間に重ぜられたり。氏は夙に自國の屈辱を嘆じ其疲弊困頓に陥れる所以を察し、之が救濟の策を講ずるを以て終生の目的となせり。千八百八十年馬尼刺大學の課程を終えて辯護士となり、公正職を執り以て不正不義の犧牲とならんとする幾多無辜の爲めに身を挺て寃を雪き窮を伸ふることを勉めたり。此の時に當り西班牙天主敎僧侶は比律賓群島に於て大に專横を極め暴慾を檀にし、漫に同群島の開發者なりと自稱し自家の利益の爲めに便宜説を揑造し、僧侶に對して訴訟を提起するは既に一の犯罪を搆成するものなりと唱道せり。由來タガーロッグ民族は比律賓群島内にある馬來人種の一にして文化最も開發し常に他の諸民族の牛耳を執れり。現下の獨立戰爭は重に同民族の關與する所にしてピラール氏は實に該民族に屬す。故に氏が身を挺んて、自ら優等人種と誇稱する西班牙人の罪

惡を指摘痛擊するを見て、西班牙は素より之を忍ぶ能はず氏を目するに大罪者を以てせり。然れども氏が正義公道を重んずる誠心は毫も之が爲めに屈撓せず、益す發奮事に從ひ百難を排して素志を貫徹せんことを期せり。是を以て居常氏を嫉視せる僧侶等は大に氏の盛名を忌み百方其業を阻害せんとを勉めたり。是を以て千八百八十八年氏は遂に已むを得ず本國を去り、先づ佛國に航し後、西國に赴けり。

是より先き千八百八十二年(明治十五年)氏は El Diario Tagálog (タガーロック日報)と云へる西班牙語及ひタガーロ語(タガーロック民族の言語にして比律賓群島の諸土語中最も重要なるものなり)を以て記する新聞紙を馬尼剌市に發行し、正義公道の擁護者となり西人の非德戾行を痛擊したるを以て、發行後僅に五ケ月にして忽ち當時の西班牙當該官廳の爲めに發行禁止の命を受くるに至れり。

ピラール氏の西班牙國に在るや、專ら新聞雜誌に投書し比律賓人の現下の窮境を描出し、之を歐州の民心に訴へ家國の運命を防衞保護するを以て任とし、尚同志の士と謀り La Solidaridad 雜誌を發行し、一意其素志を貫徹せんことに盡瘁せり。此

律賓人は勿論西班牙人及ひ其他諸外國人中の名士にして正義を愛し同情を寄る者亦尠りに稿を寄せ其擧を贊せり。是等の人は獨り該雜誌に止まらず他の歐洲の諸新聞雜誌を籍り盛に比律賓人の社會的政治的進歩を論述し比人の眞想を全世界に發揮し、以て西班牙國政府をして其殖民地政策を改新せしめんことを勉めたり。

氏は尙『比律賓に於ける僧侶の權勢』(La Soberania Monacal en Filipinas) 及ひ『比律賓に於ける僧侶の威力』(La Frailocracia Filipina)の二篇を著し、以て天主敎僧侶輩が西國政府に及ぼす有害の勢力、新聞紙に加ふる濫行、彼輩が私利を營まんとして比律賓に渡來する事實及ひ西國政府にして若し此弊害を芟除することなくんば彼輩の暴慾、貪濫、汚行、敗德並に其行政上に及ぼす結果は眞に戰慄畏怖すべきものある所以を切論せり。

比律賓群島に於て自由主義を抱持する諸團躰の成立を見るに至りし功績は宜しく之をピラール氏に歸せざるべからず。是より先き比律賓の志士仁人は頻に天主敎僧侶の害毒を流すを憤慨し之を芟除せんことを勉めたりしに、僧侶等は自己

の敗德醜行を痛擊摘發する者を目するに犯罪人を以てし大に迫害を加へたり。唯當時是等の志士仁人は皆多く單獨孤立の運動に出でたるを以て功を奏せしこと比較的少かりし。ラ、ソリダリダッド雜誌一たび出て大に協同一致の急務を論ずるに及び諸種の協會團躰各處に成立し、從來孤立散慢せる諸動力は漸く連合して同一の方針を執り、遂に一大活動を演出するの好果を奏すに至れり。僧侶輩は比人の諸團躰各處に勃起せるを見て大に周章畏怖する所あり、益々歷逆を逞ふし毒牙を磨して種々の妨害を加へたり。然れとも如何なる手段も遂に耿々たる丹心を有する愛國の義士を屈撓せしむる能はず、比律賓人は一難を經る每に百倍し來る勇氣を皷し之に拮抗し、遂に革命戰爭の破裂を見るに至れり。ピラール氏の功實に斯の如く、苦心經營の跡眞に懦夫をして起たしむるものあり。而して氏は遂に之が爲めに病を得、千八百九十六年(明治二十九年)七月西國バルセローナに於て空しく道山の客となれり。實に比律賓革命戰爭の起る僅に一月前に在り。嗚呼惜ひかな。時に年四十五。

是を以て比律賓人は常に氏の功績を嘆美し氏の偉勳を欽仰して措かず。嗚呼山

高く永長きピラール氏の芳名は比律賓國の歴史と共に萬古磨せざるべし。

ドン、ホセー、リサール氏傳

Don José Rizal.

比律賓の革命史を繙く者は必ずアギナルド、ルーナ、ピラール、ポンセ、リサール諸士の苦心經營の跡を見るべし。而してリサール氏の一生は實に赫々たる榮譽に添ふるに悽愴慘憺たる光景を以てする憾あり。嗚呼俊才、達識、詩人たり美術家たり語學者たり著述家たる此のタガーロ人、日本人と顏色を同くする英傑、野蠻人の寃名を被れる好紳士、西班牙人が若し蠻行に依り徒に此好漢をして原頭の怨鬼とならざらしめば、リサール氏が自國の爲め人道の爲めに盡す所の功績果して如何ぞや。

ドン、ホセー、リサール氏は千八百六十二年(文久二年)六月四日比律賓國呂宋島ラグーナ州カラムバに生る。年十三同地の市立學校を卒業し鄉關を出でゝ馬尼剌に遊學せんとするに臨み、パーシッグ河畔の會合(Gunto al Jásig)と云へる歌を賦し馬尼剌人士を驚かし、後ち『比律賓の少年に』(A la Juventud Filipina)と云へる歌を賦して美術文藝學校より壹等賞を受け、又西班牙國の文豪セルヴァンテスの一百年紀祭を

トして組織せられたる文學會に『天神の會議』(Consejo de los Dioses)の一篇を呈し、今尙能く人の嘖々歎誦する所たり。

氏は小成に安せず、千八百八十二年(明治十五年)遂に意を決し飄然故國の天を辭し西班牙國に赴き、馬德里大學に遊び、醫學に於てはドクトール(Doctor)哲學及ひ文學に於てはリセンシアード(Li"cenciado)の學位を得、後ち歐洲諸國を歷遊せり。氏は天性語學に長じ、生國の國語たるタガーロ語及ひ西班牙語に加ふるに拉丁語、希臘語及ひ希伯來語を善くし、極東なる日出帝國の文藝美術を慕ひ爲めに日本語を修む。氏は其他尙能く佛語、英語、獨逸語及ひ伊太利亞語に通曉せり。氏の醫學界に於ける功績一にして足らず。醫語字彙を閱する者は必ず氏の名を冠する疥癢の一種を示す病名あるを知るべし。

氏は久しく歐洲の觀光を事とし永く故鄉を遠ざかり、愛鄕の念一日も禁ずる能はず。比律賓國の眞相は不幸にして五里霧中に葬られ、比律賓人の開明は悪僧汚吏の爲めに世界に隱蔽せらるゝを慨嘆し、歐洲諸國殊に西班牙國に對して自國の狀態を明白ならしめんと欲し、千八百八十六年(明治十九年)ノーリー、メー、タンヘレ

Noli me tangere（汝我に觸るゝ勿れ）と題する傑作を著はす（アンリー、リュカス及ひラモン、サンポーの二氏之を佛文に飜譯し巴里に於て出版せり）。此書の躰裁は恰も一部の小説なりと雖も實に比律賓問題を天下に紹介したるものにして、西班牙國政府が比律賓群島に自治政を施くに非ざれば比律賓人は之を奉戴するを欲せず、又西國の僧侶輩が同群島の行政に容喙するを禁すべき所以を說きしものにして寓意頗る深遠なり。氏は敢て之を以て西班牙國に打擊を加へんとせしに非ず、唯西國僧侶等の專横暴恣を惡み之を排除して弊源を斷たんと欲するの意に外ならざりしなり。然るに疵持足の西國僧侶等此書を見て大に憤り、是よりリサール氏に迫害を加ふること甚しかりき。

リサール氏歐洲に在ると五年、千八百八十七年（明治二十年）其の馬尼剌に歸着するや比律賓人は擧て氏の歸國を歡迎せしに、天主敎僧侶等は之を見て心大に快とせざりき。千八百八十八年氏は我國に渡來し我國の文學風習を研究せり。故に氏の草稿中之に關する有益の論文少なしとせず。次いて氏は太平洋を横斷し北米合衆國に遊び再び歐洲に渡航して倫敦に滯在せり。同市の英國博物館は氏を優

遇し博く古文書の閲覽を認許し氏の硏究上に大に便宜を與へたり。氏が西班牙國の文豪アントーニオ、デ、モルガ博士の名著『比律賓群島の盛運』(Sucesos de las Jolas Filipinas)の古本を謄寫し、千八百九十年巴里に於て之を再版に附し得たるは全く同博物館の賜なりとす。蓋し同書は千六百〇九年(慶長十四年)墨西哥國に於て始めて出版せられ、後ち絕版となり二三の書籍館に秘藏せらるゝに止まりしに、リサール氏が之を再版に附するに及び英國のスタンレー卿は同書の英譯を公にせり。氏は暫時巴里に滯在の後ちブリュウッセルに赴き、千八百九十年馬德里に到り、ラ、ソリダリダッド雜誌の編輯に從事して本國志士と力を協せ大に比律賓人のために氣燄を吐き、本國なる愛國の志士を皷舞奬勵せり。幾何もなくして去つて白耳義國がンに赴き、千八百九十一年同地に於てノーリー、メンタンへレの續篇たる政治小說エル、フィリブステリスモ(El Filibusterismo)『流浪主義』を公にせり(目下之を佛文に飜譯中なりと謂ふ)。氏はノーリー、メー、タンへレに於て詩人となり、比律賓人が西國の壓制に呻吟する慘狀を述べ、速に此變態を改めずんば不測の變を惹起すべしと警告し、エル、フィリブステリスモに於ては政治家となり、此慘狀を救濟刷新する方法を指

Noli me tangere（汝我に觸るゝ勿れ）と題する傑作を著はす（アンリー、リュカス及ひラモン、サンボーの二氏之を佛文に飜譯し巴里に於て出版せり）。此書の躰裁は恰も一部の小說なりと雖も實に比律賓問題を天下に紹介したるものにして、西班牙國政府が比律賓群島に自治政を施くに非ざれば比律賓人は之を奉戴するを欲せず、又西國の僧侶輩が同群島の行政に容喙するを禁すべき所以を說きしものにして寓意頗る深遠なり。氏は敢て之を以て西班牙國に打擊を加へんとせしに非ず、唯西國僧侶等の專橫暴恣を惡み之を排除して弊源を斷たんと欲するの意に外ならざりしなり。然るに疵持足の西國僧侶等此書を見て大に憤り、是よりリサール氏に迫害を加ふること甚しかりき。

リサール氏歐洲に在ると五年、千八百八十七年（明治二十年）其の馬尼剌に歸着するや比律賓人は擧て氏の歸國を歡迎せしに、天主敎僧侶等は之を見て心大に快とせざりき。千八百八十八年氏は我國に渡來し我國の文學風習を硏究せり。故に氏の草稿中之に關する有益の論文少なしとせず。次いて氏は太平洋を橫斷し北米合衆國に遊び再び歐洲に渡航して倫敦に滯在せり。同市の英國博物館は氏を優

遇し博く古文書の閲覽を認許し氏の研究上に大に便宜を與へたり。氏が西班牙國の文豪アントーニオ、デ、モルガ博士の名著『比律賓群島の盛運』(Sucesos de las Jolas Filipinas)の古本を謄寫し、千八百九十年巴里に於て之を再版に附し得たるは全く同博物館の賜なりとす。蓋し同書は千六百〇九年(慶長十四年)墨西哥國に於て始めて出版せられ、後ち絕版となり二三の書籍館に秘藏せらるゝに止まりしに、リサール氏が之を再版に附するに及び英國のスタンレー卿は同書の英譯を公にせり。氏は暫時巴里に滯在の後ちブリュウッセルに赴き、千八百九十年馬德里に到り、ラ、ソリダリダッド雜誌の編輯に從事して本國志士と力を協せ大に比律賓人のために氣焰を吐き、本國なる愛國の志士を皷舞奬勵せり。幾何もなくして去つて白耳義國ガンに赴き、千八百九十一年同地に於てノーリー、メンタンヘレの續篇たる政治小說エル、フイリブステリスモ(El Filibusterismo)『流浪主義』を公にせり(目下之を佛文に飜譯中なりと謂ふ)。氏はノーリー、メーダンヘレに於て詩人となり、比律賓人が西國の壓制に呻吟する慘狀を述べ、速に此變態を改めずんば不測の變を惹起すべしと警告し、エル、フイリブステリスモに於ては政治家となり、此慘狀を救濟刷新する方法を指

示して、比律賓群島に於ける西班牙國の主權は自ら招きたる禍の爲めに遂に壞崩破推せらるべしと豫告せり。

右の二傑作と氏がラ、ソリダリダッド雜誌に載せたる氏の所論とが他の比律賓志士の議論及ひ運動と共に能く世界の同情を喚起したるは勿論にして、比國の人心は之が爲めに奮起し、故國の事態は氏の歸國を渇望することを切なりき。氏は千八百九十一年遂に歐洲を去り足將に故國の土を蹈まんとするに當り其故鄕カラムバに於て擾亂起る。依て先づ香港に赴き、同年十二月三十一日書を當時の西班牙國比律賓總督デスブホール將軍に呈し、己れ毫もカラムバの擾亂に關知せざることを明にし、却て自ら鎭撫の任に當らんことを陳べ、依て自己の身命に危害を加へざらんことを請求せり。デスブホール將軍は深く氏の好意を諒し身命の安全を保證せり。是に於て氏は同志の諫止を聽かず千八百九十二年七月馬尼剌に上陸せり。然るに數日にして將軍の誓約は全く空言となり、氏は忽ち逮捕せられ無期流刑の宣告を受けてミンダナーオ島ダピターンに謫せられたり。氏の生命は今や眞に風前の燈火に似たり。氏はダピターンに於て配所の月を眺むること殆と四

年余、此間尚島民の爲めに力を致して倦まず。先づ慈善學校を起して子弟を敎育し、眼科醫院を開ひて貧民に施療し、農業に留意して農夫等に新式の耕作法を敎へ、傍ら學術文藝に關する著述に從事せり。氏が英語を以てタガーロ語の働詞に關する論文を起草せしは實に此時にあり。本書は未だ出版するに至らず。

千八百九十六年八月氏は馬尼剌に還され、同年九月三日滊船イスラ、デ、パナイ號にて西國バルセローナに送られ、西國の陸軍大臣及ひ拓殖務大臣の處分に附せられる。當時の比律賓總督ブランコ將軍は能く氏の爲めに斡旋したりしも、比律賓群島なる天主敎僧侶等は極力氏を死に致さんとして大に羅織彌縫する所あり。爲めに西班牙本國官廳と比律賓總督府及ひ天主敎僧侶との間に往復交渉を費せしこと頻なりし。西班牙國の弊風として僧侶の意志は貫徹せらるゝを常とす。リサール氏は同年十月六日の朝バルセローナに安着し、直にモンジュイック城内に幽閉せらる。同日午後二時氏は往年氏を欺き今やバルセローナの總督たるデスプホール將軍の面前に導かれたり。相遇ふて胸中の感幾何ぞ。應答三時間に亘り、兩者の口吻眞に奇觀を呈したるならん。同日午後五時一警官來りリサール氏を拉

してコローン街に導き、同處の埠頭より又馬尼刺に送還せられ、十月十三日再びサンチアーゴ堡壘内に監禁せられたり。

嗚呼天道是か非か。薄命なるリサール氏は遂に銃刑の宣告を受け、千八百九十六年十二月三十日バグムバヤーン(馬尼刺市の南部に在り)刑場の露と消えたり。リサール氏、宜しく瞑すべし。卿の遺訓は卿の國人を奮起せしめ身命を抛つて自由と獨立を購はんとす。卿が靈は永く比律賓國を守り常に比律賓人を導かん。嗚呼卿の風や山高く水長し。

氏銃刑に處せらるゝ前數日獄内に於てMi Ultimo Pensamiento(我か臨終の感想)を賦して懷を遣れり。之を讀て誰か感憤一掬の涙を濺かざるものぞ。歌に曰く、

MI ÚLTIMO PENSAMIENTO.

Adios, Patria adorada, region del sol querida,
Perla del mar de Oriente, nuestro perdido Eden!
A darte voy alegre la triste mústia vida,
Y fuera más brillante, màs fresca, más florida,
Eambien por ti la diera, la diera por tu bien.

En campos de batalla, luchando con delirio,
Otros te dan sus vidas, sin dudas, sin pesar;
El sitio nada importa, ciprés, laurel ó liris,
Cadalro ó campo abierto, combate ó cruel martirio,
Lo mismo es si lo piden la Patria y el hogar.

Yo mueso cuendo veo que el cielo se colora
Y al fin anuncia el dia trás lóbrego capuz;
Si grana necesitas para teñir tu aurora,
Vierte la sangu mia, derrámala en buen hora
Y dórela un seflejo de su naciente luz.

Mis suènos cuando apenas muchacho adolescente,
Mis suènos cuando jóven ya neno de vigor,
Fueron el verte un dia, joya del mar de Oriente,
Secos los negros ojos, alta la tersa frente,
Sin senos, sin arrugas, sin manchas de rubor.

Entueno de mi vida, mi ardiente vivo anhelo,
Salud, te grita el alma que pronto va á partir

Salud! ah que es heamoso caer por darte vuelo,
Morir por darte vida, morir bajo tu cielo,
Y en tu encantada tierra la eternidad dormir.

Si sobre mi sepúlcro vieres brotar un dia
Entre la espesa yesba sencilla, humilde flor,
Acércala á tus labios y besa al alma mia,
Y sienta yo en mi frente bajo la tumba fria,
De tu ternura el soplo, de tu hálito el calor.

Deja á la luna verme con luz tranquila y suave,
Deja que el alba envie su resplandor fugáz,
Deja gemir al viento con su murmullo grave,
Y si desciende y posa sobre mi cruz un ave,
Deja que el ave entone su cántico de páz.

Deja que el sol ardiendo las lluvias evapore
Y al cielo tornen puras con mi clamor en pós;
Deja que un sér amigo mi fin temprano llore
Y en las serenas tardes, cuando por mi alguien ore
Ora tambien, oh Patria, por mi descanso á Dios!

Ora por todos cuantos murieron sin ventura,
Por cuantos padecieron tormentos sin igual,
Por nuestras pobres madres que gimen su amargura,
Por huérfanos y viudas, por presos en tortura,
Y ora por ti que veas tu rendicion final.

Y cuando en noche oscura se envuelva el cementerio
Y solos sólo muertos queden velando alli,

No tusbes su reposo, no turbles el mistério,
Eal vez acorde, oigas de citara ó salterio,
Soy yo, querida Patria, yo que te canto á ti.

Y cuando ya mi túmba se todos olvidada
No tenga cruz ni piedra que masquen su lugar,
Deja que la are el hombre, la esparza con la azada
Y mis cenizas antes que vuelvan á la naba,
El polvo de tu alfómbra que vayan á formar.

Entónces nada importa me pongas en olvido,
En atmósfera, tu espacio, tus valles cruzare;
Vibrante y limpia nota seré para tu oido,
Aroma, luz, colores, rumor, canto, gemido
Constante repitiendo la escencia de mi fé.

Mi Patria idolatrada, dolor de mis dolores,
Querida Filipinas, oye el postrer adios,
Ahi te dejo todo, mis padres, mis amores,
Voy sondo no hay esclavos, verdugos ni opresores
Dónde la fé no mata, dónde el que reina es Dios.

Adios padres y hermanos, trozos del alma mia,
Amigos de la infancia en el perdido hogar,
Dad gracias que deseanso del fatigoso dia;
Adios, dulce estrangera, mi amiga, mi aleguá,
Adios, queridos séres, morir es descansar.

José Rizal.

臨終の辭

リサール

茲に唯原詩の意を万一に髣髴たらしめんことを期するのみ、讀者乞ふ諒せよ。

譯者識

最愛の本國よ。天惠に浴し東海の眞珠に比ぶなるエデンの樂園と思ひしに、我は今汝を跡にして逝かんとす。慘怛たる我生命は汝のために捨つるを喜ぶ。我生にして多く光榮あらば尚汝の前途を守護せむに。（汝とは本國を指す以下皆然）遲疑せず、悔恨せず、國人は皆生存競爭の戰場に赴く。苟且にも本國の爲めとしあれば慘刑酷待に逢ふとも、陣頭の露と消ゆとも、柏桂の木影に仆るとも、如何てか辭すべきぞ。

暗憺たる夜色去りて旭日紅を潮する比我は逝かなん。曉光の紅なるを欲せば我血を絞りて之に注き以て一段の光彩を添へよ。

年漸く壯なる我夢想と血氣滿々たる我夢想とは、他日汝が涕泣せず、嚬蹙せず、冷眼軒眉し東海の珠寶として光輝を四表に輝かすを見んを望む。

我は畢生の熱情もて思念す。アヽ、我が將に逝かんとするを汝は歎かむ。アヽ、我

は汝の飛躍自由なるを得るため、汝の天を戴きて死し、永久此の樂土に靈を托するを悦ぶ。

他日我墓上の荒草裡に一輪可憐の花開くを見ば、汝之に接吻して我靈の宿るを知れ。かくて汝の親愛なる熱情の吹嘘が冷棺中なる我額上に注ぎ來るを感ぜむ。

安靜温柔なる月光の我を照すに任せよ。曙光の雲霧を披くに任せよ。風伯の怒號するに任せよ。鳥あり、來りて我墓標に息れば、之をして平和の頌歌を唱ふるに任せしめよ。

炎熱のために蒸發せる雨水の我が憤慨を天に伴ひ還るに任せよ。友朋の我早生を悼むに任せよ。アヽ本國よ。人我がために神明に祈らば、汝亦高潔の意思を以て我極樂往生を神明に祈れ。

樂を享けずして死する人のため、無上の憂苦に煩悶する人のため、不幸をかこつ可憐なる天下慈母のため、鰥寡孤獨と苛責に逢ふ捕虜のため、將た贖罪の歩趨を探れる本國のため、我は神明に祈らん。

淒然たる夜色墳墓を蔽ひ、死者獨り醒め居るとき、乞ふ靜謐を攪擾する勿れ。かく

ふ唱を頌雅が我めたの汝れ是　。よ國本の愛最、ば聞かを る す音の瑟琴 る た爾鏘 て

るものと知れ。

我墓荒廢に委し十字架石碑の墓標なきに至るとも農夫の鋤犂を入るゝに任せよ。

我遺躰は漸燼する前に本國の雜草を蔽ふ塵埃中に混入して田野の肥料となら ん。

汝が我を忘るゝと否とは我に於て頓着せず、我靈は常に汝の天地の間を翺翔しつゝあらん。我は汝の耳に取り劉喨なる樂譜となり、長へに我信する主義を繰返しつゝ同胞に皷吹する所あらん。

最愛の本國よ、最愛の同胞よ。慘の又慘なる我臨終の辭を聞け。我は此土に我家族と滿幅の愛情とを名殘として逝かん。我は是れより奴隷もなく、劊夫もなく、逆主もなく、神の照臨ましますの眞理の安宅たる彼土に旅立せん。

慈親よ、兄弟よ、愛兒よ、竹馬の諸友よ。いざさらば、我は困厄に處せる後今や樂土に就かん。いざさらば、我神魂は逝いて奇しき温柔なる悦樂を享けん。いざさらば、同胞よ。死は休息なるぞかし。

ガリカーノ、アパシブレ博士傳

Dr. Galicano Apacible.

博士はバタンガ州バラヤンの人、年方に三十五、富家に生れ、稍や長して歐洲に遊學し馬德里大學に於て醫學博士の學位を得たり。

博士と是より先き十年前、比律賓少壯の士が組織企劃せる政論壇上に立ちて、夙に有爲の名を博し、其學識と聰慧なる思想とに依り衆の推重する所となれり。アギナルド將軍は最も博士に信頼し、博士を擧けて香港なる中央委員會の會長となせり。

博士は客年九月巴里派遣委員に任命せられたるを以て、中央委員會々長の職はリエゴ將軍之に當れり。

イシドーロ、デ、サントス博士傳

Dr. Isidoro de Santos.

馬尼剌州トンドに於て生る、年方に二十四。馬德里大學に學び醫學博士の學位を得、後ち里巴に到り有名なる諸博士に師事せり。氏歐洲に遊ぶと六年。千八百九十六年の第一革命の時、其家族と共に新嘉坡に赴き、第二革命の起るに及び馬尼剌に歸れり。氏はアギナルド將軍の命に依り中央委員會の副會長として馬尼剌より香港に赴任せり。天性聰敏活達にして才幹あり、中央委員會の事務は概ね氏の斡旋する所なりと云ふも不可なし。曾て或任務を帶びて日本國に來りしとあり。

氏は比島事件に就き外國の同情を喚起するに於て最も功ある一人なり。

フェリーペ、アゴンシリヨ氏傳

Mr. Felipe Agoncillo.

バタンガ州タアルに於て生る。年漸く四十。家世々富豪たり。夙に馬尼剌大學に入り法學を學び嶄然頭角を現はし、年二十にして大學を出て、初め馬尼剌に於て辯護士の業に從事し後故郷に於て其業を繼續せり。當時バタンガ州の人民は頗る西班牙の弊政苛斂に苦み、無告の窮民は氏の事務所に來り其寃を訴ふる者陸續絶えず。氏の倜儻たる俠骨は之を默視するに忍ひず、奮つて寃を伸べ窮民の難を拯ひしこと幾回なるを知らず。是を以て州民皆氏を敬慕すると父母の如し。蓋し專制抑壓の治下に於て正義を主張するも尙犯罪視せられ弊政百出するに當り堅忍不撓誠實高潔の思想を有するに非ずんば曷ぞ能く氏の如くなるを得んや。氏は之がため遂に當路の忌憚する所となりしと雖も、群小の黨々は決して氏の聲譽を毀損する能はず、氏は擧けられて檢事總長兼西班牙總督府顧問に任せられたり。

千八百九十六年西班牙官吏の濫政益す甚しきに及びアゴンシリヨ氏は平生の勇

氣を百倍し、奮つて比島民の利益を辯護せしを以て、茲に當路者と一場の葛藤を生ぜり。然るに比島政治上の權勢は專ら氏の敵視する西國僧侶の手に在りしを以て、遂に氏を流刑に處し、スールー島のイロイロに流すべしと宣告を下せり。氏即ち私に馬尼剌を脫し、日本國の一滊船に搭し、千八百九十六年四月を以て日本國に來り、幾何もなくして香港に到れり。其年八月革命戰爭の起るに及び、當時會ま歐洲より同港に逃れ來りしポンセ氏と協力し同地に於て革命期成同盟會を組織し、以て本國革命黨に聲援を與ふると共に盡瘁せり。勢此の如くなるを以て、氏の本國に在る財產は總て西國政府の手に沒收せられたれども、尙幾多の軍資を革命黨に供するを得たり。是より氏は全く身躰財產を抛ちて革命事業に致せり。比律賓政府の建設せらるゝに及び、アゴンシリヨ氏は比國政府の代表者として米歐各國に派遣せられ、巴里に於ける米西媾和條約に對し強く抗議を提出するの任務を帶びたり。而して其抗議が遂に容れられざりしは氏の終天の遺憾とする所なり。

香港駐在米國領事ウィルドマン氏はアゴンシリヨ氏の人と爲りを稱して曰く『氏は達識豪胆の外交家たり。氏は如何なる開明諸國に於ける一省の長官とするも耻かしからざる人物なり』と。氏は現に比律賓政府を代表して巴里に在り。巴里及び日本國に於ける比國政府代表者の地位と香港なる中央委員會々長の地位とは實に比國政府の組織上に於て最も重要なる外交的任務を帶び、此の三者は直接アギナルド將軍を代表し將軍よりの直接訓令を受くるものなり。

マルセリーノ、デ、サントス氏傳

Mr. Marcelino de Santos.

氏は馬尼刺州トンドの人、年方に三十五、辯護士を業とし謹勉誠實を以て名あり、爲に大に産を起せり。氏は夙に自由の思想に富み、近世の自由主義を皷吹するために財を散じ民心を敎導せしと少なからず、是を以て比島なる西班牙人のために大に嫌忌せられたりと雖も馬尼刺人中に重望を負へり。氏は深く意を子弟の敎育に留め、自由の精神を涵養せり。是を以て氏の長子イシドロ、サントス博士の如きは夙に寧馨児たるの名を博せり。第一革命の時、氏は家族を伴ふて新嘉坡に赴けり。アギナルド將軍が其腹心を率ゐる同地に到るや氏の家に寄寓せり。第二革命の破裂するに及び氏は馬尼刺に歸りしを以て、アギナルド將軍は氏をして軍政長官の職に就かしめたり。今は既に其職を去れり。

アントニオ、ルーナ將軍傳

General Antonio Luna.

將軍は千八百六十七年十月二十九日を以て馬尼剌州ビノンドに生る、畫伯ルーナの同胞たり。將軍は業を馬尼剌なるヘスイータ教派の專門學校に受け、千八百八十三年業を終え理學士となり、後ち轉して醫科大學に入る。千八百八十五年歐洲に航しバルセローナ及ひ馬德里の二大學校に遊び其業を了え。千八百九十一年益學業を研鑽せんとして巴里に轉じパストッール研究所及びラットッー博士の研究所に入りて生物學の蘊奥を極めたり。將軍は又ルー博士及メクニコッフ博士にも從遊し、白耳義國ガン大學に於てはスワルッ博士に從ひ分析化學を研究せり。將軍は黴菌學の研究に於ては實に日本國の北里博士の好伴侶たり。加之氏は科學に於ける如く文學にも長じ、其の公にせる The Hematozoarius of Pabdism 及ひ其文學的著述は氏の思想豐富の一端を窺ふに足れり。是を以て北里氏の名が歐洲に喧傳せる如く氏の名も歐洲人に知られ、パストッール博士の著中に氏の名を掲けたり。氏は又彼の比國有志の手に成れるラ、ソリダリダッド雜誌の發行に與りて力あり。

比島第一革命戰爭の起るや、氏は一千八百九十六年を以て西班牙を去り馬尼刺に歸りしに、乍ち西人に逮捕せられ拷問に逢ひ二十年の禁錮に處せられたり。ビアク、ナ、バトー媾和條約の當時、馬德里の獄に在りしが、千八百九十八年一月特赦に逢ひ獄を出てたり。米西戰爭の破裂するに及び、其年七月を以て氏は巴里より香港に到り革命のために盡力せり。次いて八月馬尼刺に歸りアギナルド將軍の麾下に投せり。九月他の比島諸文士と謀り La Independencia（獨立）と云へる新聞を發行し、周匝の思想と銳利の筆鋒とを以て比人のために大に氣焰を吐き、諸外國人の艷稱する所となれり。比島が西班牙政府の治下に在りし當時に於ては何人も自由に文筆を弄し得る者なかりしに、比軍戰勝の餘榮としてラ、インデペンデンシア生れ出で、從來熟眠せる筆陣を提醒し、暗黑の世界を脫して光明の天地に向ひ、是より詩人、文人、政論家、歷史家は一時に簇起せり。西班牙人自身も是迄輕侮せる比律賓人種が西班牙語を以て高尙雅健なる文字を綴出し、西班牙の文人をして後に瞠若ならしむるに至りしを見て驚殺せられたるならむ。

ルーナ氏の馬德里獄に在るや心を軍學軍制に潜め深く硏鑽する所ありしを以て、

其馬尼刺に歸りアギナルド將軍の下に投ずるや、將軍は大に之を歡迎して帷幕に參せしめ、幾何もなくして將官に任ぜり。是を以て比律賓軍の編制は皆氏の指畫に負ふ所のものたり。米國との戰端啓くに及び氏は擧げられて呂宋島中部軍の司令長官となれり。

ルーナ氏は既に死せり。唯其死因頗る疑はしく未た分明ならず。佛人エッス氏曰く、『米人が賞を懸けて暗殺者を募りつゝあるルーナ氏勇壯なる抵抗力ある氣魄手腕を有するルーナ氏は一の藥劑家のみ。嗚呼愛國の熱誠は一藥劑師をして第一位の軍人たらしむ』と。然れば氏の死は蓋し暗殺に基きしならんか。噫。

グレゴーリオ、デル、ピラール將軍傳

General Gregorio del Pilar.

名も高き一の谷嫩軍記を讀む者は無官太夫の最後を見て誰か可憐の涙に嗚咽せざらんや。史記を讀んで項羽の勇を知る者は誰か其末路の悲酸を憐まざらんや。情あり韻ある一部傳奇的歴史は人をして無限の感に堪えざらしむ。比律賓の革命史を説いてピラール將軍の事に及へば宛然嫩軍記と項羽本紀とを併觀するの想あり、覺えず涕泗横流す。

將軍はブラカーン州の人、父は比國政治家として有名なるマルセーロ、デル、ピラール(Marcelo del Pilar)氏なり。將軍は襁褓の時より其家庭に於て自由主義の空氣を呼吸し生長せしを以て、少より自國の壓抑を蒙るを憤慨し常に力を國事に效さんとを誓へり。是を以て年僅に十才の比より敢て他の遊戲に耽らず、比島志士の手に成れるラ、ソリダリダッド新聞を携え之を其交遊間に配布するを以て樂とせり。當時西班牙政府は大に該新聞を嫌惡し、其發行を禁止し、其購讀者を見ても尚直に目するに叛逆者を以てするに至れり。然るに當時氏は僅に十才の少童なりしを

以て、能く西國官吏の注目する所とならざるを幸に、私に禁止せられたる新紙の謄寫を友人間に配布し、自ら西國警察の烱眼を哂笑せり。

長して馬尼剌大學に入り法學を學び、千八百九十六年第一革命に際し書を抛て起ち、故郷に歸り諸交遊を糾合し最も有力なる一の革命黨團體を組織し、馬尼剌及カヴィーテ二州の革命黨に有力の援助を與えたり。氏の組織せる軍隊は實に比軍中に於て最も隊伍整然たりと稱せらる。蓋氏は敢爲の氣象に富み豪胆にして品行亦頗る方正なりしを以て夙に鄉黨の敬慕する所となり、又能く人心を收攬せるを以て貧者は喜て氏の配下に投し、富者は競ふて軍資を供し氏の壯擧を助けたるに因る。此かる敢爲有望なる將軍の年未だ廿に達せすと云ふに至りては豈驚嘆すべきに非すや。氏は初め赤手にして軍を起し、ビアク、ナ、バトー媾和條約の當時に於てはライフル銃千五百挺を有せり。是れ皆敵軍より分捕せる者に係る。アギナルド將軍の香港に退去するや、氏も亦其一行中に在り。アギナルド將軍が新嘉坡に於て米國總領事プラットと秘密會見を爲すに當り氏は實に伴はれて其席に列れり。

アギナルド將軍が第二獨立戰爭の爲めに香港よりカヴィーテ州に歸着するや、氏も亦從ひ歸り、ブラカーン州に於て舊部下の兵に將とし各處に轉戰して功を奏せしこと多し。

探險家として有名なる佛人ヂヤン、エッス(Jean Hess)は能く比島の事情に通すと稱せらる。其のピラール氏に就き說く所を見るに、

余は比島少年將軍の一人たるグレゴーリオ、デル、ピラール氏と久しく起居を共にせり。其猛勇なる氣禀實に人をして一部の傳奇的の感を爲さしむ。余は氏及び少壯なる氏の友人と交を訂し、能く是等人々の性格を詳にし、其血氣の勇を皷して自國の獨立のために奮戰する狀を目擊せしに、熱誠の情寔に感嘆に堪ゆべからざるものあり。彼等の意氣精神は實に古武士の風あり。彼等の夢想する所は其所信の如く高且大に、彼等の言動風姿の蕭颯たるは恰も大詩人コルチイユ詩中の英雄の如く、他人若し假に其狀を見ば殆ど狂するかと笑ふべし。然れども彼等に在ては毫も然か思はす。余は彼等と言を交へ彼等の風采を目擊して初めて我佛國大革命當時の兵士の狂亂の狀を了解するとを得たり。是等

比律賓人は亞米利加人の唱ふる如く決して野蠻粗暴卑野の人民に非ず。唯其思想高潔誠實にして勇氣滿々たるため時に激越の情抑ゆべからざるものあるのみ。嗚呼是れ豈古英雄の遺風を傳ふるものに非ずや。ピラール氏に就き尙一事の記すべきものあり。氏は米國のオーチス將軍及び米國政府より派遣せる比島調査委員と會見して事を議するため馬尼剌に派遣せらるゝ使節中に加はらんことを熱望せり。……蓋し氏に可憐なる意中の人あり。氏は死を決し戰場に赴くに當り尙一度之を見て別を敍せんと欲したり。然れども之を聞いて直に氏の未練を嗤笑するを止めよ。氏は實に意中の人を思ふと共に一死國に報ゆるの情亦切なりしなり。是れ決して溢美に非ず。羅馬の古英雄と比肩すべき比島の將校等は、屈辱せる自國の獨立を實行せんとせば家人の愁嘆は左るとながら、花の盛りの幾多少年の血を流さゞるべからざる所以を能く覺悟せり。是を以て彼等の死を見ること恰も歸するが如し。彼等は米軍の砲火のために寶刀を挫折せられたるを見るときは殘存せる家婦に遺言し之を激勵し能く幼者を守護生育し之に先人の奇功偉績を傳え子孫をして世々獨立のた

めに身血を注がしめんことを希望す。獨立を得んとする思想は實に深く比律賓人種の胸中に印刻せらる。故に若し比島を奄有せんと欲せば其人種を絶滅するに非ざれば能はざるべし。米人は余に向ひ實に余の見る所の如しと云へり。然れども是れ果して能くすべきか。是の問を解釋せんとせば一の數字を示して足れり。曰く『比律賓人は一千萬の民衆なり』と。嗚呼一千萬の民衆豈容易に絶滅し得べけんや。

エッス氏が之を記せしは實に千八百九十九年六月の事なり。而して同年十二月アギナルド將軍の北部イロロス地方に退却するに當り、ピラール將軍は手兵僅に四百を以て殿軍となり、一大艦隊の掩護を恃める米軍の三千人を支え、縱横奮戰遂にアギナルド將軍をして退却を全ふするを得せしめたり。然れとも此の役やピラール將軍は遂に名譽の死を遂けたり。將軍勇戰の狀は決して過褒するに及はず、米人の發行に係るマニラ、フリードム(Manila Freedom)と云へる一新聞に當時の狀を記して曰く、

此の役や、デル、ピラール將軍はメーヨア、マーチ氏の兵を支え、縱横勇戰したるに、味

方の軍は死傷算なく、前後左右死屍累積せるも毫も意とせず、益す勇を皷して防戰し、自ら陣頭に立ちて兵士を叱咤し、身既に重傷を負ひしも敢て屈せず、濠を隔て兵を指揮せる中、不幸にも一丸飛び來りて將軍の胸部を貫き、遂に果敢なき最後を遂げたり。此の激戰に於て比兵の生きて逃るゝ者僅に八人なりと云ふ。

米軍は勝に乘じ進みピラール將軍の殞命の場所に至り、其屍の尚地上に橫はるを發見したり。其顏容凛乎たる精神を表し無限の感慨を湛えるものゝ如し。一手に美麗なる絹手巾を持し胸部の創所を掩ふ。之を檢するに流血淋漓たり。手巾の一端には Dolores(ドロレス) Fose(ホセー) と云へる二字を縫箔にて現はせり。蓋し將軍が意中の人ならむ。

ピラール將軍が最後に至るまで健闘せしことは將軍の携えたる日記によりて之を證すべし。該日記には將軍がタルラックの退却以來幾回か防戰せしことを詳記し、其最後の記事は十二月三日の日附にして其酣戰中に記せしものなること明なり。其記事に依れば將軍は戰死する數分時前既に覺悟を極めて記せしものゝ如く、次の數語あり。

『噫、天、余と余の勇敢なる士卒とに幸せす。然れども余は最愛の本國のために戰死するを喜ぶ』。

エッス氏が將軍を許し『意中の人を愛する如く死を愛す』と云へしもの誠に眞なるかな。將軍將に死せんとするやDolores（ドロレス）の名を唱えつゝ瞑せしと云ふ。嗚呼、虞兮を歌ふ者は項羽、江東の子弟八千人唯一人の生還者なし、垓下の一敗豈戰の罪と云ふべけんや。

將軍死するとき年二十三。

可憐無定河邊骨、尙是春閨夢裡人、

パンタレオン、ガルシーア將軍傳

General Pantaleon Garcia.

將軍はカヴィーテ州の人、師範學校教官たり、年正に四十。比島第一革命戰爭の時大に偉功を奏し衆の敬重する所となり、第二革命戰爭の起るに及びアギナルド將軍の帷幕に參し最も其信賴を得、比軍の西班牙軍を擊破せしはガルシーア將軍の功多きに居る。後ち米國と開戰するに及び、將軍は馬尼剌市を距る五吉米なるカルーカン市を守り、千八百九十九年二月六日の戰爭に於て米のアーサー氏の率ゆる聯隊を擊退せり。將軍は勇敢能く戰ふを以て名あり。

トマズ、マスカルド將軍傳

General Tomas Mascardo.

將軍は百折不撓なる愛國の精神を抱持するを以て夙に重せらる。將軍も亦カヴィーテ州の人にして職を師範學校の敎官に奉じたりき。年方に三十五。第一革命戰爭の時勇戰して敵丸のために一肩を打貫かれ、後ち又他の一肩に負傷し、之がために天陰る每に流石勇敢なる將軍をして苦惱を感ぜしむ。千八百九十九年二月四日馬尼剌のサントラン地方に於て比軍の米軍と奮戰せし時將軍は比軍の司令長官たり。將軍は現にザンバレス及びバタアンの軍政長官として屢ば米軍を惱ませり。

ピオ、デル、ピラール將軍傳

General Pio del Pilar.

將軍はカヴィーテ州イムスの人、第一革命戰爭の當時勇戰奮鬪して驍名全國に轟けり。將軍が戰場の功勳は其滿身に蒙る所の創傷に依りて之を窺知すべし。バタンガス州なるタリサイの戰に於て左脚の腓部に負傷し、カヴィーテ州なるサポーテの戰に於て胸部に負傷し、同州ビナカーイヤンの戰に於ては背部に負傷し、ピントン、バドー及びバコードの二戰に於て又胸部と左手とに負傷し、其左胸はリガスの戰に、其左頰はパテロス州なるサン、ホオアクインの戰に、其の右脛骨はイムス、メヂシオーンの戰に、其左肩骨はサンタアナ、スアポーイの戰に傷けられ、ブラカン州ノルサガライの戰に於て左腕を、カリナワンの戰に於て右額を、タナイの戰に於て右頸を、ダスマリニヤスの戰に於て腹部を、ウゴングの戰に於て右腿を、サン、ペドロ、マカーチの戰に於て右腕を傷けられたり。此の如く全身創痍を蒙り倘鞍に據り顧眄するの概あり、其意氣の壯烈當るべからず。嗚呼唯國あるを知りて身あるを知らず。云ふ勿れ將軍は暴虎馮河の勇のみと。將軍年方に三十五。

イシドーロ、トルレス將軍傳

General Isidoro Torres.

將軍は一千八百九十九年二月比軍の米軍と開戰せる當時馬尼剌市北東部地方の防禦を指揮し屢々米軍を破れり。

第一革命戰爭の時將軍は到る處奮鬪して驍名を博せり。將軍は現にブラカーン州の總督たり。ブラカーン州マローロスに生れ、年漸く三十。

比律賓共和政府のタルラックに在りし時將軍は比軍の總督たりき。

ルシアーノ、サン、ミゲール將軍傳

General Luciano San Miguel.

將軍は本篇の首に屢々其名を記されたるサン、ミゲール大佐其人なり、パンパンガ州の生にして地方の豪族たり。第一革命戰爭の起りし時、將軍年僅に二十五、馬尼剌大學の法律學生たり。

アギナルド將軍の編著に係る『比律賓革命の眞相』中に記して曰く、前革命軍の士官ルシアーノ、サン、ミゲール氏來りて余の指揮を乞ふ。余依て馬尼剌、ラグーナ。バタンガ。ダヤバ。ブラカーン。モロン。パンパンガ。タルラック。ヌーワ、エシヤの諸州及其他北部諸州を峰起せしめて力を效さんことを命せしに氏は即夜程に上れり(第二十二頁)。

氏は此の如き大任を引受け能く功を奏せしを以て遂に將官に陞任せり。

テオフィーロ、デルガード將軍傳

General Teofilo Delgado.

ビサイヤス島パナイの生にして世々富豪を以て聞ゆ。年方に四十。ビサイヤス島に於ける比軍の司令長官にして驍勇能く戰ひ、曾て屢ば西班牙軍を破り、現に同島に於てヤンキーを相手に健闘し、眞に同島の鎮台たるに耻ちず。米軍は屢ば賞を懸けて將軍の首級を募れども望を達する能はず。セブー。メグロー及びカピー。イロイロ諸島の義軍は皆將軍の號令に從ふを以て、米軍は是等地方に於て常に苦戰志を得る能はず。

將軍は頗る學識あり、世故に長じ、其名比人中に喧傳せり。

ホセー、パウア將軍傳

General Hose Pawa.

比律賓の國姓爺とも稱すべき將軍は支那福建省厦門の人なり、少小父と共に馬尼剌に來る。父は商人にして資産頗る豐なりしを以て、將軍は壯に及び馬尼剌大學に入り歐洲風の敎育を受け、西班牙語及タガーロ語を能くし、遂に比律賓に歸化せり。第一革命戰爭の時將軍は一兵士として軍に從へり。將軍は一の製鉄所の所有主たり。比律賓の使用する許多の銃砲は其工場に於て製作せられたるもの多し。天禀勇敢にして智謀に富むを以て遂に將官に陞任せり。ビアク、ナ、バトーの媾和條約後將軍は支那に赴きしも、第二革命戰爭の起るに及び直に比島に馳せ還り舊部下の兵を率ひて戰場に臨み、現に呂宋島南部地方を守り屢は奇功を奏せり。

將軍年僅に三十一。

サンチアーゴ、バルセローナ博士傳

Dr. Santiago Barcelona.

ブラカン州ブーリラランの生れにして、家頗る微賤なりしを以て自ら發奮志を立てゝ世海に乘り出せり。氏は拉丁語の教師たりしを以て、其之に依り得たる資を以てサントス氏と共に馬德里に到り其志願とする醫學を修めたり。後ち氏は比律賓大學の醫學教授兼軍醫たり。現に氏はアギナルド將軍の帷幕に在りて醫務長官たり。氏の壯にして馬德里に在るや政界に周旋せしとあり。是を以て其政治上の見地に於ても亦頗る卓越せる所あり。年方に三十七。國會議員たり。

ラモン、アバルカ氏傳

Mr. Ramon Abarca.

馬尼市の人、年方に四十八。氏天性自由の思想に富み小事に齷齪たらず。十五才の時馬尼剌を去りて海外に遊び、爾來佛國巴里に住せり。常に故國の獨立を熱心企圖し卅年來念々之を忘れず、能く後進の士を誘掖指導して公事に貢献せし所頗る多し。現に在巴里比律賓派遣委員長として其外交的技能あり且思慮深遠なるとを以て名を得たり。

アントニーノ、ヴェルヘル博士傳

Dr. Antonino Vergel.

ブラカン州サン、ラフハエルの人、師範學校の敎官にして比律賓群島に於ける二三學校の校長たりき。天性自主の精神に富むを以て西國官吏の窘逐する所となり、千八百五十九年佛國巴里に逃亡し齒科醫學を硏究せり。千八百九十年轉して亞米利加に赴きフィラデルフィア市に留まると三年、以て其學業を大成し、ペンシルヴハニア大學に於てドクトルの學位を得。後ち再び巴里に歸り、巴里醫科大學及び齒科學校の學位を受領し更に馬德里大學の學位をも得たり。氏は獨り一箇の醫師たるに止まらず、實に才幹あり、慧敏なる政治家にしてアゴンシリヨ氏の有力なる補助者たり。

氏は現に在巴里比律賓派遣委員會の書記を務む、年三十八。

ホセー、マリア、バーサ氏傳

Mr. José Maria Basa.

氏はカヴィーテ州の人、馬尼刺豪商の一人として夙に名を知らる。千八百七十二年の革命戰亂の時自由主義を鼓吹して盛に國事に奔走したり。歐洲に於て比律賓人の新聞紙を發刊し西班牙の官吏及僧侶の弊政を痛擊せる者は實に氏を以て嚆矢とす。氏は之がために西國政府の窘むる所となり、マリアノスより逃れて香港に來り現住す。バーサ氏の名は今や香港に於て喧傳尊敬せらる。氏は今六十年の頽齡に瀕せるに拘はらず、氣魄精神の盛なる毫も壯時に異ならず。是を以て氏の家は實に香港に於ける比律賓志士の中心たり。第一革命議會は實に氏の家に會合せるものなり。

氏數子あり皆香港に於て生る。然れども氏は其兒輩を敎育するに常に父母の國を愛すべき所以を以てせり。

イサベーロ、デ、ロス、レイエス氏傳

Mr. Isabelo de los Reyes.

南イロコスの人、年三十五、初めヴィガンの高等學校に學び、後馬尼剌に出てゝ公證人の業を習ひたり。氏は比律賓の歷史家として其名夙に世間に喧傳し、傳說、歷史等に關する著書頗る多く、又歐洲に於ける諸學會の會員たり。氏は西班牙人より最も嫌忌窘迫せられたる一人なり。蓋し氏は各種新聞に從事し極力西國政府の弊政を痛斥せしを以てなり。氏は馬尼剌に於て各種の新聞雜誌の記者たり又は發行者たりしも、其中最も勢力ありしはLa Lectura Popular及びEl Ilokanoの二種とす。第一革命の起るに際し氏は逮捕せられて拷問に逢ひ、獄中に於て一篇の意見書を草し、革命の眞因と之を救濟する方法を述べ、以て之を西班牙總督に呈せり。然るに馬尼剌なる西國官吏及び西國政府は革命の眞相に就き人言を聽くを欲せず、直に氏をバルセローナの獄に移し數ヶ月間外部との交通を禁止せり。ピアク、ナ、バトー媾和條約後氏は釋放せられて馬德里に移住し、現に西班牙の首都に於てFilipinas ante Europaと云へる新聞紙を發行し盛に比島の獨立を唱ふ。

テオドーロ、サンヂーコ氏傳

Mr. Teodoro Sandiko.

氏は中學教官たり、夙に歐洲に遊學し教育學及び政治學を研究し大に得る所あり。氏天性鋭敏にして才幹あり、英、佛、獨、西諸國語及び拉丁語に通ず。千八百九十六年革命戰爭の起るや氏は之を聞き直に歐洲を辭して香港に歸り在香港比律賓革命中央委員會の事務に執掌し、アギナルド將軍が香港に退去せるに當り氏は大に將軍を助けて斡旋する所あり。將軍の再び獨立戰爭を爲さんとして國に還るや氏亦從ひ歸國し外務次官たり、其後內務大臣たり。

年漸く三十五。

エミルアーノ、リエゴ、デ、ヂオス將軍傳

General Emillano Riego de Dios.

將軍はカヴィーテ州マラゴンドンの人、年方に三十五、家世々富豪を以て聞ゆ、馬尼剌大學に入りて業を終えたり。將軍はアギナルド將軍の竹馬の友たり。千八百九十六年第一革命の當時將軍はマラゴンドン町長を務め居りしにアギナルド將軍の義戰を企つるを聞きて蹶起し、其大地主たるの故を以て所在の農夫等を糾合しアギナルド將軍の軍に合し陸軍大臣の印綬を帶びたり。ビアク、ナ、バトーの媾和條約後將軍は退ひて故山に歸休せり。

カヴィーテ州の沿岸に於て米西兩國の海軍が火花を散らし四十八時間の間奮戰する狀を目擊したる後、將軍は再び起ちて隊伍を編制し、カヴィーテ州を占領し、米の提督ヂュウェー將軍より同州の知事として承認せられたり。アギナルド將軍が香港より比島に歸り米軍と協力し馬尼剌なる西班牙軍を奄擊するに當り、リエゴ將軍は實に倔强の應援者なりき。米比戰爭の破裂し米軍がリエゴ將軍を斥けアンダアソン將軍をカヴィーテ州知事となすに及び、アギナルド將軍は其巧妙なる外交手段

に依りリエゴ氏を助けて其地位を鞏固ならしめたり。

將軍は頗る世故に熟練せるを以て千八百九十八年十二月比國より米國華聖東府に派遣せらるゝ特別委員會の會長に任命せられたり。氏は又日本國に渡來し滯留せること一ヶ月大に得る所あり。其れより阿米利加に起き倫敦を經て巴里に到りアゴンシリヨ氏と共に玆に留まること數月、氏は到る處歡迎を受け歐米の新聞紙は皆氏の肖像を掲け喜て氏を訪問し其談話を掲載せり。

千八百九十九年八月、氏は香港に歸着し、九月に至り中央委員會々長の職を辭せり。

名士追錄

上來小傳をものせる名士の外、比律賓國にて文武の職に在る者及び政治家にして愛國心に富み國家に功勞ある知名の人尙多し。唯惜むらくは不幸にして是等人々の寫眞を得る能はざるを。依今暫く其姓名を左に列記して滿足せむ。

トリアス將軍　前大藏大臣、現南部司令長官。

バルドメーロ、アギナルド將軍　アギナルド大統領の從弟にして陸軍大臣。

ベラルミーノ將軍　アルバイ方面を守る。

マルヴアル將軍　バタンガス軍を指揮し兼て南部軍政長官たり。

リカルテ將軍

チニイオ將軍　北部諸州を守り大に米軍の畏怖する所たり。年僅に二十二。

其他の將官に在りては

ヒーソン。ルーバン。コンセプシヨン。マクシロム、アキーノ。アレハンドリ。

ーノ。ナチヴィダッド。リサール。カノン。リャチラ。ヘロニーモ。エストレルラ。

クリマーコ。モヒーキ。マリアーノ、リエゴ。テクソン。メレシーオ、カルロス。

メリトン、カルロス。サンヂーコ。カイイス。カピストラーノ、デローロ諸氏等。

政治家及び文官としては

マビーニ氏　の名は政治家として歐洲諸國にも聞えたり。

パテルノ氏　ゴンサーガ氏　レオン、グレーロ氏　オカムポ氏　サンヂーコ氏

ルーナ氏　レイエス氏　トレンチーノ氏。

アレホーラ氏　は馬德里派遣比律賓委員長たり。

レヒドール氏　は倫敦派遣比律賓委員長たり。

ペトロ、ローハス氏　は富巨萬を有せり。

リチヤウコ氏　ヘローナ氏　ロサーダ氏　ヴィセンテ、フェルナンデス氏　カフコン

氏　コスタンチーノ氏　グチエリエス、ダヴィット氏　マヌエル、グチエルレス氏

クリソストーモ氏　スルエータ氏　クルス、エレーラ、カルボ氏等。

前記諸氏は皆比律賓第一流の名士にして、實に一國の政治舞臺に立ち充分の能力を有するものなり。諸氏の中には法律家あり醫學者あり技術家あり。大抵は皆歐洲に於て教育を受け、然らざるも皆本國にて大學の教育を受けたるものなり。

南洋之風雲 終

明治三十四年二月十日印刷
明治三十四年二月十三日發行

定價金四拾錢

譯者　宮本平九郎
譯者　藤田季莊
發行者　高田俊雄
東京市牛込區赤城下町廿七番地
印刷者　佐久間衡治
東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地
發行所　博文館
東京市日本橋區本町三丁目八番地
印刷所　秀英舍第一工場
東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地

發賣元　博文館
東京市日本橋區本町三丁目

發賣所　有斐閣書房
東京市神田區一ツ橋通町

同　東京堂
東京市神田區表神保町

同　吉岡書店
大坂市東區備後町四丁目

早稻田叢書出版の趣意

按ずるに學問は何れの國に於ても其國の語を以て學ぶべきものなり英人は英語を以て佛人は佛語を以て獨逸人は獨逸語を以て學問を爲し又現に爲しつゝあるは言を俟たず翻つて我國今日迄の成行を見るに時勢は此普通の道を履むを許さず學に志す者其目的を遂するの手段として先他國の語を學び然る後其語を以て著述せられたる書籍により研究せざる可らざりしなり抑も如何なる學問か問はず其蘊奥を窺はんとする者は自國の語によりて研究するのみを以て滿足せず他の國語を學習して研究の範圍を擴むるは固より必要なれ共當初より外國の語のみに依らざる可らずとせば啻に不便の少からざるのみならず弊害も亦極めて多し一言以て之を掩へば斯の如き有樣にては學問の獨立なるもの得て期す可らず夫れ我が東京專門學校は元來この不便を消滅せしめこの弊害を救はんが爲めに起り專ら邦語を以て政治經濟法律文學の諸科を授く我が東京專門學校が邦語を以て十數年間此專門の諸科を教授したるの經驗によれば以下の如き斷言を爲すを得べし曰く邦語を以て專門學を教授するの結果は外國語を以てするに比し毫も劣ること無きのみならず反つて良好なり而して外國語を學ぶが爲に費すべき勞苦と歲月とは固より之を省くを得べし然れども邦語教育は教場教育なり修學者一旦教場若くは講義錄を離れて別に研究を爲さんとするに當ては彼の參考書なるもの大概蟹行文字にして邦語を以て編まれたるもの殆んど有る無しこれ豈學問の進步に關する一大缺典にあらずや思ふにこれを補ふの途他無し先進の學者著述を務むると共に諸外國の名著を飜譯して之を紹介するにあらん是れ我專門學校が政治經濟法律に關する著述及飜譯書を出版するの一大理由なり

然れども政治經濟法律に關する著譯書出版の趣意は以上述ぶる所に止まらず今日日新進步の時勢に於て人々政治經濟法律の如き社會に密接の關係ある學問上の智識を蘊蓄するの必要あるは論を俟たず我專門學校こゝに思ふ所あるが故に彼の歐米に行はるゝ「ユニヴルシチー、エキステンション」の制に倣ひ或は講義錄を發行し或は講筵を地方に開きて斯學の普及を謀り左ればこの著譯書出版の擧も世間學生諸氏の便益を計るが爲めのみにあらず又廣く大方士君子に處世の指南車を供給せんが爲なり世間活眼篤學の士幸に微意の在る所を酌みてこの擧に賛成せられんことを切望せざる可らず

泰西の諸著述を飜譯するは固より新奇の事業にあらず然れども從來の飜譯書中其の或者は既に陳腐にして參考と爲すに足らず或者は飜譯杜撰にして解讀し難きものあり本校こゝに觀る所あるが故に原書を撰擇するに當り其著述の價値を精査せるは勿論又成る可く新著述を撰べり飜譯は正確ならんことを勉め且つ平易明瞭を旨とせり其當否に就ては署名の飜譯者責を負ふのみならず本校も亦責に任ぜんとす其の既に飜譯出版したるは左の諸編にして其他は逐次出版すべし

米國プリンストン大學政治科教頭
文學博士ウッドロオ、ウイルソン原著
文學士 高田早苗 譯

(七版) **政治汎論** 全一冊

一名 沿革實用政治學

背皮金文字入上製 一千二百五十頁 正價壹圓五拾錢 郵稅貳拾四錢

原著者は米國新學派の泰斗嶄新の學理と精密の考證とを以て希臘羅馬の古代より近世の歐米諸大國に渉りて其政治制度を研究し以て此書を著せり卷中載する所此等諸般制度の沿革より現行の憲法行政法地方制度に及び細大漏す無く然かも記事簡潔論評犀利なり政治の梗概を知るに此書の右に出づるもの未だ世にあらず

英國ケムブリッヂ大學教授アルフレッド、マーシャル原著
法學士 井上辰九郎 譯

(九版) **經濟原論** 全一冊

背皮金文字入上製 八百頁 正價壹圓貳拾錢 郵稅拾八錢

本書は近世經濟學界の木鐸として歐米二大陸に名聲高き英國、ケムブリッヂ大學教授アルフレッドマーシャル氏の多年研究の結果に成れる最近の名著にして先づ經濟學攷究の必要、經濟自由の發達、經濟學の發達及び範圍より富、貨物、資本、收入、需用、供給、價格論等に及び終りに社會の進步と價格との關係、職工組合の利害等を論ぜり、其說く處敢て英派の陳套を追はず又徒らに獨派の新奇を衒はず所說穩健立論精詳にして譯文亦正確明暢なり

英國ウオルフ原著
法學博士 天野為之 閱
東京專門學校編輯部 譯

(三版) **國民銀行論** 全一冊

一名 信用組合新策

背皮金文字入上製 五百餘頁 正價金壹圓 郵稅拾四錢

本書は斯道の獻身的扶植者を以て任ずるウオルフ氏の最近名著にして其の所說國民の勤儉心を養ひ貧民にして不知不識の間巨額の資本を儲蓄せしめ以て經濟上最も難しとする所の資本勞力の調和を計り國家生產上に裨益を與ふるに在り考證豐贍立論精詳なり譯者は亦た周到の用意を以て歐米の現今制度及び我國二宮尊德翁の報德社の規約を附錄とし我が朝野の名家は本書出版の舉を賛し數通の序跋書翰を寄せらる吾人は本書が信用組合の發達を助

け社會問題豫防解釋の指南車たるを信じて世の政治家實業家及攻學者の座右の寶として一本を備へられんことを希望する者也

國際法專攻法學士中村進午著

（三版）

新條約論

全一冊

背皮金文字入上製 六百五十頁 正價壹圓參拾錢 郵稅拾六錢

本書は學習院の拔擢により國際法專修の爲め多年獨佛に留學したる中村法學士が最新の學理について新條約を解釋したるものにして、舊條約と改正條約の得失利弊より其理論と實行とを論評し新條約實施後の國民の心得を說き盡して、些の遺憾なく、附錄には日英、日獨、日露、日米、日清五六國の新條約正文を掲載せり

英國シヂウヰツク
仝國バステーブル 原著
文學士 土子金四郎
法學士 田島錦治 共譯

（三版）

經濟政策

全一冊

附 外國貿易論

背皮金文字入上製 六百五十頁 正價壹圓四拾錢 郵稅拾六錢

經濟政策は即ち是れ應用經濟學曰く政府と產業との關係如何政府の個人生產に干涉する場合如何公正なる富の分配法如何經濟と道德との關係如何是れ皆本書の正解明答する所著者はマーシヤルに拮抗する碩學本書の價格固より多言を要せず、バ氏の外國貿易論亦た嶄新の見を以て國際的價格外國爲換自由保護貿易等外國貿易に關する一切の事項を論斷す今之を一書に綴て公世するは近代英國一二碩學の名著を一目の下に讀過するの快を讀者に與へんが爲めのみ

英國ジー、エー、キーエンス原著
法學博士天野爲之譯

（三版）

經濟學研究法

全一冊

背皮金文字入上製 四百五十頁 正價金壹圓 郵稅拾四錢

本書は英國著名の學者キーエンス氏が紛々たる俗論の經濟學研究者を誤るを遺憾とし其の研究の方針を指示し不偏不黨公明正大の眼光を以て經濟學純正論派及び歷史論派の缺點短處僻見誤謬を論議せるものにして其の論評的確引證精密論に到らざるなく議して當らざるなく譯者又周到の注意を以て最も平易

簡明に縷陳せり

國際法學會員
法學博士 有賀長雄著

（四版）
近時外交史 全一冊

背皮金文字入上製 七百餘頁 正價壹圓五拾錢 郵税拾六錢

本書は國際法學者として有名なる有賀博士が博く歐米の外交史を調査し多年研鑽の餘に成りたるものにして先づ外交史上に於て近古の界線たる千八百十四年の維納公會に筆を起し希土戰爭に至りて筆を畢ふ蓋し現今歐米列國の境域は概ね第一維納公會後に定まりたるもの從て列國交渉の最も頻繁なりしは維納公會後にして有名なる外交家の輩出したるも亦た此時以後なりとす、然れば此一部の外交史は最近歐米列國の改造史とも見るべく又た近世偉人傳とも見るを得べし

英國 ビー、シー、スコットオ原著
文學士 高田早苗譯

（再版）
英國國會史 全一冊

背皮金文字入上製 八百餘頁 正價壹圓參拾錢 郵税拾八錢

本書は憲法政治の祖國なる英國巴力門の歷史にして專ら國會の設立に起し英國代議制度運用の現狀に至りて筆を止む今日宇内萬國の爲めに國會の模範と仰がるゝ英國國會の創立以來千有餘年の間に於ける變遷事例を說くこと極めて精明にしてヂスレリーか咄嗟の辯を以てピール内閣を轉覆したるパルマーストンが一夕の演說を以て頭目を旣春に回したるの奇觀は言ふまでもなく前には即ちパルク、ピット、フォックスの諸豪後には即ちグラッドストン、パー子ル、ソールスベリー等の群英が國會場裡に角逐馳騁したるの活劇は本書之を說くこと目に睹るが如し加ふるに本書の末尾には特に譯者の注意を以て英國歷代諸王及重要事件年表ハノーバル王朝首相年表及び近世英國政黨組織の沿革を附錄として添へたれば讀者は國會史上の事實と英國史との關係を瞭然として知るを得べし

英國 エー、ヴィー、ダイシー原著
文學士 高田早苗
文學士 梅若誠太郎 共譯

英國憲法論 全一部

附 英國憲法講義

背皮金文字入上製 九百餘頁 正價壹圓七拾五錢 郵税貳拾錢

英國は憲法政治の祖國にして英國憲法は他國憲法の標準なり、憲法學者の金科玉條として尊重するものは實に英國憲法なり、然れども英國憲法

は所謂不成典憲法にして重を古來の慣習に措くを以て其研究に困難なる復た此の憲法の如きはあらず、而して能く此困難を排し特殊の論法を用ひて繁雜難解の英國憲法を說明し英國憲法をして恰かも**整然**たる**成文**の**典章**なるが如き觀あらしめたるの效は實に之を本書の原著者博士ダイシー氏に歸せざるを得ず、氏は現にオクスフォード大學の英法學教授にして夙に斯學の大家を以て世に知られたるの人なり、本書約九百頁の大卷其說く處彼の古代に詳にして今日に疎なる歷史的研究に偏せず、政治的要素にのみ着目せる實際的研究に倚らず、又形式に拘泥して現時の實想に迂なる法律的研究に流れず能く**其中庸**を得て**英國憲法**の**眞髓**を**明**にしたるもの本書に如くはなし、加ふるに多年本校に在て斯學の教授を擔當せる高田學士の**簡明**なる「**英國憲法講義**」を以て附錄とす

英國、ジー、エフ、バステーブル原著
法學士 井上辰九郎
法學士 高野岩三郎 共譯

（再版）

財政學

全一册

背皮金文字入上製 一千百五十頁 正價貳圓貳拾錢 郵税貳拾貳錢

本書は英國愛爾蘭ダブリン大學經濟學教授バステーブル氏著『パブリツク、ファイナンス』を翻譯したるものにして氏が**經濟學者**として**世界**の**大家**たるは既に識者の認むる所なり、即ち本書は氏が**深刻**なる**學識**と**該博**なる**材料**とを以て繁雜難解なる財政上の理論を極めて**平易簡明**に說述したるものなれば**教科書**として又**參考書**として最も適當なることを深く信じて疑はざるなり、六編三十八章に分れたる大册各章毎に題目を分ち一々各國の實例を擧げて之を論證せるものなれば學理と實際とを研究するに極めて便なり、而して譯語の**正確**にして**妥當**なるは之を繙くものをして**原書**を讀むと其得る所決して異なるなかるべきを信ず

侯爵 西園寺公望序
伯爵 大隈重信序
佛國アー、ド、ピッツール原著
日本 酒井雄三郎譯

（再版）

今世 歐洲外交史

全二册

背皮金文字入上製 一千六百頁 正價參圓五拾錢 郵税參拾六錢

外交の智識を涵養するの今日の日本國民に緊急なるは識者の夙に痛言する所にあらずや本書は則ち裕に此緊急なる需要に應ずべきものにして原書は佛國史學の大家アー、ド、ピッツール氏の著はす所に係り最近八十年間に於ける歐洲外交界の沿革を敍述し列國迭に親和、抗爭、聚合、離散する所以の形勢事情を明にし材料極めて**豐富**敍事最も**精確**、議論亦甚だ**卓拔**にして凡そ今世紀に於て歐洲の外交界に現はれたる大小の英物が權變を競ひ術略を竭くして**龍驤虎搏**の**壯技**を演ずるの狀歷々として觀るが如し

露國フリードリッヒ、フォン、マルテンス原著
國際法専攻 法學士 中村進午譯

國際法

全二册

背皮金文字入上製 一千八百頁 正價金四圓 郵税四拾錢

原著者マルテンス博士は露國聖彼得堡大學國際法の教授にして同國外務省の顧問と樞密顧問とを兼嘗て本國を代表し万國平和會議の委員たりし人なり即ち原著者が歐洲大陸第一流の國際法學者たる事は世界の輿論が證認する所なり而して本書は著者が**畢生の大著述**にして其一度上梓せらるゝや文明諸國競て之を**飜譯**し國際法を談ずる者殆んど引證を之に採らざるはなし實に斯學に關する**無二の寶典**と云ふも決して溢美にあらず約**一千頁の大卷**先づ筆を國際法の概論に起し**國際公法、私法、刑法**にまで論及して餘蘊あらず

英國　ジヤスチン、マツカアシー原著

日本　高田早苗　吉田己之助　石井勇　共譯

英國今代史　上卷

一名　女皇之御宇

全部三卷の内上卷千百餘頁背皮金文字入上製

正價貳圓參拾錢　郵稅　三百目以上四百目迄の小包料

世間近世史多しと雖現代史は稀れなり本書は多才多能の政治家卓識の政論家該博精通の歷史家として英國に著名なる國會議員人呼んでマコーレーの**再來**と爲すマツカアシー氏の著す所其名の如く英國現女皇の即位より一昨々年金剛石祝典迄の英國史にして上中下三卷總て三千餘頁に涉る**大著作**なり此書英國現代の政治宗教文學教育工藝等國家社會百般の事網羅して遺さず政黨の消長人物の去來細大寫出して**宛然活畫**の如し而して近時に於ける歐陸の形勢亦この書によりて窺ふを得ん抑も著者が流麗圓轉の敍事痛快鋭利の論評はこの書をして歷史の模範たらしむるのみならず其律々の趣味は讀者に與ふるに小說以上の快感を以てす啻に班馬をして後に瞠若たらしむるのみならず稱して**立憲的三國志水滸傳**と謂ふを得べし宜なり其公世以後**三十餘版**を重ね英米二國の紙價をして高からしめたるや今や英國は世界の舞臺に立つて殆ど我と唇齒の國たり經世の士詳に其の近狀を知るの要あるや論無けん上卷既に梓に上り中下卷續いて發行せられんとす敢て大方の愛讀を求む

文學士　姊崎正治著

宗教學概論　全一冊

背皮金文字入上製　正價壹圓五拾錢

六百餘頁　郵稅拾六錢

近時宗教問題益々盛に而も其の研究たるや彼の往時に於けるが如く徒に其の異を立てんとするにはあらで諸學者は漸く眞摯着實の態度を以て之れに接せんとす、思ふに今日の如き我學術界はかゝる重大の問題は猶幾多の歲月と幾多の研究とを積まざるべからず、玆に於て本書はこれ等の問題を研究せんとする者の爲めに出でたるものなり、而して本書の**特色**は從來の**比較宗教學**或は**宗教史**より**一步**を進め**廣く事實**を**蒐集**し**材料**を**富豐**にし**心理學、倫理學、社會學**等の諸方面に關し**統一的說明**をなしたるにあり、**宗教**の**科學的**及び**人文的研究**に**一系統**を**創始**したるは實に本書の抱負とする所なり

米國コロムビヤ大學政學部行政法教授フランク、ジエー、グッドノウ原著
日本東京專門學校講師 浮田和民譯

比較行政法 全一冊

背皮金文字入上製 正價金貳圓
八百頁 郵稅貳拾錢

原著者は米國新學派の泰斗斯學の大家、本書は即ち著者が多年研鑽の結果に成れる最近の大著なり、全部約八百頁、前後二卷を合して一冊とす第一卷に於ては一般行政組織を論じ、歐米諸大國に於ける中央地方行政を說くこと頗る細密に、第二卷に於ては各種行政官吏の性質を論じ、行政部の作用、行政部の監督等に說き及んで遺憾なし、思ふに世の行政法を說く者多く、獨、佛を稱揚すと雖も、其實質及び精神に至ては英米亦た大に長所なくんばあらず、本書は則ち研究至難なる英米の行政法を解說すること快刀亂麻を斷つが如く之を獨佛の制に比較して其長短優劣を明かならしむ實に斯學開けて以來有數の名著作にして學者に政治家に行政官吏、各種の受驗生其他苟くも志を斯學に寄する者の爲に無上の參考書たり浮田氏本校の囑を空しふせず之が飜譯に從事せらるゝこと數年辛苦功成つて今や漸く上梓發行するを得たり有志の士速に一本を座右に供へらるべし

英國ミクール、マルホール原著
日本ドクトル、オフ、フイロソフイー大石熊吉 前川九萬人共譯

萬國國力比較 全一冊

背皮金文字入上製一千頁
精巧圖面三十餘頁挿入
正價貳圓五拾錢 郵稅二百匁以上四百匁迄小包料

原著者は英國著名の經濟學者にして又た統計學者なり而して其の記する所世界各國に於ける農工商業、內外貿易、鑛山事業等は勿論、領土、人口、資本家、勞働者の狀態より牛羊鷄豚の數に至るまで細大漏さず之が統計を擧げ、各國の比例を示し、一讀人をして世界各國の貧富强弱、大小廣狹、文野虛實を知悉せしむ、本書一度世に出づるや歐米の識者は其材料の豐富なると統計の精詳なるとに驚き、十九世紀有數の大著と稱せりと、以て本書の價値を知るべきなり、譯者本校の囑により多年の歲月を費して之が飜譯に從事し今や漸く上梓するを得たり、思ふに此書世の學者政治家新聞記者商工業者の好參考書たるは勿論一般國民坐右欠く可らざるの寶典たるべきなり

米國ギディング原著
法學博士元良勇次郎閲
文學士遠藤隆吉譯

社會學　全一冊

背皮金文字入上製　五百五十頁
正價壹圓參拾五錢　郵稅拾四錢

本書は米國有名の社會學者ギディング氏の最近名著にして社會の始源、其成長、構造、目的及び活動を心理學倫理學國家學經濟學其他諸科學の各方面より說明せるものなり、著者學殖の深遠豐富なる上はプラトー、アリストートルの社會學說より下はスペンサー、ダーウヰン。ヘッケル等の所論を解說評論して更に嶄新の一家言を立つ。故に歐米の學者氏の本著を以て社會學の組織を一新したるものとなし斯學の研究は必ず本書に須たざるべからずと爲すに至れり、今や遠藤文學士精緻の筆を以て本書を譯し元良博士の叮嚀なる校閲を經て之を上梓す、社會學の研究未だ幼稚にして而して社會問題の續々起る我國今日の世態に於て學者の熟讀せざるべからざるものは本書なるべし

文學士桑木嚴翼著

哲學概論　全一冊

背皮金文字入上製　正價壹圓參拾五錢
五百五十頁　郵稅拾四錢

凡百の學、深く之を究むれば竟に哲學に歸入せざる者甚だ鮮なし、或は文學に、或は宗教教育に、其の他百般の科學に就き、深く之を究めんと欲する者は必ず先づ哲學の大綱に通ずるの要あり、況んや倫理教育の奧堂に到らんと欲する者に於てをや、今や我が學界を見るに他の諸科學の書の稍々見るに足るべき者甚だ多きに反し、哲學の書の寥々たる實に曉天の星も啻ならざる者あり、特に哲學概論の著の如きに至りては殆んど見るに足るべき者一もあるなし、日新の今日誰か浩嘆せざる者あらんや、桑木文學士の此の著ある、實に之れが爲めなり、而して其の說く所、廣く諸書を涉獵して能く其の萃を蒐め、行文亦簡明にして能く其の要を得たり、加之、卷末論文數篇を附錄として以て參考に供せるが如き、其の用意の周到なる實に方今得易からざるの良著なり、

法學博士鳩山和夫　法學博士穗積陳重
法學博士富井政章　法學博士戶水寬人
法學博士岡村輝彥　帝國大學校教授ドクトル、レーンホルム
法學博士梅謙次郎　法學博士菊池武夫　批評

獨逸伯林大學教授ハインリヒ、デルンブルヒ原著
法學士副島義一　法學士中村進午
法學士瀨田忠三郎　法學士古川五郎
法學士山口弘一　合譯

本書の著者其明快暢達の筆を以て曩に『今世歐洲外交史』を譯出し大方の喝采を博したるは世人の知る所なり本書素と小册子に過ぎずと雖ども**觀察周到行文簡潔最近八十年間**に於て歐洲列國が其政治上に於て經由したる進歩の行程を示し其の因果の關係を明かならしむるに於て些の遺憾あらず今や**二十世紀**の**新天地**に立ちて**前世紀**に於ける**歐洲政界**の**進化**を**觀察**す豈興味の掬すべきものなしとせんや世間篤學の士幸に一讀の勞を吝むなかれ

佛國巴理大學國際法教授ルイ、ルノール原著
法學博士　有賀長雄序
法學博士　宮本平九郎閲
法學士　蜷川新譯

早稻田小篇

國際法論　全一册

正價金參拾五錢　郵稅金四錢

本書一小篇に過ぎずと雖ども**其簡潔なる行文を以て國際法の概念を説き其淵源を詳にし**斯學研究の參考たるべき**諸大家の好著を紹介する等周到餘す處なく稀有の名著なり**有賀博士本書に序して曰く『佛國現時の國際法學者は第一指をルイ、ルノール氏に屈せざるべからず而してルノール氏の名を爲す實に此國際法論に在り』と以て本書の眞價を判するに足るべし

法學士　織田一著

早稻田小篇

支那貿易　全一册

正價金四拾錢　郵稅金四錢

著者官命を帶びて清國に航し具さに商工業を視察して得たる材料に廣く英獨の諸書を參酌して成れるもの即ち本書なり、筆を清國開港の歷史に起し各條約港及び居留地の狀態より貿易の發達を敍し、南北中央の要地に於ける商工業の形況を詳かにし、其の租税制度、交通機關、外國商人の狀况を詳説して日清貿易を盛ならしむるの要件に論及し細大餘すなし今や戰雲東亞の天を蔽ひ清國の運命計るべからざるものありと雖も元と是れ一葦水を隔つるの隣邦にして而かも列國が將來に於て**世界**の**一大企地**として極力地歩を爭へるの處、益々我邦と**唇齒**の**關係**を生ずるや論なし吾人今にして此邦の事情を詳かにする豈**必須**の**準備**にあらずとせんや志ある者一本を備へて參考に資せらるべし

横山正修編著

早稻田小編

非鐵道國有論　全一册

正價金貳拾五錢　郵稅金四錢

本書は主として佛國の大家ポリュー氏が有名の著書『近世國家職務論』にかける所説と、アルフレッド、マンシュ

氏の著『普國國有鐵道の成績』とを摘述して、我今日の國狀に照し著者の意見を加へたるものにして、叙理明晰議論適切、世の鐵道の經濟を研究せんとする者及び政府職務の範域を明かにせんとする者の為に好個の參考書たるべし、

早稻田小篇

ドクトル、オフ、フィロソフィー 高木正義纂譯

トラスト

全一冊

正價 金參拾錢 郵税 金四錢

トラスト一たび米國に起りて其經濟社會に大革命を來たし更に歐洲大陸に流行して遂に我國にまで波及し來れり然れども其利害得失は未だ容易に斷言すべからず但し米國に就て之を見るに其結果は大躰に於て頗好なるが如し果して爾らば米國に於けるトラスト制度の眞相現狀トラスト如何、抑も本來の性質及び其利害如何、此等緊要の諸問題を詳說したるものは天下唯だ獨り本書あるのみ

早稻田小篇

菅公談

全一冊

伯爵大隈重信講演

鮮明肖像入

正價 金參拾錢 郵税 金四錢

菅公儒林より起りて右大臣に進み宇多醍醐の兩朝に任へて君國に大功あり、不幸中道にして貶竄に逢ふと雖も其遺德千歲に傳はり天滿宮の興盛今に至りて益々顯著なり、然れども古來偉人の性行人物往々世人の物議に上り其眞相容易に窺ふべからず、菅公の人物徑行亦有餘年の今日に至て大に學者論士の是非する所と爲り或は其の人と爲りを誤り傳へられんとす、大隈伯菅公の裔を以て大に之を憂ひ乃ち古今の史籍に徵して公の事蹟人物を評說す、博引旁證斷ずるに精到の識見を以てす自ら書生俗儒の論と同じからず、菅公の人物德業を知らんと欲するもの一讀の勞を吝む勿れ

（三版）

法典修正案理由書

全二冊

菊版全二冊一千五百頁

正價壹冊金七十五錢宛 郵税一冊十四錢宛

二冊共に購讀する時は一割引

●民法、法例、國籍法、不動産登記法、民法施行法 壹冊

●商法、商法施行法 壹冊

法典調査會の精密なる審査を經たる民法商法法例國籍法不動産登記法の各修正案及同理由書は新法典修正起草の眞髓を發露し立法の精神を表示したるものなれば法學研究者に無上の參考材料たるは勿論新法典の支配を受くべき一般國民が須臾も座右を離す可らざるの要具なり而して本校は讀者對照の便を計り各法典の條文を挿入せり苟も立法の本旨を窺はんとするの士は須く一讀を要す

鼇頭對照 新法典正文 全二冊

民法之部 六版

●法例●民法●民法施行法●人事訴訟手續法●外三法
全一冊價四十五錢郵稅八錢

右は初版以來好評を博し今回第六版を發行せり

商法之部

●國籍法●商法●商法施行法●不動産登記法●供託法
全一冊正價廿八錢郵稅六錢

右は商法外諸法典にして民法其他の法律と相須て之れが適用を見るべきものなれば其攻究は一日も忽諸に附す可らざること明かなり

●兩書共印刷鮮明紙質善良なり特に校正は嚴密なる注意を加ふ篤學の士速に一本を座右に備へらるべし

法學士 古川五郎 山口弘一 合譯

獨逸新民法商法正文 全一冊

正價金壹圓 郵稅拾四錢

獨逸民法は歐米先進國の法典中最も完全なるものと稱せられ我新法典の如き主として其基を獨逸に採れるは人の識るところなり本書は大冊二千三百八十五條の民法條文と四百七十三條の商法條文とよりなる皆最新の法典を飜譯したるもの行文明確なり斯學に志を寄する者一本を求めて我が新法典と對照參考せば以て得るところ尠からざるべし

文章眞訣 全一冊

學海 依田百川序
省軒 龜谷行引
晩香 菊池三九郎編

正價金七拾五錢 郵稅八錢

體製別百篇 法則別百篇 時代別百篇

此書は和漢古今の名文及び文法を網羅蒐收す此書の外には名文無く文法無し學者必讀の書なり

歴史叢書發行の趣意

本校出版部は史學專攻の諸名家に囑し『歴史叢書』の名の下に左の諸歴史を出版せんとす其趣旨とする處は世界的觀念の發達てふ國民敎育の一大主眼を貫徹するに就て稗益する所あらしめ且つ諸專門學科就中政治、經濟、法律、文學の諸科を研究するの基礎として必要なる歴史的知識の普及を計らんとするにあり二十世紀の日本國民は特に世界を知らざるべからず史的智識に基かざる空論妄斷は遂に有害無益たらずんばあらず世間有識の士幸ひに余輩と感を同ふし『歴史叢書』出版の擧を賛助せられなば啻に余輩の幸福のみにあらざるなり

獨逸史	文學士 隈本繁吉編
露西亞史	高田早苗校 山本利喜雄編
伊太利史	文學士 坂本健一編
西班牙葡萄牙史	文學士 村川堅固編
荷蘭白耳義史	文學士 坂本健一編
北歐史	文學士 高桑駒吉編
土耳古波留汗史	長田忠一編
米國史	小崎弘道編
中央亞細亞史	ドクトル、オヴ、フイロソフイー 長瀬鳳輔編
印度史	文學士 高桑駒吉編
清國史	文學士 矢野仁一編
近世殖民史	文學士 河合弘民編
英國憲法史	バチエラー、オヴ、ロース 松平康國編
希臘史	文學士 幸田成友編
羅馬史	浮田和民編
英國史	バチエラー、オヴ、ロース 松平康國編
佛國史	長田忠一編

●新刊廣告●

山本利喜雄編著
高田早苗校閲

歴史叢書第一編 **『露西亜史』** 全一冊 正價金壹圓廿五錢 郵稅金拾四錢

背皮金文字入上製 五百頁 石版地圖挿入

本校が歴史叢書を發行するの主旨は大略上述の如し而して其第一編さして露國史を出すの理由は他に非ず近來世界に於ける露國の勢力は炎々さして烈日の如く特に其東洋に於ける近時の活動は全世界の耳目を聳動せしむるに足るものあり然りこ雖も建國以來其歷史は暗黑に掩はれ露國なるものは一の**『大なる怪物』**の如く見做され其眞相得て知るべからず特に利害の關係密接なる我同胞間に於て露國に關する**知識最も乏しき**を免れず是れ本校が歴史界の爲め又絕東近年の形勢に鑑みて我國民の爲め深く遺憾さする所にして今ま此露國史を上梓するも一は之が爲めなり、本書は山本氏が方今歐米に於て露國史のオーソリチイさ稱せらるゝラムボード氏の名著を基さし傍ら博く東西の史書を參考して編成したるものにして露國建國以來今日に至る盛衰消長より其人情風俗宗教文藝に至るまで博說詳叙漏す所なく『大なる怪物』の本體は本書に依りて全く明かなりさ謂ふべし左れば從來露國史の欠乏に苦める學者は勿論東洋の風雲甚た急なるの今日志を天下國家に存する人士の必ず一讀せざるべからざるものは本書なるべし

松平康國編著

歴史叢書第二編 **『英國憲法史』** 全一冊 正價金壹圓廿五錢 郵稅金拾四錢

背皮金文字入上製 凡五百頁 石版地圖挿入

世界に於ける諸立憲國の憲法は皆な範を英國に取る故に憲法に關する根本的研究を爲さんこ欲する者は必らず眼を英國憲法に曝さゝる可からず而して英國憲法なるものは所謂制定されたるに非ずして生長したるものさすれば其起源さ變遷さ發達さを叙する英國憲法史の研究は**最も肝要なり**英國に於ては憲法の研究は即ち憲法史の研究に外ならざれば英國憲法史に關する名著大作甚た多しさ雖も我國には之に關する**良著誠に乏しき**さは吾人の常に遺憾さしたる處なり松平康國氏我專門學校に講師さして多年憲法史を講義し諸書を涉獵して今や此の著作を爲せり乃ち其の世を裨益する尠からざるべきを思ひこゝに收めて歷史叢書第二編さなせり世の篤學者幸に一本を座右に備へられよ

早稻田學會設立の趣意

早稻田學會は我が東京專門學校に關係ある諸士及び天下の同志と共に政治法律經濟及び文學上の問題を學術的に講究するを目的とし此目的を達する爲めに早稻田學報と稱する學術應用の評論雜誌を發行するものなり、顧ふに我國最近數年間文運の隆興と共に政法文學の雜誌世に出づるもの千百啻ならずと雖も多くは時事を放談するに非ざれば徒に抽象的學理を空論するものに非ざるはなし而して輕薄放漫なる時事論の青年學生に害ありて利なきと共に幽玄深邃を衒ふ抽象的文字の實際社會に無用なるは世人の夙とに知る所なり唯た夫れ青年學生にも實際社會にも共に有益にして又た必要なるは實際的學理と學理的の實際知識となり換言すれは學理と實際との調和を得たるものは是れなり早稻田學會は乃ち此調和を計るを目的として起り早稻田學報は乃ち政治經濟法律及び文學上の時事問題を採り來りて學術上より精細の觀察を下し正確穩健の論議を爲さんとするものなり四方同感の人士幸に本會の意を諒とせは下文の規約を讀て入會を吝む勿れ

早稻田學會規約

第一條　本會は政治經濟法律文學に關する諸般の問題を講究し傍ら東京專門學校と會員との關係を親密ならしむるを目的とす

第二條　本會は廣く東京專門學校に關係を有する人士を以て之を組織す則ち左の如し

（一）東京專門學校講師校友學生　（二）同校外生

（三）其他本校に關係ある者

第三條　前條の外本會の趣旨を賛成し規定の會費を納むるものは會員たるを得へし

第四條　本會は第一條の目的を達する爲め月刊雜誌を發行して之を會員に頒布す

第五條　本會に雜誌編輯部を設け左の委員を置く（委員畧す）

第六條　本會々員たらんとする者は會費（雜誌發行費）を添へ（其旨本會へ申込むへし但し會費は半ケ年分以上を前納するを要す

第七條　前條の申込ある時は本會は會員證を添へ本會雜誌を送附すへし

但し會員姓名は時々之を本會雜誌に廣告すへし

第八條　會費は左の割合を以て之を前納すへし但郵券代用を謝絕す

半ケ年　金八拾錢　一ケ年　金壹圓五十錢

但會員外の者には一部郵税共金拾五錢にて頒布すへし

第九條　本會々員は雜誌の頒布を受くるの外東京專門學校に定期開設する科外講義、法學部討論會、大演說會及び國會演習等に出席するの權利を有す

但し會費切れたる時は其月より雜誌の頒布を停止し尙ほ會費滯納三ヶ月に涉るものは退會者と見做し以上の權利を停止すると共に其旨誌上に廣告すべし

第十條　本會發行の雜誌は早稻田學報と稱し其掲載項目大要左の如し

●論說　政治法律經濟文學に關する東京專門學校の講師校友其他諸名家の論說を掲く

●講演　內外の碩學名家を聘して東京專門學校に定期開設する課外講義、大演說會、國會演習及び法學部討論會の筆記を掲く

●飜譯　泰西の新著及雜誌等より政治法律經濟文學に關する有益の文字を譯載す

●新刊批評　內外の新刊物を批評して之を世人に紹介す

●時事　政治法律經濟文學上の時事を觀察して簡明誠實に之を世人に報道す

●質疑　政治法律經濟文學に關する會員の質問に對する答案を掲く

●早稻田記事　東京專門學校の狀況校友會同攻會及本會會員の動靜を報告す

●注意●

本會發行の **早稻田學報** は議論の正大剛健なると記事の精確詳明なると材料の豐富なるとを以て嶄然帝都の文壇に頭地を拔けるが故に創刊以來號を重ぬると共に世間篤學者の歡迎を受け且つ來號（四十五號）よりは本校校友大會の決議により二千有餘の校友諸君が義務購讀せらるゝ事と爲りたるを以て更に一大改良を加へ百二十餘頁の大雜誌と爲し江湖の眷顧に酬ひんとす

●特に從來の會員諸君に告く

前記の如く本會雜誌第四十五號より大改良を加ふると共に會則も多少改正相成り候へども從來繼續して本誌を購讀せる諸君は特に之を會員と見做し從て會員の權利及び其の停止も前條の規定に準據すべきものに就き左樣御承知可被下候

又第四十五號以後分迄會費前納の諸君も前記の如く會費の改正に基き自然不足（一ヶ月分にて金五錢）を生ずる儀に付き至急御拂込みの程希望致候

明治三十三年九月

東京專門學校出版部內　**早稻田學會**

主筆 國際法學會員 法學博士 有賀長雄君

外交時報

●發行日毎月十日●定價一部郵税共拾六錢 六部前金九拾壹錢●十二部前金壹圓七拾七錢 既刊一號以下三十六號迄悉揃ふ●校外生其他本校關係者は他の出版物を同一の割引特典あり

今や外交問題は東洋の天地に聚注し特に**清國事變**に對する吾帝國の舉措は深く列強の環視する所にして吾大日本永遠の運命此一舉に於て定まらん歟實にし**外交的智識の普及**は刻下の一大急務なり顧て吾國の實況を察するに國人の外交に冷淡にして列國の形勢に暗き殆と言語に絶たり有賀博士身を外交の研究に委ぬる者此危機を見て歎する久し矣幸にして同博士前後四回海外に遊ひ英佛獨露米其他各國外交上貴重の文書と時々の刊行物並に歐米交友の報道とを得るに於て最も便宜を有するの地位にありて編纂の主宰に任じ又長く獨逸に留學し斯學に精通せる法學士**中村進午君**並に先年外務省に在て學術實際兼備の法學士**宮本平九郎君**常に椽大の筆を奮ひ其他內外名家の寄稿等列國外交の眞相を傳へ其由來消長を審にし以て吾國今後の態度を定むるの資に供す幸にして毎號讀者の數を增加し今や三十二號に達せり實に是れ吾國**唯一の外交雜誌**なり元と是れ收利を目的とするに非ず又政黨に貪緣あるにあらず唯平生講學の責務を盡さむとするのみ本紙揭載の事項左の如し

●**肖像略傳** 世界各國の當代外交家碩學等の鮮明なる寫眞に傳記を附す

●**記事** 歐米諸國に簇起せる錯綜紛糾の諸問題を新刊の新聞雜誌及報道に由り周到緻密に醫究し其原因結果を示すを目的とす故に其事實の眞像を知り兼れて吾人の取るべき態度を定むるに便なるのみならず他日外交歷史編纂の唯一材料たらしむ

●**論說** 極東事件を始め現代列國に起れる外交上の問題より吾當局の外交方針に關し時々犀利なる論評を下し或は歐米大家の卓說を擇載し以て快刀亂麻を絶つの概あらしむ

●**公文** 國際條約及其他の外交文章等は其全文を錄載し原文を附して參照に資す

●**萬國赤十字** 本邦及列國各地の赤十字社に於て執る所の軍隊救恤其他總て慈惠に關し施措せる事業を載す

●**國際法** 列國交涉事件の多くは國際法の原則に依て律すべきものなるを以て本欄內外國際法社會の時事に關する學理を搞載す

●**外交家傳** 列國當代の外交家の詳傳を擧げ記事論說と兩々對照し一層其趣味を深からしむ

●**外交史談** 古今東西の外交家が樽俎折衝の間に施せる經營慘憺の術策擧を指すが如し

●**書評** 國際法其他苟も外交に關する內外新刊書籍の紹介を爲し併せて其細評を賦む

●**雜報** 外報の簡選を密にし其信を置くに足るものに限り細大漏すなし又必要の場合には說明を加へ一般外交に對する關係を解し易からしむ

發行所 東京牛込早稻田東京專門學校內 外交時報社

近刊書目

國際公法　法學博士 有賀長雄 著

國際公法　獨逸 ヘフテル 著　法學士 堀口九万一 譯

國際私法　獨逸 バール 著　法學士 古川五郎 譯

國際私法　佛國 フイオレー 著　法學士 宮本平九郎 譯

獨逸刑法論　獨逸 リスト 著　法學士 瀨田忠三郎 譯

手形法論　獨逸 レーマン 著　法學士 玉川次致　法學士 里見三作 共譯

民法要論　法學士 小山溫　法學士 鈴木喜三郎 共著

商法要論　法學士 青山衆司 著

國法學　獨逸 ラバンド 著　法學士 副島義一 譯

普國國家法論　獨逸 シュルツェ 著　法學士 副島義一 譯

帝國憲法論　法學士 竹井耕一郎 著

政治道德論　米國 リーベル 著　文學士 澤柳政太郎 譯

比較憲法論　米國 バルゲス 著　高田早苗　吉田巳之助 共譯

經濟原論　英國 ニコルソン 著　巖原惟郭　佐藤惣三郎 共譯

經濟原論　獨逸 ロッシェル 著　法學博士 松崎藏之助　法學士 神月正雄 共譯

經濟原論　獨逸 コッサ 著　法學士 永井直好 譯

發行所 東京牛込早稻田 **東京專門學校出版部**

發賣所 日本橋區本町三丁目 **博文館**

神田區一橋通町 **有斐閣**

神田區表神保町 **東京堂**

大取次 大阪東區備後町四丁目 **吉岡書店**